

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案
等について

(諮問第3153号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書（案）	72
3	改正概要	150

(参考)

・ 提出された意見及びそれに対する考え方案 （審議会への必要的諮問事項以外の事項に 係るもの）	191
・ 諮問時の改正案	227

令和4年11月21日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 三 友 仁 志 殿

接 続 委 員 会
主 査 相 田 仁

報 告 書

令和4年9月26日付け諮問第3153号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等については、次のとおり諮問された省令案等に法令上の修正を加えた上で改正することが適当と認められる。
 - ・電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部改正案について、別紙1のとおりとすること。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別紙2のとおりである。

以上

（ゴシック体は第一種指定電気通信設備制度の見直し関係）

○総務省令第 号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄

総務大臣

寺田 稔 松本 剛明

に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章 総則（第一条―第二条の二） 第二章 電気通信事業 第一節 「略」 第二節 電気通信事業者等の業務 「第三節」第五節 「略」 第六節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第四十条の八の二―第四十条の八の十一） 「第三章」第五章 「略」 附則 （電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者に準ずる者） 「第二条の二」 法第二条第七号イの総務省令で定める者は、電気通信事業者又は法第六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者から、その提供する電気通信役務を継続的に利用するための識別符号（法第二十七条の十二第二号に規定する識別符号であつて、当該識別符号に係る電気通信役務を利用しようとする者が提供する氏名（法人にあつては、当該法人の名称）、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報に基づき作成されるものをいう。）を付与された者（電気通信事業者又は第三号事業を営む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者を除く。）とする。 （登録を要しない電気通信事業） 第三条 「略」 2 都道府県、市町村（特別区を含む。）又は指定都市の区若しくは総合区の区域の変更により、法第十六条第一項の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定める基準に該当しないこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、法第九条の登録を受けないで、電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。 （氏名等の変更の届出） 第七条 法第十三条第五項の規定による法第十条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。 「一・二」 「略」 2 法第十三条第五項の規定による法第十条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 「同上」 第一節 「同上」 第二節 電気通信事業者の業務 「第三節」第五節 「同上」 第六節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第四十条の八の二―第四十条の八の十） 「第三章」第五章 「同上」 附則 「新設」 （登録を要しない電気通信事業） 第三条 「同上」 2 都道府県、市町村（特別区を含む。）又は指定都市の区若しくは総合区の区域の変更により、法第十六条の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定める基準に該当しないこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、法第九条の登録を受けないで、電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。 （氏名等の変更の届出） 第七条 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。 「一・二」 「同上」 2 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。

(軽微な変更の届出) 第八条 法第十三条第五項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第七の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第五項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 〔一〇四 略〕 〔三〇五 略〕 (電気通信事業の届出) 第九条 〔略〕	(軽微な変更の届出) 第八条 法第十三条第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第七の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 〔一〇四 同上〕 〔三〇五 同上〕 (電気通信事業の届出) 第九条 〔同上〕
3 法第十六条第三項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。 〔一〇二 略〕 4 法第十六条第三項の規定による同条第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。 5 法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 6 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十六条第四項の規定による変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 〔一〇四 略〕	3 法第十六条第二項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。 〔一〇二 同上〕 4 法第十六条第二項の規定による同条第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。 5 法第十六条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 6 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十六条第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 〔一〇四 同上〕
10 法第十六条第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の八の届出書に、法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 11 総務大臣は、法第十三条第五項の規定による届出(法第九条の登録を受けた電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準のいずれにも該当することとなった場合に限る。)又は法第十六条第一項の規定による届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。同条第三項及び第四項並びに法第十七条第二項の規定に	10 法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の八の届出書に、法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 11 総務大臣は、法第十三条第四項の規定による届出(法第九条の登録を受けた電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準のいずれにも該当することとなった場合に限る。)又は法第十六条第一項の規定による届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。同条第二項及び第三項並びに法第十七条第二項の規定に

よる届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

第二節 電気通信事業者等の業務

(特定ドメイン名電気通信役務の範囲)

第二十二条の二 法第二十四条第一号ロの総務省令で定めるドメイン名電気通信役務は、第五十九条の三第一項第一号イに掲げる電気通信役務とする。

(書面の交付)

第二十二条の二の四 対象契約が成立したときに法第二十六条の二第一項の規定により作成する書面(以下この条において「契約書面」という。)には、対象契約及びこれに付随する契約の内容を明らかにするための事項であつて次に掲げるものを記載しなければならない。

〔一〕六 略〕

2 前項各号に掲げる事項の記載は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

〔一〕 略〕

二 対象契約が書面解除を行うことができるものである場合 次に掲げる事項が明らかにされていること。

〔イ〕ホ 略〕

へ 書面解除に伴い当該書面解除をした者が支払うべき金額の算定の方法

〔ト〕 略〕

三 対象契約に係る電気通信役務の提供について第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置を講じている場合 次に掲げる事項が明らかにされていること。

〔イ〕ロ 略〕

ハ 第二十二条の二の七第一項第五号ロ又はハの解除に伴い当該解除をした者が支払うべき金額の算定の方法

〔二〕 略〕

〔四〕 略〕

〔三〕六 略〕

(書面による解除の例外)

第二十二条の二の七 法第二十六条の三第一項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕四 略〕

五 法第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務のうち、その提供を受けることができる場所に関する状況(以下この号において「利用場所状況」という。)及びその利用者の利益の保護のための法令等の遵守に関する状況(以下この号において「遵守状況」という。)を確認できる措置(次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この条において「確認措置」という。)を電気通信事業者が講じているものであつて、その利用者の利益が保護されているものとして、当該電気通信事業者の申請により総務大臣が認定(以下この条において「認定」という。)したものの提供に関する契約(以下この号において「確認措置契約」とい

よる届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

第二節 電気通信事業者の業務

(特定ドメイン名電気通信役務の範囲)

第二十二条の二 法第二十四条第一号ハの総務省令で定めるドメイン名電気通信役務は、第五十九条の二第一項第一号イに掲げる電気通信役務とする。

(書面の交付)

第二十二条の二の四 〔同上〕

〔一〕六 同上〕

2 〔同上〕

〔一〕 同上〕

二 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上〕

へ 書面解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定の方法

〔ト〕 同上〕

三 〔同上〕

〔イ〕ロ 同上〕

ハ 第二十二条の二の七第一項第五号ロ又はハの解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定の方法

〔二〕 同上〕

〔四〕 同上〕

〔三〕六 同上〕

(書面による解除の例外)

第二十二条の二の七 〔同上〕

〔一〕四 同上〕

五 〔同上〕

う。）を締結した場合 「イ」ハ 略 ニ ロ又はハの解除に伴い当該解除をした者が支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。 〔(1)・(2) 略〕 「ホ 略」 〔2〕6 略〕 (不実告知後の書面の交付) 第二十二条の二の八 不実告知後書面には、次に掲げる事項（変更契約又は更新契約の場合にあつては、第二十二条の二の四第三項に規定する変更の内容、第五号から第十号まで及び第十二号に掲げる事項並びに既契約に係る電気通信役務の提供に関する契約の成立の年月日その他の当該契約を特定するに足りる事項）を記載しなければならない。 「一」六 略 七 書面解除があつた場合に当該書面解除をした者が支払うべき金額の算定の方法 「八」十二 略 〔2〕4 略〕 (書面解除に伴い当該書面解除をした者が支払うべき金額) 第二十二条の二の九 法第二十六条の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。 「一」五 略 (利用者等の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為) 第二十二条の二の十三の二 法第二十七条の二第四号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 「一 略」 二 電気通信役務に関する契約の解除に伴い当該契約の解除をした者が支払うべき金額として次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額を請求すること。 「イ」ニ 略 ホ 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に関する契約の解除に際して利用者又は当該契約の解除をした者（以下このホにおいて「利用者等」という。）の求めに応じて行われる工事等（当該利用者等が他の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受けるために必要な工事等にあつては、専ら当該利用者等の便宜を図るために行われるものに限る。）のために通常要する費用の額及び当該工事等に伴う除却により生じる損失の額に相当する額 「ハ」ト 略 (特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定) 第二十二条の二の十九 法第二十七条の五の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれ	「イ」ハ 同上 ニ ロ又はハの解除に伴い当該利用者支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。 〔(1)・(2) 同上〕 「ホ 同上」 〔2〕6 同上〕 (不実告知後の書面の交付) 第二十二条の二の八 〔同上〕 「一」六 同上 七 書面解除があつた場合に利用者支払うべき金額の算定の方法 「八」十二 同上 〔2〕4 同上〕 (書面解除に伴い利用者が支払うべき金額) 第二十二条の二の九 〔同上〕 「一」五 同上 (利用者等の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為) 第二十二条の二の十三の二 〔同上〕 「一 同上」 二 電気通信役務に関する契約の解除に伴い当該電気通信役務の利用者が支払うべき金額として次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額を請求すること。 「イ」ニ 同上 ホ 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に関する契約の解除に際して利用者の求めに応じて行われる工事等（利用者が他の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受けるために必要な工事等にあつては、専ら当該利用者の便宜を図るために行われるものに限る。）のために通常要する費用の額及び当該工事等に伴う除却により生じる損失の額に相当する額 「ハ」ト 同上 〔新設〕
--	--

を行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

（利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務）

第二十二條の二の二十 法第二十七條の五の総務省令で定める電気通信役務は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第二条第三項の表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務ごとに次の各号に掲げる電気通信役務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しない電気通信役務 前年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者に卸電気通信役務を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限る。）を含む。次号において同じ。）の数の平均が一千万以上であるもの
- 二 その提供の開始時において対価としての料金の支払を要する電気通信役務 前年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が五百万以上であるもの

（特定利用者情報）

第二十二條の二の二十一 法第二十七條の五第二号の総務省令で定める情報は、次に掲げる情報の集合物を構成する情報とする。

- 一 特定の利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限る。次号において同じ。）を識別することができる情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、利用者を識別することができる情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の利用者を識別することができる情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

（情報取扱規程）

第二十二條の二の二十二 法第二十七條の六第一項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、様式第十五の四の届出書に、次に掲げる事項を内容とする情報取扱規程を添えて行わなければならない。

- 一 特定利用者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該特定利用者情報の安全管理に関する次に掲げる事項

イ 組織的安全管理措置に関すること。

ロ 人的安全管理措置に関すること。

ハ 物理的安全管理措置に関すること。

ニ 技術的安全管理措置に関すること。

ホ 第二十二條の二の二十三第三号ロ(1)、ハ又はニに規定する場合にあつては、当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の把握の体制に関すること。

二 特定利用者情報の取扱いを第三者に委託する場合における当該委託を受けた者に対する監

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

	督に関する次に掲げる事項 イ 委託先の選定の方法に関すること。 ロ 委託契約において定める特定利用者情報の取扱いに関すること。 ハ 委託先における特定利用者情報の取扱状況の把握の体制及び方法に関すること。 三 情報取扱方針の策定及び公表に関する事項 四 法第二十七条の九の規定による評価に関する次に掲げる事項 イ 当該評価の実施並びに当該評価の結果の情報取扱規程及び情報取扱方針への反映の体制に関すること。 ロ 当該評価を行う項目、方法及び頻度に関すること。 五 特定利用者情報を取り扱う従事者に対する監督に関する事項 五 法第二十七条の六第二項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、様式第十五の五の届出書を提出しなければならない。 (情報取扱方針) 第二十二條の二の二十三 法第二十七条の八第一項の規定による公表をしようとする電気通信事業者は、次に掲げる事項を内容とする情報取扱方針をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表しなければならない。この場合において、当該事項については、利用者が容易に確認できるようにするものとする。 一 取得する特定利用者情報の内容（当該特定利用者情報を取得する方法を含む。）に関する事項 二 特定利用者情報の利用の目的及び方法に関する事項 三 特定利用者情報の安全管理の方法に関する次に掲げる事項 イ 安全管理措置の概要 ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、当該(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項 (1) 外国に設置される電気通信設備に特定利用者情報を保存する場合（(2)に掲げる場合を除く。） 当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無 (2) (1)に規定する電気通信設備が第三者により設置されたものである場合において、当該電気通信設備が設置された外国の名称を知ることが困難なとき 当該第三者の名称 ハ 外国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合にあつては、当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無 ニ 外国に所在する第三者が提供する電気通信役務であつて、情報の保存を目的とするものを利用して特定利用者情報を保存する場合にあつては、当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無 五 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所、事務所その他の事業場の連絡先に関する事項 五 過去十年間（法第二十七条の五の規定により指定されている期間が十年に満たない場合に
--	--

〔新設〕

は、当該期間）に生じた法第二十八条第一項第二号イ及びロに掲げる事故の時期及び内容の公表に関する事項

（特定利用者情報の取扱状況の評価）

第二十二條の二十四 法第二十七條の九第一項の規定による評価は、直近の事業年度における社会情勢、技術の動向、外国の制度、サイバーセキュリティに対する脅威その他の状況の変化を踏まえ、少なくとも次に掲げる事項について行うものとする。

一 直近の事業年度における情報取扱規程及び情報取扱方針の遵守状況

二 直近の事業年度における特定利用者情報の漏えい

2 前項の規定は、法第二十七條の五の規定による指定の日を含む事業年度の翌事業年度から適用する。この場合において、当該翌事業年度における同項の適用については、同項中「直近の事業年度」とあるのは、「法第二十七條の五の規定による指定の日から当該指定の日を含む事業年度の最終日までの間」とする。

（特定利用者情報統括管理者の要件）

第二十二條の二十五 法第二十七條の十第一項の総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

一 電気通信役務の提供を受ける者又は電気通信事業以外の事業における顧客に関する情報の取扱いに関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有すること。

イ 電気通信役務の提供を受ける者又は電気通信事業以外の事業における顧客に関する情報の取扱いに関する安全管理又は法令に関する業務

ロ イに掲げる業務を監督する業務

二 前号に掲げる要件と同等以上の能力を有すると認められること。

（特定利用者情報統括管理者の選任及び解任の届出）

第二十二條の二十六 法第二十七條の十第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 選任し、又は解任した特定利用者情報統括管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の場合にあつては、その理由

2 前項の届出書には、選任された特定利用者情報統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

（利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務）

第二十二條の二十七 法第二十七條の十二の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当する電気通信役務であつて、ブラウザその他のソフトウェア（利用者が使用するパーソナルコンピュータ、携帯電話端末又はこれらに類する端末機器においてオペレーティングシステムを通じて実行されるものに限る。次条において同じ。）により提供されるものと

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

する。

一 他人の通信を媒介する電気通信役務

二 その記録媒体に情報を記録し、又はその送信装置に情報を入力する電気通信を利用者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

三 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。次条において同じ。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

四 前号に掲げるもののほか、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの

（利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法）

第二十二條の二の二十八 法第二十七條の十二の規定により利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行おうとするときは、次の各号のいずれにも該当する方法により、次条各号に掲げる事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。

一 日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること。

二 操作を行うことなく文字が適切な大きさとで利用者の電気通信設備の映像面に表示されるようにすること。

三 前二号に掲げるもののほか、利用者が次条各号に掲げる事項について容易に確認できるようにすること。

2] 前項の利用者に通知する場合には、前項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。

一 次条各号に掲げる事項又は当該事項を掲載した画面の所在に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に即時に表示すること（当該事項の一部のみを表示する場合には、利用者がその残部を掲載した画面に容易に到達できるようにすること。）。

二 前号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に認識できるようにすること。

3] 第一項の利用者が容易に知り得る状態に置く場合には、第一項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。

一 情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて、次条各号に掲げる事項を表示すること。

二 情報送信指令通信を行うソフトウェアを利用する際に、利用者の電気通信設備の映像面に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、次条各号に掲げる事項を表示すること。

三 前二号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に到達できるようにすること。
（利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項）

〔新設〕

	第二十二條の二の二十九 法第二十七條の十二本文の総務省令で定める事項は、情報送信指令通信ごとに、次に掲げる事項とする。 一 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報の内容 二 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称 三 第一号に規定する情報の利用目的 (利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報) 第二十二條の二の三十 法第二十七條の十二第一号の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。ただし、当該情報をその必要の範囲内において送信する場合に限るものとする。 一 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は影像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報 二 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報 三 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した認証に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報 四 当該電気通信役務に対する不正な行為の検知等を行い、又は当該不正な行為による被害の軽減等を図るために必要な情報 五 当該電気通信役務の提供に係る電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報その他の当該電気通信設備の適切な運用のために必要な情報 (オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項) 第二十二條の二の三十一 法第二十七條の十二第四号ロの総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 法第二十七條の十二第四号イに規定する措置（以下この条において「オプトアウト措置」という。）を講じている場合にあつては、その旨 二 オプトアウト措置が同法第二十七條の十二第四号イ(1)又は(2)のいずれの行為を停止するものであるかの別 三 オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法 四 利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合において、当該電気通信役務の利用が制限されることとなるときは、その内容 五 情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報（法第二十七條の十二第一号及び第二号に規定するものを除く。）の内容 六 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称 七 第五号に規定する情報の利用目的 第二十三條の二 〔略〕 2 法第三十三條第一項の総務省令で定める方法は、次のとおりとする。	
	〔新設〕	
	〔新設〕	
	〔新設〕	
	第二十三條の二 〔同上〕 2 法第三十三條第一項の総務省令で定める区域（以下「単位指定区域」という。）は、都道府県	

「一の電気通信事業者が設置する固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数の、その伝送路設備が設置される一の都道府県の区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が百分の一未満である場合には、当該電気通信事業者は当該都道府県の区域内に固定端末系伝送路設備を設置していいものとみなす。」 「固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数は、利用者側において他の電気通信設備と接続される回線の数とする。」 【三 略】 4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものとする。 一 符号、音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの 【イ 略】 ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。） 二 伝送路設備であつて次に掲げるもの 【イ・ロ 略】 ハ 第一種指定中継交換局間に設置されるものであつて、専ら異なる都道府県の区域間の通信を行うもの 【三・四 略】 （第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準） 第二十三条の四 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。 【一 八 略】 九 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される都道府県の区域と異なる都道府県の区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置 【十 十二 略】 2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。 【一 略】 一の二 相互接続点と第一種指定電気通信設備の間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通信設備（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運営を行うものに限る。）との接続（第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下「特定接続」という。）の請求等であつて、前号の接続に係るものを他事業者が行う場合における次の事項（イからハまでに掲げるものにあつては、前号に規定する事項と一体的	
--	--

の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域）とする。 【新設】 【中新設中】 【三 同上】 4 同上 【同上】 一 同上 【イ 同上】 ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて、当該単位指定区域内における通信を行うもの（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。） 二 同上 【イ・ロ 同上】 【新設】 【三・四 同上】 （第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準） 第二十三条の四 同上 【一 八 同上】 九 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置 【十 十二 同上】 2 同上 【同上】 【一 同上】 一の二 同上	の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域）とする。 【新設】 【中新設中】 【三 同上】 4 同上 【同上】 一 同上 【イ 同上】 ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて、当該単位指定区域内における通信を行うもの（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。） 二 同上 【イ・ロ 同上】 【新設】 【三・四 同上】 （第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準） 第二十三条の四 同上 【一 八 同上】 九 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置 【十 十二 同上】 2 同上 【同上】 【一 同上】 一の二 同上
---	---

に記載するものとする。)

「イ」ハ 略

「削る」

「削る」

「一の三〜十二 略」

(攻撃先設備探索の範囲)

第四十条の八の二 法第百十六條の二第一項第一号ロの総務省令で定める電気通信の送信は、調査研究その他の正当な理由によることなく、インターネットに接続された電気通信設備において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号により特定された送信先に対し、当該電気通信設備の稼働状況を確認するために行われる電気通信の送信であつて、当該送信に後続する通信の疎通を目的としないものをいう。

第四十条の八の三〜第四十条の八の六

(廃止の届出)

第四十条の八の七 略

2 略

3 総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、第四十条の八の十一で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

第四十条の八の八 略

第四十条の八の九 略

第四十条の八の十 略

(公示)

第四十条の八の十一 法第百十六條の八及び第四十条の八の七第三項の公示は、官報で告示することによつて行う。

(電気通信事業の全部の認定の申請)

第四十条の九 法第百十七條第一項の規定による電気通信事業の全部の認定(以下この条及び第四十条の十一第一項において「全部認定」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

一 その電気通信事業に係る業務区域(利用者(電気通信事業者を除く。))との電気通信設備の接続に係る業務区域及び他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域を含む。次号並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。)について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六條第一項若しくは第四項の届出をしてい

「イ」ハ 同上

二 他事業者が特定接続(専ら異なる単位指定区域間の通信において、特定の PACKET について優先的に通信の交換及び伝送を行うものに限る。ホにおいて同じ。)を行う場合に当該特定接続に関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)第十二條第三項の規定を準用する。)

ホ 其他他事業者が特定接続を行う場合の条件

「一の三〜十二 同上」

「新設」

第四十条の八の二〜第四十条の八の五

(廃止の届出)

第四十条の八の六 同上

2 同上

3 総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、第四十条の八の十で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

第四十条の八の七 同上

第四十条の八の八 同上

第四十条の八の九 同上

(公示)

第四十条の八の十 法第百十六條の八及び第四十条の八の六第三項の公示は、官報で告示することによつて行う。

(電気通信事業の全部の認定の申請)

第四十条の九 同上

一 その電気通信事業に係る業務区域(利用者(電気通信事業者を除く。))との電気通信設備の接続に係る業務区域及び他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域を含む。次号並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。)について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六條第一項若しくは第三項の届出をしてい

る場合は、様式第三十八の四の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第四項の届出をしていない場合は、様式第三十八の五の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 略〕

（電気通信事業の一部の認定の申請）

第四十条の十 法第一百七十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定（以下この条及び次条第二項において「一部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

一 その電気通信事業に係る業務区域について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第四項の届出をしている場合は、様式第三十八の八の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第四項の届出をしていない場合は、様式第三十八の九の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 略〕

（利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備）

第五十四条の二 令第十条第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

一 データベース（利用者に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）その他の利用者に関する情報の取扱いに関して用いられる設備

〔二〇四 略〕

（業務の停止等の報告）

第五十七条 法第二十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後（通信の秘密又は特定利用者情報（次条第一項に規定する情報に限る。以下この条において同じ。）の漏えいに係るものにあつては、それを知つた後）速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式により同表の下欄に掲げる報告期限までに報告書を提出しなければならない。

報告の事由	様式	報告期限
〔略〕		
三 特定利用者情報の漏えい	様式第五十の二の一	特定利用者情報の漏えいを知つた日から三十日以内

る場合は、様式第三十八の四の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第三項の届出をしていない場合は、様式第三十八の五の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 同上〕

（電気通信事業の一部の認定の申請）

第四十条の十 〔同上〕

一 その電気通信事業に係る業務区域について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第三項の届出をしている場合は、様式第三十八の八の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第三項の届出をしていない場合は、様式第三十八の九の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 同上〕

（利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備）

第五十四条の二 令第十条第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

一 データベース（法第十二条の二第四項第二号ロに規定する利用者（以下この号において「利用者」という。）に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）その他の利用者に関する情報の取扱いに関して用いられる設備

〔二〇四 同上〕

（業務の停止等の報告）

第五十七条 法第二十八条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後（通信の秘密の漏えいに係るものにあつては、それを知つた後）速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式により同表の下欄に掲げる報告期限までに報告書を提出しなければならない。

報告の事由	様式	報告期限
〔同上〕		
三 第五十八条で定める重大な事故	様式第五十の三	その重大な事故が発生した日から三十日以内

四 次条第二項に規定する重大な事故	様式第五十の三	その重大な事故が発生した日から三十日以内
-------------------	---------	----------------------

(報告を要する事故)

第五十八条 法第二十八條第一項第二号ロの総務省令で定める情報は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 当該情報に含まれる利用者（法第二十七号イに掲げる者に限る。第五十九条の三第五項第一号において同じ。）の数が千を超えるもの
- 二 特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき、外国政府に提供を行ったもの

2) 法第二十八條第一項第二号ハの総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの

電気通信役務の区分		時間	利用者の数
一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務		一時間	三万
二 緊急通報を取り扱う音声伝送役務		二時間	三万
三 セルラーLPWA（無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項又は同条第一項及び第六項で定める条件に適合する無線設備をいう。）		十二時間	三万
四 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット		二十四時間	十万

(報告を要する重大な事故)

第五十八条 法第二十八條の総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの

電気通信役務の区分		時間	利用者の数
一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務		一時間	三万
二 緊急通報を取り扱う音声伝送役務		二時間	三万
三 セルラーLPWA（無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項又は同条第一項及び第六項で定める条件に適合する無線設備をいう。）		十二時間	三万
四 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット		二十四時間	十万
五 一の項から四の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		十二時間	百万

二 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の

関連サービス（一の項から三の項までに掲げる電気通信役務を除く。）			十二時間	百万
五 一の項から四の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務			二時間	三万
二 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通信の疎通が二時間以上不能となる事故			一時間	百万
（検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を提供する者の指定）				
第五十九条の二 法第六十四条第一項第三号の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる者にその旨を通知するものとする。				
（ドメイン名電気通信役務等の範囲）				
第五十九条の三 法第六十四条第二項第一号の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。				
「一・二 略」				
「2・3 略」				
4 法第六十四条第二項第四号の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれにも該当するものとする。				
一 第二十二条の二の二十七第三号に掲げる電気通信役務であること。				
二 前年度における一月当たりの前号に定める電気通信役務の提供を受けた利用者（法第二条第七号に掲げる者に限り、他の電気通信事業者に卸電気通信役務を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の利用者（法第二条第七号に掲げる者に限る。）を含む。次項第二号において同じ。）の数の平均が一千万以上であること。				
5 法第六十四条第二項第五号の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれにも該当するものとする。				
一 その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報（商品、役務又は権利に関する情報を除く。以下この号において同じ。）を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報が不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、主として不特定の利用者間の交流を目的としたもの（当該電気通信役務以外の電気通信役務に付随的に提供されるものを除く。）であること。				
二 前年度における一月当たりの前号に定める電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が一千万以上であること。				

故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通信の疎通が二時間以上不能となる事故

〔新設〕

（ドメイン名電気通信役務等の範囲）
第五十九条の二 〔同上〕

「一・二 同上」

「2・3 同上」

〔新設〕

〔新設〕

第六十条の二 〔略〕

2 総務大臣は、法第百六十五条第一項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。法第百六十六条第三項及び第四項並びに法第一百七条第二項の規定による届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

（申請等の方法）

第六十九条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）をその者の住所（電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者を含む。）である外国法人等にあつては、国内代表者等の住所。次項において同じ。）を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して行うことができる。

〔一～二 略〕

三 法第十三条第五項の変更の届出

〔四～三十四 略〕

〔2 略〕

様式第4（第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電 気 通 信 役 務 の 種 類		提供する役務
[1 ～ 32 略]		
33 トメイン名電 気通信役務	第59条の3 第1項第1号イに掲げるもの	
	第59条の3 第1項第1号ロに掲げるもの	
	第59条の3 第1項第2号に掲げるもの	
[34 ・ 35 略]		

〔注1～6 略〕

7 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）又は「上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。また、法第164条第1項第3号の指定を受けた者にあつては、当該指定に係る電気通信役務について、参考として、具体的なサービス内容を併記すること。

8 ドメイン名電気通信役務のうち、「第59条の3第1項第1号イに掲げるもの」又は「第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部を記入すること。

〔9・10 略〕

様式第6（第7条、第9条第3項及び第4項、第40条の17関係）

〔略〕

第六十条の二 〔同上〕

2 総務大臣は、法第百六十五条第一項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。法第百六十六条第二項及び第三項並びに法第一百七条第二項の規定による届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

（申請等の方法）

第六十九条 〔同上〕

〔一～二 同上〕

三 法第十三条第四項の変更の届出

〔四～三十四 同上〕

〔2 同上〕

様式第4（第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電 気 通 信 役 務 の 種 類		提供する役務
[1～32 略]		
33 ドメイン名電気通信役務	第59条の2第1項第1号イに掲げるもの	
	第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの	
	第59条の2第1項第2号に掲げるもの	
[34・35 略]		

〔注1～6 同左〕

7 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）又は「上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

8 ドメイン名電気通信役務のうち、「第59条の2第1項第1号イに掲げるもの」又は「第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部を記入すること。

〔9・10 同左〕

様式第6（第7条、第9条第3項及び第4項、第40条の17関係）

〔同左〕

次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第13条第5項（第16条第3項）（及び第122条第5項）の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 略〕 様式第7（第8条第1項関係） 〔略〕 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 1・2 略〕 様式第7の2（第8条第2項第1号関係） 〔略〕 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 1・2 略〕 様式第7の3（第8条第2項第2号関係） 〔略〕 次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の關係書類を添えて、電気通信事業法第13条第5項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 1・2 略〕 様式第7の4（第8条第2項第3号関係） 〔略〕 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 1・2 略〕 様式第7の5（第8条第2項第4号関係） 〔略〕 次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信事業法第13条第5項の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 1・2 略〕 様式第9（第9条第5項関係） 〔略〕 電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので届け出ます。 〔表略〕	次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第13条第4項（第16条第2項）（及び第122条第5項）の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 同左〕 様式第7（第8条第1項関係） 〔同左〕 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第4項の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 1・2 同左〕 様式第7の2（第8条第2項第1号関係） 〔同左〕 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第4項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 1・2 同左〕 様式第7の3（第8条第2項第2号関係） 〔同左〕 次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の關係書類を添えて、電気通信事業法第13条第4項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 1・2 同左〕 様式第7の4（第8条第2項第3号関係） 〔同左〕 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第4項の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 1・2 同左〕 様式第7の5（第8条第2項第4号関係） 〔同左〕 次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信事業法第13条第4項の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 1・2 同左〕 様式第9（第9条第5項関係） 〔同左〕 電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので届け出ます。 〔表同左〕
---	--

〔注 1・2 略〕 様式第 9 の 2 (第 9 条第 6 項第 1 号関係) 〔略〕	〔注 1・2 同左〕 様式第 9 の 2 (第 9 条第 6 項第 1 号関係) 〔同左〕
電気通信事業法第122条第 1 項の規定により、同法第117条第 2 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更の認定を受けたので、次のとおり申請します。 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第 4 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 〔表略〕 〔注 1・2 略〕 様式第 9 の 3 (第 9 条第 6 項第 1 号関係) 〔略〕	電気通信事業法第122条第 1 項の規定により、同法第117条第 2 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更の認定を受けたので、次のとおり申請します。 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第 3 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 1・2 同左〕 様式第 9 の 3 (第 9 条第 6 項第 1 号関係) 〔同左〕
電気通信事業法第16条第 4 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第 2 項の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 1～3 略〕 様式第 9 の 4 (第 9 条第 6 項第 2 号関係) 〔略〕	電気通信事業法第16条第 3 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第 2 項の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 1～3 同左〕 様式第 9 の 4 (第 9 条第 6 項第 2 号関係) 〔同左〕
電気通信事業法第122条第 1 項の規定により、同法第117条第 2 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更の認定を受けたので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第 4 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 〔表略〕 〔注 1・2 略〕 様式第 9 の 5 (第 9 条第 6 項第 2 号関係) 〔略〕	電気通信事業法第122条第 1 項の規定により、同法第117条第 2 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更の認定を受けたので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第 3 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 1・2 同左〕 様式第 9 の 5 (第 9 条第 6 項第 2 号関係) 〔同左〕
電気通信事業法第16条第 4 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する関係書類を添えて、届け出ます。 次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第 2 項の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 1～3 略〕 様式第 9 の 6 (第 9 条第 6 項第 3 号関係) 〔略〕	電気通信事業法第16条第 3 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する関係書類を添えて、届け出ます。 次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第 2 項の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 1～3 同左〕 様式第 9 の 6 (第 9 条第 6 項第 3 号関係) 〔同左〕
電気通信事業法第16条第 4 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 〔表略〕	電気通信事業法第16条第 3 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 〔表同左〕

[注 1・2 略] 様式第 9 の 7 (第 9 条第 6 項第 4 号関係) [略] 電気通信事業法第16条第 4 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。 [表略] [注 1・2 略] 様式第 9 の 8 (第 9 条第10項関係) [略] 電気通信事業法第16条第 5 項の規定により、電気通信設備の概要を次のとおり届け出ます。 [表略] [注 1～3 略] 様式第15の 4 (第22条の 2 の22第 1 項関係)	[注 1・2 同左] 様式第 9 の 7 (第 9 条第 6 項第 4 号関係) [同左] 電気通信事業法第16条第 3 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。 [表同左] [注 1・2 同左] 様式第 9 の 8 (第 9 条第10項関係) [同左] 電気通信事業法第16条第 4 項の規定により、電気通信設備の概要を次のとおり届け出ます。 [表同左] [注 1～3 同左] [新設]
情報取扱規程届出書 総務大臣 殿 年 月 日 郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。) 電気通信事業法第27条の 6 第 1 項の規定により、別紙のとおり情報取扱規程を定めたので届け出ます。 注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。 様式第15の 5 (第22条の 2 の22第 2 項関係) 情報取扱規程変更届出書	[新設]

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

次のとおり情報取扱規程を変更したので、電気通信事業法第27条の6第2項の規定により、届け出ます。

変更の内容	
変更年月日	
変更の理由	

注 1 「変更の内容」の欄には、変更前と変更後とを対照しやすいように記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の3の2 (第40条の8の3第1項関係)

【略】

【表略】

【注 1 ～ 3 略】

様式第38の3の3 (第40条の8の4第1項関係)

【略】

【表略】

【注 1 略】

2 第40条の8の3第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。

【 3 略】

様式第38の3の4 (第40条の8の6関係)

【略】

様式第38の3の2 (第40条の8の2第1項関係)

【同左】

【表同左】

【注 1 ～ 3 同左】

様式第38の3の3 (第40条の8の3第1項関係)

【同左】

【表同左】

【注 1 同左】

2 第40条の8の2第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。

【 3 同左】

様式第38の3の4 (第40条の8の5関係)

【同左】

〔表略〕 注 1 <u>第40条の8の3第2項第1号</u>の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。 〔2 略〕 様式第38の3の5 (<u>第40条の8の7第1項</u>関係) 〔略〕 電気通信事業法第116条の2第1項の認定に係る業務を廃止したので、電気通信事業法施行規則第40条の8の7第1項の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 略〕	〔表同左〕 注 1 <u>第40条の8の2第2項第1号</u>の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。 〔2 同左〕 様式第38の3の5 (<u>第40条の8の6第1項</u>関係) 〔同左〕 電気通信事業法第116条の2第1項の認定に係る業務を廃止したので、電気通信事業法施行規則第40条の8の6第1項の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 同左〕
様式第38の4 (第40条の9第1項第1号関係) 〔略〕 電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の全部の認定を受けたので、次のとおり申請します。 1 業務区域 注 「法第9条の登録 (の申請) (及び法第13条第1項の変更登録 (の申請))に係る業務区域に同じ。」、「法第16条第1項 (及び<u>同条第4項</u>)の届出に係る業務区域に同じ。」等と記載すること。 2 電気通信設備の概要 注 「法第9条の登録 (の申請) (及び法第13条第1項の変更登録 (の申請))に係る電気通信設備の概要に同じ。」、「法第16条第1項 (及び<u>同条第4項</u>)の届出に係る電気通信設備の概要に同じ。」等と記載すること。 〔注 略〕 様式第38の5 (第40条の9第1項第2号関係) 〔略〕	様式第38の4 (第40条の9第1項第1号関係) 〔同左〕 電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の全部の認定を受けたので、次のとおり申請します。 1 業務区域 注 「法第9条の登録 (の申請) (及び法第13条第1項の変更登録 (の申請))に係る業務区域に同じ。」、「法第16条第1項 (及び<u>同条第3項</u>)の届出に係る業務区域に同じ。」等と記載すること。 2 電気通信設備の概要 注 「法第9条の登録 (の申請) (及び法第13条第1項の変更登録 (の申請))に係る電気通信設備の概要に同じ。」、「法第16条第1項 (及び<u>同条第3項</u>)の届出に係る電気通信設備の概要に同じ。」等と記載すること。 〔注 同左〕 様式第38の5 (第40条の9第1項第2号関係) 〔同左〕
電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける (電気通信事業法<u>第16条第4項</u>の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したので、届け出る)とともに、同法第117条第1項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けたので、次のとおり申請します。 1 業務区域 (1) 提供区域 注 「法第9条の登録 (及び法第13条第1項の変更登録 (の申請))に係る提供区域に同じ。」、「法第16条第1項 (及び<u>同条第4項</u>)の届出に係る提供区域に同じ。」等と記載すること。 〔(2)・(3) 略〕 〔2 略〕 〔注 略〕 様式第38の9 (第40条の10第1項第2号関係)	電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける (電気通信事業法<u>第16条第3項</u>の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したので、届け出る)とともに、同法第117条第1項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けたので、次のとおり申請します。 1 業務区域 (1) 提供区域 注 「法第9条の登録 (及び法第13条第1項の変更登録 (の申請))に係る提供区域に同じ。」、「法第16条第1項 (及び<u>同条第3項</u>)の届出に係る提供区域に同じ。」等と記載すること。 〔(2)・(3) 同左〕 〔2 同左〕 〔注 同左〕 様式第38の9 (第40条の10第1項第2号関係)

【略】 電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第4項の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。 【注 略】 【1・2 略】 【注 略】 様式第50の2の2（第57条関係）			【同左】 電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。 【注 同左】 【1・2 同左】 【注 同左】 【新設】		
特定利用者の漏えい報告書			年 月 日		
総務大臣 殿					
郵便番号 (ふりがな)					
住 所 (ふりがな)					
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)					
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号					
連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)					
電気通信事業法第28条第1項2号ロに規定する特定利用者の情報の漏えいについて、同条の規定により、次のとおり報告します。					
☐ ①特定利用者情報（電気通信事業法第27条の5第2号に掲げる情報に限る。以下同じ。）に係る利用者の数が千を超える漏えい ☐ ②特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき、外国政府に提供を行ったことによる漏えい					
発生年月日		復旧年月日			
発生場所					
発生状況					
発生原因					

措置模様	
再発防止策	

注 1 電気通信事業法28条第1項第2号イに規定する通信の秘密の漏えいに関する同条の報告書が同時に提出される場合において、各報告事項に関し、当該報告書の内容と同一の内容であるときは、当該報告書に同じとして記入を省略することができる。

2 該当する□にシ印を付けること。

3 ②に該当する場合において、復旧年月日、措置模様及び再発防止策の欄については記載を省略することができる。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(定義) 第一条 「略」 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 「一〇十九 略」 十九の二 電子メールサービス、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メール（次号において同じ。）に係る電気通信役務をいう。 十九の三 メッセージングサービス、特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信（電子メールを除く。）に係る電気通信役務をいう。 十九の四 検索サービス、入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務をいう。 十九の五 ソーシャル・ネットワークキング・サービスその他交流型電気通信サービス、その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報（商品、役務又は権利に関する情報を除く。以下この号において同じ。）を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、主として不特定の利用者（電気通信事業法第二条第七号イに掲げる者に限る。）間の交流を目的としたもの（当該電気通信役務以外の電気通信役務に付随的に提供されるものを除く。）をいう。 「二十〇二十五 略」 （電気通信役務契約等状況報告等） 第二条 「略」 3 次		(定義) 第一条 「同上」 2 「同上」 「一〇十九 同上」 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」 「二十〇二十五 同上」 （電気通信役務契約等状況報告等） 第二条 「同上」 2 「同上」 「新設」	
3 次		3 次	
の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者又は電気通信事業法第六十四条第一項		の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者又は電気通信事業法第六十四条第一項	
第三号に掲げる電気通信事業（以下この条において「第三号事業」という。）を営む者は、同表		第三号に掲げる電気通信事業（以下この条において「第三号事業」という。）を営む者は、同表	
の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務（検索サービス及びソーシャル・ネットワークキング・		の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務（検索サービス及びソーシャル・ネットワークキング・	
サービスその他交流型電気通信サービス以外の電気通信役務については、その提供の開始時にお		サービスその他交流型電気通信サービス以外の電気通信役務については、その提供の開始時にお	
いて対価としての料金の支払を要しないものに限る。）ごとに、様式第十五の六により、毎報告		いて対価としての料金の支払を要しないものに限る。）ごとに、様式第十五の六により、毎報告	
年度経過後一月以内に、当該報告年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利		年度経過後一月以内に、当該報告年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利	
用者（電気通信事業法第二条第七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者に卸電気通信役務		用者（電気通信事業法第二条第七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者に卸電気通信役務	
を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する		を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する	

電気通信役務の利用者（電気通信事業法第二条第七号イに掲げる者に限る。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）の数の平均が、次の各号に掲げる区分（以下この項において単に「区分」という。）のいずれかに該当するかについて、書面等により総務大臣に提出しなければならぬ。ただし、報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である場合には、この限りではない。

- 一 九百万未満
- 二 九百万以上一千万未満
- 三 一千万以上

報告対象役務		報告対象事業者	
加入電話	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	加入電話	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者
携帯電話	電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者	携帯電話	電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者
IP電話（当該IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用するものに限る。）	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 IP電話を提供する電気通信事業者であつて、IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号の指定を受けたもの 二 前号に掲げる者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するIP電話の提供を受ける電気通信事業者	IP電話	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 IP電話を提供する電気通信事業者であつて、IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号の指定を受けたもの 二 前号に掲げる者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するIP電話の提供を受ける電気通信事業者
インターネット接続サービス	インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者	インターネット接続サービス	インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者
FTTHアクセスサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（第三号において「設備を設置して提供する事業者」という。） 二 他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（次号において「接続により提供する事業者」という。）（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるFTTHアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者） 三 設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTTHアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者	FTTHアクセスサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（第三号において「設備を設置して提供する事業者」という。） 二 他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（次号において「接続により提供する事業者」という。）（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるFTTHアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者） 三 設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTTHアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者
CATVアクセスサービス	有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する	CATVアクセスサービス	有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する

	BWAアクセスサービス	電気通信設備を設置してCATVアクセスサービスを提供する電気通信事業者
	公衆無線LANアクセスサービス	基地局を設置してBWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者
	仮想移動電気通信サービス	公衆無線LANアクセスサービスを提供する電気通信事業者
	電子メールサービス	仮想移動電気通信サービス（ローカル5Gに係るサービスを除く。）を提供する電気通信事業者
	メッセージングサービス	電子メールサービスを提供する電気通信事業者
	検索サービス	メッセージングサービスを提供する電気通信事業者又は第三号事業を営む者
	ソーシャル・ネットワークキング・サービスその他交流型電気通信サービス	ソーシャル・ネットワークキング・サービスその他交流型電気通信サービスを提供する電気通信事業者又は第三号事業を営む者
	その他電気通信サービス	その他電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業者又は電気通信回線設備を設置せずに他人の通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信事業者

4 前項の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務（その提供の開始時において対価としての料金の支払を要する電気通信役務に限る。、検索サービス及びソーシャル・ネットワークキング・サービスその他交流型電気通信サービスを除く。）ごとに、様式第十五の六により、毎報告年度経過後一月以内に、当該報告年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が、次の各号に掲げる区分（以下この項において単に「区分」という。）のいずれかに該当するかについて、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である場合には、この限りではない。

- 一 四百五十万未満
- 二 四百五十万以上五百万未満
- 三 五百万以上

5 第三項の規定により、同項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をすべき電気通信役務を提供する電気通信事業者及び第三号事業を営む者（当該電気通信役務について同項の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分が同項第二号又は第三号に掲げる区分に該当していた者を除く。）については、同項の規定を適用しない。

〔新設〕

6 第四項の規定により、同項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をすべき電気通信役務を提供する電気通信事業者（当該電気通信役務について同項の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分が同項第二号又は第三号に掲げる区分に該当していた者を除く。）については、同項の規定を適用しない。

〔新設〕

〔新設〕

【監】
【監】

様式第15の4（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告		年 月 日現在
契約数		
サービスの種類		事業者名
契 約 数		
電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の3第1項第1号イに掲げるもの		（ ）
施行規則第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの		（ ）
施行規則第59条の3第1項第2号に掲げるもの		
参 考 事 項		

注 1 「電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の3第1項第1号イに掲げるもの」及び「施行規則第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの」の欄は、ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部ごとに記載すること。この場合において、括弧内には、当該ドメイン名の一部を記載すること。

〔2～5 略〕

様式第15の6（第2条第3項及び第4項関係）

電気通信役務契約等状況報告		年 4月 1日から 年 3月 31日まで
利用者の数の平均		事業者名
その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しないサービスの場合		
サービスの種類	(サービスの種類)	
利用者の数の平均の区分		
900万未満	☐	
900万以上1,000万未満	☐	

【監】
【監】

様式第15の4（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告		年 月 日現在
契約数		
サービスの種類		事業者名
契 約 数		
電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の2第1項第1号イに掲げるもの		（ ）
施行規則第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの		（ ）
施行規則第59条の2第1項第2号に掲げるもの		
参 考 事 項		

注 1 「電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の2第1項第1号イに掲げるもの」及び「施行規則第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの」の欄は、ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部ごとに記載すること。この場合において、括弧内には、当該ドメイン名の一部を記載すること。

〔2～5 同左〕

【新設】

1,000万以上		☐
その提供の開始時において対価としての料金の支払を要するサービスの場合		
サービスの種類		(サービスの種類)
利用者の数の平均の区分		
450万未満		☐
450万以上500万未満		☐
500万以上		☐

注 1 該当する□にレ印を付けること。

2 サービスの種類として、第2条第3項の表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務及び当該電気通信役務の名称を記載すること。複数のサービスの種類について報告する場合には、サービスの種類の列を追加することにより報告することができる。

3 第2条第3項の表の報告対象役務の欄に掲げる加入電話から仮想移動電気通信サービスまでは、当該役務ごとの利用者の数の平均の区分を報告すること。また、携帯電話及び仮想移動電気通信サービスの双方を提供する場合には、仮想移動電気通信サービスの利用者の数については、携帯電話の利用者の数に含めて報告すること。同表の報告対象役務の欄に掲げる電子メールサービスからその他電気通信役務までは、一の報告対象役務に該当する複数のサービスを提供する場合、実態に応じた合理的な分類により、当該複数のサービスごとに報告することができる。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第16 (第2条第7項関係)

[第1表～第6表 略]

様式第17 (第2条第7項関係)

[第1表～第3表 略]

様式第18 (第2条第8項関係)

[略]

[注1～10 略]

様式第19 (第2条第8項関係)

[略]

[注1～8 略]

様式第20 (第2条第8項関係)

[略]

[注1～8 略]

様式第21 (第3条第1項関係)

伝送路設備設置状況報告

都道府県別種類別回線数

年 3月31日現在

様式第16 (第2条第3項関係)

[第1表～第6表 同左]

様式第17 (第2条第3項関係)

[第1表～第3表 同左]

様式第18 (第2条第4項関係)

[同左]

[注1～10 同左]

様式第19 (第2条第4項関係)

[同左]

[注1～8 同左]

様式第20 (第2条第4項関係)

[同左]

[注1～6 同左]

様式第21 (第3条第1項関係)

伝送路設備設置状況報告

単位指定区域別種類別回線数

年 3月31日現在

事業者名

種類 都道府県	有 線			無 線
	二線式	同軸	光信号 伝送用	その他
合 計				

〔注 1・2 略〕

3 「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

4 〔略〕

様式第27（第7条の3関係）

〔略〕

〔注 1～11 略〕

12 「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第五十八条第二項第一号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。

〔13・14 略〕

事業者名

種類 単位 指定区域	有 線			無 線
	二線式	同軸	光信号 伝送用	その他
合 計				

〔注 1・2 同左〕

3 「単位指定区域」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

4 〔同左〕

様式第27（第7条の3関係）

〔同左〕

〔注 1～11 同左〕

12 「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第五十八条第一号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。

〔13・14 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第三条 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

(用語)

第二条 「略」

2 この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

「一、四 略」

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般県間中継系ルータ交換伝送機能に限る。）、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。

「六・七 略」

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘定科目表
資産

科 目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。） 一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定県間中継ルータ SIPサーバ セッションボードコントローラ ENUMサーバ IP電話用DNSサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。） 網終端装置（IP-VPNサービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）

(用語)

第二条 「同上」

2 「同上」

「一、四 同上」

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能に限る。）、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。

「六・七 同上」

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘定科目表
資産

科 目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。） 一般第一種指定中継ルータ SIPサーバ セッションボードコントローラ ENUMサーバ IP電話用DNSサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。） 網終端装置（IP-VPNサービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）

		に係るもの) 収容イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。) 中継イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。) ゲートウェイスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。) 伝送路 (何) 2 特別第一種指定設備 端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの) 主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの) 端末系伝送路 (光信号の伝送に係るもの) 主配線盤 (光信号の伝送に係るもの) 公衆電話設備 端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)
--	--	---

		に係るもの) 収容イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。) 中継イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。) ゲートウェイスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。) 伝送路 (何) 2 特別第一種指定設備 端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの) 主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの) 端末系伝送路 (光信号の伝送に係るもの) 主配線盤 (光信号の伝送に係るもの) 公衆電話設備 端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)
--	--	---

	の提供に用いられるもののうち、ルーティン ング伝送機能に係るもの) 信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信 号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノ ード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送 路又は相互接続点伝送路 (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)	
【略】	【略】	【略】
費用 営業費用 収益 営業収益		
【表略】		
【表略】		
【(注) 略】		

	の提供に用いられるもののうち、ルーティン ング伝送機能に係るもの) 信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信 号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノ ード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送 路又は相互接続点伝送路 (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)	
【同左】	【同左】	【同左】
費用 営業費用 収益 営業収益		
【表同左】		
【表同左】		
【(注) 同左】		

別表第二〔第6条・第8条〕

接 続 会 計 財 務 諸 表 様 式

〔様式第1～様式第3 略〕
様式第3の2

固 定 資 産 冊 属 明 細 表（一般第一種指定設備再掲）

（単位 円）

	一般第一種指定設備計	S I P サ ー ハ			[略]
		一般第一種指定中継ルータ	一般第一種指定果間中継ルータ	[略]	
機械設備	公衆電話機械設備	[略]			
		[略]			
		[略]			
	市内機械設備	[略]			
		[略]			
		[略]			
	市外機械設備	[略]			
		[略]			
		[略]			
	電報機械設備	[略]			
		[略]			
		[略]			
伝送機械設備	[略]				
	[略]				
	[略]				
無線機械設備	[略]				
	[略]				

別表第二〔第6条・第8条〕

接 続 会 計 財 務 諸 表 様 式

〔様式第1～様式第3 同左〕
様式第3の2

固 定 資 産 冊 属 明 細 表（一般第一種指定設備再掲）

（単位 円）

	一般第一種指定設備計	S I P サ ー ハ			[同左]
		一般第一種指定中継ルータ		[同左]	
機械設備	公衆電話機械設備	[同左]			
		[同左]			
		[同左]			
	市内機械設備	[同左]			
		[同左]			
		[同左]			
	市外機械設備	[同左]			
		[同左]			
		[同左]			
	電報機械設備	[同左]			
		[同左]			
		[同左]			
伝送機械設備	[同左]				
	[同左]				
	[同左]				
無線機械設備	[同左]				
	[同左]				

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備再掲）

(単位 円)

[略]									
[略]									
SIPサーバ									
一般第一種指定県間中継ルータ									
一般第一種指定中継ルータ									
[略]									
[略]									
一般第一種指定設備計									
営業費用									
うち貸倒損失費									
運設保全費									
施設共通費									

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備再掲）

(単位 円)

[同左]																			
[同左]					S I P サーバ					[同左]									
					一般第一種指定中継ルータ														
[同左]																			

備考 表中の「」の記載は注記である。

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第四条 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

(用語)		
第二条 「略」		
2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		
「一、四 略」		
五 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータ（一の都道府県の区域内の通信の交換等を行うものに限る。）であつて、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。		
五の二 一般第一種指定県間中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータ（専ら異なる都道府県の区域間の通信の交換等を行うものに限る。）であつて、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。		
六 一般第一種指定ルータ 一般第一種指定収容ルータ、一般第一種指定中継ルータ及び一般第一種指定県間中継ルータをいう。		
六の二 関門系ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータ又は一般第一種指定県間中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される一般第一種指定中継ルータ又は一般第一種指定県間中継ルータ（他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限る。）をいう。		
「六の三、十五 略」		
（法定機能の区分、内容及び対象設備等）		
第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれらの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。		
機能の区分	内 容	対象設備
六の二 ルーティング伝送機能	一般第一種指定中継系ルータ設備等（関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ、関門系ルータ又は関門交換機接続用メディアゲートウェイと関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及び関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定収容ルータとの間に設置される第一	一般第一種指定中継系ルータ設備等

(用語)		
第二条 「同上」		
2 「同上」		
「一、四 同上」		
五 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。		
「新設」		
六 一般第一種指定ルータ 一般第一種指定収容ルータ及び一般第一種指定中継ルータをいう。		
六の二 関門系ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される一般第一種指定中継ルータ（他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限る。）をいう。		
「六の三、十五 同上」		
（法定機能の区分、内容及び対象設備等）		
第四条 「同上」		
機能の区分	内 容	対象設備
六の二 ルーティング伝送機能	一般第一種指定中継系ルータ設備等（関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ、関門系ルータ又は関門交換機接続用メディアゲートウェイと関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及び関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定収容ルータとの間に設置される第一	一般第一種指定中継系ルータ設備等

〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕

単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。	備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。
---	---

（接続料規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	附則 「14 略」 15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道府県の区域（当該事業者が固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。）を設置する都道府県の区域に限る。）以外の都道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。 「16・17 略」
改正前	附則 「14 同上」 15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この項において同じ。）以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。 「16・17 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第六条 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
附則 (経過措置) 第四条 削除 第五条 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、新接続料規則第四条の表二の項の機能(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。)、五の項の機能(関門系ルータ交換機能に限る。)、五の二の項の機能、六の二の項の機能(一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般中間中継ルータ伝送交換機能に限る。)、及び九の項から九の四の項までの機能を用いて、他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機又は関門系ルータで接続し、IP電話(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を用いて提供されるものを除く。以下同じ。)を提供するために通信の交換及び伝送を行う機能(次項及び第三項において「光IP電話接続機能」という。)の接続料を設定するものとする。 [2・3 略]	附則 (経過措置) 第四条 令和六年十二月三十一日までの間、新施行規則第二十三条の四第二項第一号の二の二の特定接続を行う場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで接続し、IP電話(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を用いて提供されるものを除く。以下同じ。)を提供するために通信の交換及び伝送を行うものに限る。))については、関門系ルータを経由してIP電話を提供する場合及び関門交換機を経由してIP電話を提供する場合の通信時間を合算したものをを用いて計算される金額とする。この場合において、当該金額は、通信時間を単位として計算されるものとする。 第五条 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、新接続料規則第四条の表二の項の機能(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。)、五の項の機能(関門系ルータ交換機能に限る。)、五の二の項の機能、六の二の項の機能(一般中継系ルータ交換伝送機能に限る。)、及び九の項から九の四の項までの機能を用いて、他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機又は関門系ルータで接続し、IP電話を提供するために通信の交換及び伝送を行う機能(次項及び第三項において「光IP電話接続機能」という。)の接続料を設定するものとする。 [2・3 同上]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第七条 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

附則

第五条
「同上」

- 2 第五条 「同上」
「同上」

[illegible]

〔3 同上〕

第六条 加入電話・メタルＩＰ電話接続機能の接続料は、附則別表第一第一表の部分機能の区分の欄に定める各部分機能の単位費用総額（単位費用（附則別表第二の要素機能の区分の欄に定める

要素機能（附則別表第一の部分機能の区分の欄に定める部分機能の構成要素となる機能をいう。以下同じ。）について、附則別表第二の対象設備の欄に定める対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設に係る費用の額を用いて算定された当該要素機能の原価及び利潤の総額を当該要素機能に係る需要で除したものをいう。以下同じ。）の総額であつて、附則別表第一の単位費用総額の算定方法の欄に定める方法により算定したものをいう。以下同じ。）を当該各部分機能に係る需要（要素機能の単位費用算定に用いる通信時間であつて、当該各部分機能に係るものをいう。）により加重平均したものに一から特定比率を減じた比率を乗じることにより算定した額に、附則別表第一第二表の部分機能の区分の欄に定める部分機能の単位費用総額に特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するものとする。

〔2 略〕

第八条 削除

附則別表第1（附則第6条関係）

〔第1表 略〕

第2表

部分機能の区分	内容	単位費用総額の算定方法
一 関門系ルータ接続機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行う部分機能	メタル回線収容部に係る単位費用＋一般中継系ルータ交換伝送部に係る単位費用＋一般中継系ルータ接続伝送部に係る単位費用＋一般県間中継ルータ接続伝送部に係る単位費用＋SIPサーバ部に係る単位費用＋関門系ルータ交換部に係る単位費用＋SIP信号変換部に係る単位費用＋番号管理部に係る単位費用＋ドメイン名管理部に係る単位費用

附則別表第2（附則第6条関係）

要素機能（附則別表第一の部分機能の区分の欄に定める部分機能の構成要素となる機能をいう。以下同じ。）について、附則別表第二の対象設備の欄に定める対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設に係る費用の額を用いて算定された当該要素機能の原価及び利潤の総額を当該要素機能に係る需要で除したものをいう。以下同じ。）の総額であつて、附則別表第一の単位費用総額の算定方法の欄に定める方法により算定したものをいう。以下同じ。）を当該各部分機能に係る需要（要素機能の単位費用算定に用いる通信時間であつて、当該各部分機能に係るものをいう。）により加重平均したものに一から特定比率を減じた比率を乗じることにより算定した額に、附則別表第一第二表の部分機能の区分の欄に定める部分機能の単位費用総額に特定接続負担額（他の電気通信事業者が当該部分機能の利用に当たり電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の四第二項第一号の二の二の特定接続を行う場合に当該他の電気通信事業者が負担すべき金額に相当する額であつて、前条第二項の規定により読み替えて適用される新接続料規則第六条の規定により整理された電気通信設備の資産及び費用に基づいて原価及び利潤を算定したものをいう。）を加えた額に特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するものとする。

〔2 同上〕

第八条 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、他の電気通信事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の四第二項第一号の二の二の特定接続（他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで接続する場合において、アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送を行うものに限る。）を行う場合に、当該特定接続に関して金銭の取得をしなかつたものとする。

附則別表第1（附則第6条関係）

〔第1表 同左〕

第2表

部分機能の区分	内容	単位費用総額の算定方法
一 〔同左〕	〔同左〕	メタル回線収容部に係る単位費用＋一般中継系ルータ交換伝送部に係る単位費用＋一般中継系ルータ接続伝送部に係る単位費用＋SIPサーバ部に係る単位費用＋関門系ルータ交換部に係る単位費用＋SIP信号変換部に係る単位費用＋番号管理部に係る単位費用＋ドメイン名管理部に係る単位費用

附則別表第2（附則第6条関係）

【第1表 略】
第2表

要素機能の区分	内容	対象設備
【一・二 略】		
三 一般中継系ルータ接続伝送部	第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定中継系伝送路設備であって、第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置されるもの
三の二 一般果間中継系ルータ接続伝送部	関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと関門系ルータの間に設置される第一種指定果間中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定果間中継系伝送路設備であって、関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと関門系ルータの間に設置されるもの

【四～八 略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

【第1表 同左】
第2表

要素機能の区分	内容	対象設備
【一・二 同左】		
三 一般中継系ルータ接続伝送部	第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定中継系伝送路設備であって、第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置されるもの

【四～八 同左】

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の規定（電気通信事業法（以下「法」という。）第十二条の二及び第三十三条の改正規定を除く。）の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定（電気通信事業法施行規則第二十三条の二及び第二十三条の四の改正規定に限る。）、第二条の規定（電気通信事業報告規則様式第二十一の改正規定に限る。）及び第三条から第七条までの規定は改正法中法第十二条の二及び第三十三条の改正規定の施行の日からの施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）及び第四条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下これらを「新規則」と総称する。）の施行の際現に法電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新施行規則の施行前においても当該申請に係る接続約款の変更を認可することができる。この場合において、その認可を受けた接続約款の変更は、**改正法中法第十二条の二及び第三十三条の改正規定改正法**の施行の日において、法第三十三条第二項の規定による認可を受けたものとみなす。

3 第一項の**規定による**申請に係る接続約款の変更の認可の処分の日が新規則の施行後となる場合において、新規則の施行の際現に法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

4 この省令の施行の際現に電気通信事業者又は法第六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（次項において「第三号事業」という。）を営む者である者に対する第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「毎報告年度経過後」とあるのは「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号）の施行の日から起算して」と、「当該報告年度」とあるのは「当該日を含む報告年度の前報告年度」と、「報告年度」とあるのは「、当該前報告年度」と、「該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である」とあるのは「第一号に掲げる区分に該当する」とする。

5 前項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による改正後の電気通信事業法報告規則第二

条第三項ただし書又は第四項ただし書の規定により、その提供する電気通信役務について同条第三項又は第四項の規定による報告を要しないこととされた電気通信事業者又は第三号事業を営む者については、この省令の施行の日を含む報告年度の前報告年度に係る同条第三項又は第四項の規定による報告として、当該電気通信役務について同条第三項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告又は同条第四項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をしたものとみなす。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号）の施行に伴い、平成十三年四月六日総務省告示第二百四十二号（電気通信事業法施行規則第二十三条の二第二項の規定に基づく指定に関する件）は、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣

寺田 稔
松本 剛明

附 則

この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第二百四十三号（電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣

寺田 稔 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
次に掲げる電気通信設備であつて、別表第一の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの並びに第三号のハの設備であつて、東京都において西日本電信電話株式会社が設置するもの又は及び大阪府において東日本電信電話株式会社が設置するもの 【二・二 略】 三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備であつて、次に掲げるもの イ 「一の都道府県の区域内における通信を行うもの（ルータにあつては、前身に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。） ロ 専ら異なる都道府県の区域間における通信を行うもの（データ伝送役務（当該電気通信事業者がインターネットの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型の電気通信役務に限り、トンネリングプロトコルにより通信路を設定するものを除く。以下同じ。）又はIP電話（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいう。以下同じ。）の提供の用に供されるものに限る。） ハ 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続し、前身に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うルータであつて、IP電話の提供の用に供されるもの 四 施行規則第二十三条の二第四項第二号イ及びロの伝送路設備 五 施行規則第二十三条の二第四項第二号ハの伝送路設備（データ伝送役務又はIP電話の提供の用に供されるものに限る。） 六 【略】 七 【略】 別表		次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの 【二・二 同上】 三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備（ルータにあつては、前身に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。） 【新設】 【新設】 【新設】 【新設】 四 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備（単位指定区域内における通信を行うものに限る。） 【新設】 五 【同上】 六 【同上】 別表	
略	区域	略	電気通信事業者
略	単位指定区域	同上	電気通信事業者

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）
正規定の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

中第十二条の二及び第三十三條の改

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する考え方(案)
(第一種指定電気通信設備制度の見直し関係)

第一種指定電気通信設備制度の見直し関係

- 意見募集期間:令和4年9月 27 日(火)～同年 10 月 26 日(水)
- 再意見募集期間:令和4年 10 月 29 日(土)～同年 11 月 11 日(金)
- 意見提出数:5件
- 再意見提出数:2件 ※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者
1	西日本電信電話株式会社
2	ソフトバンク株式会社
3	東日本電信電話株式会社
4	KDDI 株式会社
5	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
受付順	再意見提出者

1	KDDI 株式会社
2	ソフトバンク株式会社

※ 本改正案のうち、以下の省令案等。

- ・ 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正案（第 23 条の 2 及び第 23 条の 4 の改正規定に限る。）
- ・ 電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）の一部改正案（様式第 21 の改正規定に限る。）
- ・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号）の一部改正案
- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部改正案
- ・ 接続料規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 14 号）の一部改正案
- ・ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 1 号）の一部改正案
- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 9 号）の一部改正案
- ・ 電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づく指定に関する件（平成 13 年総務省告示第 242 号）を廃止する告示案
- ・ 電気通信事業法第 33 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき電気通信設備を指定する件（平成 13 年総務省告示第 243 号）の一部を改正する告示案
- ・ 附則

第一種指定電気通信設備制度の見直し関係			
意見	再意見	考え方	案の修正の有無
総論			
意見 1 経済的複製可能性、単県 P O I の設置状況等の状況変化を踏まえ、I P o E 接続に係る県間通信用設備をあらためて第一種指定電気通信設備制度に基づく規制の対象から除外することについて、今後ご検討いただきたい I P 網への移行後の音声接続に関しては、全事業者が双務的關係になること等を踏まえ、事業者間の公平性確保と規制・運用コストの抑制を図っていくこと（ビルアンドキープ方式の導入等）について検討すべき	再意見 1 （I P o E 接続に係る設備関係） 現時点での除外は不適當（2 者） 今後も不可避性の変化が明確に認められない限りは、規制の対象とすべき（1 者） 単県 P O I の設置が拡大した場合も、経済的な観点も含めた不可避性の解消について確認・検証していく必要（1 者） （I P 音声接続に係る設備関係） 規制の対象とすることに賛同するが、事業者間の公平性確保、規制・運用コストの抑制について別途議論してもよい（1 者） ビルアンドキープ方式については、最終答申の整理から状況の変化はなく、議論を始めることは時期尚早。特に、モバイル事業者を対象とすることは、明らかに適切性を欠き、到底許容できない（1 者）		
一種指定設備規制は、他事業者の事業運営上不可欠な設備（ボトルネック設備）に対して課せられる設備規制であって、通信市場の競争促進を目的とする競争政策の一環として設けられたものであり、「不可避性」（他の手段を選択可能か（自前構築、他社調達等））の観点から規制適用の可否について検討が行われてきたものと	今般の省令・告示改正により第一種指定設備に整理された県間設備のうち、IPoE 接続に係る設備について対象から除外することを要望されたものと理解しております。令和 3 年 9 月にとりまとめられた「I P 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申では、IPoE 接続について、単県 P O I の増設を	県間通信用設備に関する規律の見直しについては、経済的複製可能性や N T T 東日本・西日本による単県 P O I の増設状況等も踏まえつつ、「I P 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 ～ I P 網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～ 最終答申」（令和 3 年 9 月 1 日情報通信審議会答申。以下「最終答申」と	無

考えます。 今般の省令・告示改正により、他事業者との音声 IP 接続及び IPoE 接続に係る当社 IP 網の県間設備が一種指定設備に整理され、アンバンドルの対象に追加されることとなりますが、以下の通り、IPoE 接続に係る県間設備の「不可避性」は解消されていくことから、状況の変化を踏まえ、あらためて一種指定設備規制の対象から除外することについて、今後ご検討いただきたいと考えます。 ① これまでも接続料の算定等に関する研究会や接続政策委員会において申し上げてきたように、当社の県間設備より低廉な料金で他社県間サービスを利用することが可能(経済的な複製可能性を有する)と考えられること。 ② 接続事業者の要望を踏まえ、従来の全国 P0I・ブロック P0I に加え、2014 年 4 月以降、当社の県間設備ではなく、接続事業者自らが構築・調達した県間設備を利用して接続する単県 P0I の開設を進めており、今後も順次拡大予定であること。 特に単県 P0I については、下表のとおり、IPoE 接続に係る県間設備を一種指定設備と整理する方針が示された「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申(2021 年 9 月)以降においても、その設置エリア数、設置 P0I 数は大きく拡大しており、今後はこれらの単県 P0I を利用した当社の県間設備を用いない接続形態が主流となって	行うのみで、県間通信用設備の不可避性が解消されるものではないと考えることが適当であることが示されており、県間通信用設備の不可避性の変化が明確に認められない限りは、引き続き指定設備とすべきと考えます。 また、IP 音声接続に係る設備については、加入者回線の利用に当たり NTT 東西の県間設備を不可避的に利用しなければならないこと等を踏まえ、第一種指定電気通信設備に指定されることについて賛同いたします。なお、必要に応じて事業者間の公平性確保、規制・運用コストを図ることについて別途議論してもよいと考えます。 【KDDI 株式会社】 県間通信用設備について、接続事業者による利用の不可避性が高いものについては、第一種指定電気通信設備制度を適用することが望ましく、他社設備も含めて一体的に規律することが適当とする KDDI 株式会社殿の意見、及び県間通信用設備の第一種指定設備化は、競争環境の促進に資するとするソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社殿の意見に賛同します。 なお、接続事業者は東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」という。)以外の他社県間サービスを利用することが可能(経済的な複製可能性を有する)という NTT 東西殿の意見につ	いう。)に記載のとおり「効率的なネットワークを前提に、東日本エリア又は西日本エリア全域へのサービス提供を行うために接続が行われている実態が継続しているかという点や、接続事業者間や NTT 東日本・西日本と他の県間接続を提供する事業者間での競争の状況、接続事業者による円滑な接続が実現されているかという点等を踏まえ、県間通信用設備の不可避性の変化が明確に認められる場合には、必要に応じて、見直しを検討することが適当」と考えます。 IP 網への移行後における音声接続料の在り方については、最終答申において整理された考え方・考察等を踏まえながら、今後、御指摘の観点も含めて検討していくことが適当と考えます。
---	---	--

いくものと考えます。 （意見中の図表については、本資料別図に掲載。） また、IP 網への移行後の音声接続は全事業者が東京・大阪の 2 か所の P0I ビルで 2 社間の直接接続となり、当社のみならず全事業者がお互いに県間設備を含む電話網を利用し合う双務的な関係になることを踏まえ、事業者間の公平性確保と規制・運用コストの抑制を図っていくこと（接続料の精算を行わない「ビルアンドキープ方式」の導入等）についてご検討をいただきたいと考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	いては、「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申（2021 年 9 月。以下、「最終答申」という。）において、 ① NTT 東西殿の県間通信用設備を使わずに IPoE 接続を行う接続事業者がない点や、 ② 特定県域向けにサービス提供を行えない接続形態やネットワークの実態 等が指摘されており、NTT 東西殿の県間通信用設備を使わずに他の事業者の県間通信用設備を用いることは、経済的複製可能性の観点から、現時点では困難であると考えられると整理されています。現時点ではこれらの課題が解消しておらず、県間通信用設備を一種指定設備規制から除外することは不適切であると考えます。 また、今後 NTT 東西殿による単県 P0I の設置が拡大した場合においても、各事業者で特定県域向けに個別の開発および費用が発生する事を踏まえると、経済的な観点から引き続き NTT 東西殿の県間通信用設備を用いることが不可避となることも想定されるため、これらの課題が今後どのように解消されていく場合でも、引き続き委員会等で確認、検証していく必要があると考えます。 ビル&キープ方式の導入については、最終答申において、以下の通り、まずは事業者間協議を進めていく必要があると既に整理されており、答申が整理された当時から現在ま		
---	--	--	--

	で状況に変化がないことを踏まえると、現時点において公的な場で新たに検討を始めることは時期尚早であると考えます。 特に、委員からのご指摘がありました通り、固定電話と携帯電話では設備構成およびネットワークコストが異なり、かつ、現状、指定事業者は接続約款に基づきコストに適正利潤を加えたものとして接続料算定を行っていること等から、接続料規制としてモバイルを含めた全事業者、またはモバイル事業者相互間にビル&キープ方式を導入することについては明らかに適切性を欠くため、到底許容できません。 (最終答申) ビル&キープ方式の導入について、 ① 事業者間の接続協定は、事業者間の協議により定めることを基本としており、まずは事業者間により協議を進めていく努力がなされることが必要である ② 事業者間で相互にやりとりされる通信量や、各事業者のネットワーク構成・接続料単金には差異があることから、ビル&キープ方式の導入により事業者間の接続料精算を行わない場合、事業者間で不公平を生じることが想定されるためこのような点を踏まえて協議を行う必要がある ③ ビル&キープ方式を希望する事業者	
--	--	--

	は、同方式の導入により、国民利用者にとって少なからぬ影響を生じる料金設定等を行う場合には、国民利用者にどのような便益と影響が生じるのかについて、電話利用者における着信に係る費用負担の方法を含む具体の料金体系を提示するなどして、広く国民利用者の理解を得られるように努めることが必要である 【ソフトバンク株式会社】		
意見 2 県間通信用設備の第一種指定電気通信設備制度に基づく規制の対象への追加に賛同 集合住宅市場における競争環境の充実について今後必要に応じて継続議論を希望	再意見 2		
今回の県間通信用設備の第一種指定設備化は、競争環境の促進に資するものと賛同致します。 競争ルールの検証に関するWGでは引き続き、引込線転用についてもまずは戸建先行の範囲で議論が進む等、競争環境改善に向けて取り組んで頂いております。集合住宅市場においても同様に競争環境の充実は重要であり、今後必要に応じて継続議論がされるよう希望致します。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】	(再意見 1 と同じ) 【ソフトバンク株式会社】	今後の第一種指定電気通信設備制度に基づく規制の運用・見直しについては、御指摘の観点も含めて、今後、有識者や関係事業者の意見も聞きながら検討を進めていくことが適当と考えます。	無
加入者回線の占有率の算定方法(施行規則第 23 条の2第2項関係)			
意見 3 加入者回線の占有率の算定方法	再意見 3		

に係る規定整備について賛同			
加入者回線の占有率を算定する単位指定区域について、都道府県単位から各事業者の業務区域単位へ改正されたことを踏まえると、想定される潜脱を未然に防止し、適切な算定を行えるよう規定整備することは適当と考えます。また、シェアドアクセス方式の加入者回線の算定方法について、現行と同様に分岐端末回線を数える方式とすることを明確化することは、制度運用上必要不可欠であることから、本改正案に賛同いたします。 【KDDI 株式会社】	—	賛同の御意見として承ります。	無
県間通信用設備の第一種指定電気通信設備への追加(施行規則第 23 条の2第4項等関係)			
意見 4 IPoE接続に係る県間通信用設備を新たに、第一種指定電気通信設備制度に基づく規制の対象に追加することについて賛同 本改正が速やかに施行されることを要望	再意見 4 本改正が速やかに実施されることが望ましいという点に賛同		
『IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方～IP 網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～』最終答申の考え方にて、IP 音声接続、IPoE接続の県間通信用設備については、加入者回線との一体性を認め、ボトルネック性を有する設備として、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適当であると整理されたことを踏まえ、施行規則改正案第二十三条の二第四項第一号において、第一種指定中継系交換等設備に関し、単位指定区域外の通信を	本改正が速やかに実施されることが望ましいという点について、同じ考えです。 【KDDI株式会社】	本年 11 月 7 日「電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が公布され、これにより、改正電気通信事業法の施行日に施行する本省令の施行日についても確定し、令和 5 年 6 月 16 日となりました。 本省令の施行に向けて、NTT 東日本・西日本においては、改正事業法の趣旨や、本意見のような接続事業者の意見も踏まえつつ、接続約款の変更申請等について、遅滞なく適切に実施いただくことが適当と考えます。	無

行うものについても指定可能とし、同条同項第二号に県間通信に係る伝送路設備を新たに追加することについて賛同します。 なお、具体的な施行日については今後の諸手続きを経て確定していく認識ですが、上記の通り当該設備の第一種指定設備化の妥当性については既に最終答申にて整理されていること、また、接続事業者において接続料金の予見性を確保し事業計画に反映させる必要があることを踏まえ、本改正が可及的速やかに施行されることを要望します。 【ソフトバンク株式会社】			
意見 5 今般の第一種指定電気通信設備制度の整備について賛同	再意見 5		
I P 網への移行に伴い、ネットワーク構成や接続の実態が都道府県単位ではなくなっていること等を踏まえると、第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の範囲について、都道府県を前提とした考え方を見直し、単位指定区域内の通信を行うものに限り指定可能とする規定を削除することについて適当と考えます。 また、県間通信用設備のうち、接続事業者による利用の不可避性が高いものについては、第一種指定電気通信設備制度を適用することが望ましく、他社設備も含めて一体的に規律することが適当と考えられるため、本改正案に賛同いたします。 【KDDI 株式会社】	(再意見 1 と同じ) 【ソフトバンク株式会社】	賛同の御意見として承ります。	無

(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社提出意見の図表)

■単県 POI 拡大状況(2022 年 9 月末時点:東西計)

(カッコ内は 2021 年 9 月時点からの増減)

	設置エリア数	利用事業者数	利用ポート数	増設予定
集約	2	9	33	なし
ブロック	8	5	93	なし
単県	20(+12)	7(±0)	216(+73)	西:2023 年度中に全府県に設置予定 東:2023 年 1 月以降に2箇所、2025 年4月以降に4箇所(11/17 都道県に設置)設置予定

情 郵 審 第 ※ ※ 号
令 和 4 年 ※ 月 ※ 日

総 務 大 臣
松 本 剛 明 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 川 濱 昇

答 申 書 (案)

令和4年9月26日付け諮問第3153号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添1のとおりである。
- 2 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、次のとおり諮問された省令案等に法令上の修正を加えた上で制定することが適当と認められる。
 - ・電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部改正案について、別添2のとおりとすること。

以上

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する考え方(案)
(審議会への必要的諮問事項に係るもの)

1. 利用者に関する情報の適正な取扱い関係

○ 意見募集期間:令和4年9月 27 日(火)～同年 10 月 26 日(水)

○ 意見提出数:6件 ※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者
1	アジアインターネット日本連盟
2	日本電信電話株式会社
3	在日米国商工会議所
4	ソフトバンク株式会社
5	グーグル合同会社
6	個人(1件)

1. 特定利用者情報の適正な取扱い関係		
意見	考え方	案の修正の有無
1.1 規制対象事業者の範囲(施行規則案第22条の2の20 関係)		
意見 1-1-1 電気通信事業を営む者等を広く対象とするべき		
しかしながら、本省令案では、規律の適用対象を、「無料の電気通信役務に関しては、利用者数 1,000 万人以上」「有料の電気通信役務に関しては、利用者数 500 万人以上」を有する電気通信役務を提供する電気通信事業者に限定しようとされていますが、利用者の目線に立てば、提供事業者の大小は関係なく、広く安心してサービスを利用できる環境が求められていると考えられ、当該規律は幅広く適用されるべきと考えます。 【日本電信電話株式会社】 利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者について、特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループにおいて一部の構成員からも閾値に対する否定的な見解があったように、登録電気通信事業者は全て対象とすべきと考えます。電気通信事業者には、その高い公共性から、電気通信役務の円滑な提供や利用者の利益の保護が求められる観点で、高いガバナンスが求められていると理解しています。利用者から見た安心安全、プライバシーの確保に、事業者の規模、一月の間に電気通信役務の提供を受けたかどうかの基準は関係ありません。高い公共性が求められるその質で基準を設けるべきです。 有料 500 万以上の基準が追加されたことは一定の評価をするものの、その基準が明確ではありません。電気通信事業法の関連基準をふまえれば、100 万人が最低ラインと考えます。今後、電気通信事業法や関連省令等を見直す議論が行われる際は、利用者数の閾値や一月の間に電気通信役務の提供を受けたかどうかの基準の廃止について検討いただくことを要望します。また、対象外の事業者についても、施行規則改正案に準じた取扱いがなされるよう措置をいただくことを要望します。 【ソフトバンク株式会社】	特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ取りまとめ(以下「取りまとめ」という。)2.1(3)のとおり、特定利用者情報の適正な取扱いに関する規制の対象者は、より多くの電気通信事業者とすることが望ましいですが、利用者の利益に及ぼす影響が限定的である電気通信役務のみを提供する電気通信事業者については規制による負担の増加等にも一定の配慮をする必要があることから、取りまとめに示された考え方にに基づき、対象となる電気通信役務の基準を設けることは適切であると考えます。 また、取りまとめ2.1(3)のとおり、総務省において、閾値に満たない電気通信事業を営む者に対して、ガイドライン等により特定利用者情報の適正な取扱いを推奨するとともに、改正電気通信事業法施行後3年後等において、規律の見直しの検討を行うことが適当と考えます。	無
意見 1-1-2 利用者の数の算定方法等について明確化が必要		
「対価としての料金の支払を要しない電気通信役務」、「対価としての料金の支払を要する電気通信役務」の区分について、いわゆるマッチング型プラットフォームにおいて付随的な機能としてクローズドチャット機能等の電気通信役務の提供を受けている場合、売主は	御指摘のクローズドチャット機能の電気通信役務については、いわゆるマッチング型プラットフォームにおいて、一方が料金の支払	無

電気通信事業者に対し出品料、掲載料等の料金の支払を要するものの買主は電気通信事業者に対し一切の料金の支払いを要しないのであれば、売主、買主共に「料金の支払を要しない電気通信役務」として扱うことでよい。 「電気通信役務の提供を受けた利用者の数」について、マッチング型プラットフォームにおいて売主としての法人が付随的な機能としてクローズドチャット機能等の電気通信役務の提供を受けている場合、法人内の複数の従業員が当該電気通信役務を利用しており、従業員ごとに個別の ID、パスワードが発行されていたとしても契約主体である法人を 1 利用者として扱うことでよい。 【アジアインターネット日本連盟】	をせずとも利用できる場合には、その提供の開始時において対価としての料金の支払いを要しない電気通信役務であると考えます。 また、このような電気通信役務の契約主体が法人であり、法人内の複数の従業員が当該電気通信役務を利用していたとしても、1 法人を 1 利用者と算定することが適当と考えます。	
1.2 検索情報電気通信役務(施行規則案第 59 条の3第4項関係)		
意見 1－2 検索情報電気通信役務に関する利用者の数の算定方法等について明確化が必要		
規則 59 条の 3 第 4 項「電気通信役務の提供を受けた者」の意義が条文上必ずしも明らかではないことから、「電気通信役務の利用者」との違いを踏まえつつ、各種の解説等において具体例を交え平易かつ明瞭な形で説明していただきたい（例えば、アカウントにログインするだけでなく特定のサービスを閲覧もしくは投稿したユーザー等、具体的にお示しいただきたい）。 【アジアインターネット日本連盟】	御指摘の「電気通信役務の利用者」の数の場合には、一定期間の累計の利用者（役務を利用せず登録等のみを行っている者も含む。）の数になり得ますが、「電気通信役務の提供を受けた利用者」の数の場合には、一定期間において実際に電気通信役務の提供を受けた累計の利用者の数（いわゆるアクティブ利用者数）となり、意味が異なります。 「電気通信役務の提供を受けた利用者」としては、例えば、取りまとめ脚注 10 のとおり、アカウントにログインするだけでなくサービスを利用（メッセージの送信、閲覧等）をした利用者が該当します。 今後、総務省において、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化することが適当と考えます。	無
本条（総務省注：施行規則第 59 条の 2（検索情報電気通信役務・媒介相当電気通信役務を提供する者の指定））の指定を受けて、届出電気通信事業者として、事故報告対応フローな	円滑な運用に向け、今後も引き続き、個々の事業者等との意見交換等を継続することが適	無

どの社内の体制整備を行うには数か月程度の時間を要する。そのため、指定が見込まれる事業者に対しては、指定の見込みについて早い時点でお知らせいただきたい。 また、指定に当たり、総務省としてはあらかじめ報告規則 2 条 3 項に基づき、第 3 号事業者等から役務ごとの利用者数を報告させるものと認識しているが、事業者の中には複数の役務を提供しているものもある。上記のとおり指定の見込みについてお知らせいただくにあたっては、当該事業者が提供するどの役務が対象となるのかをあらかじめ明確にしたい。 また、本条は報告規則 2 条 3 項と同時に施行される認識であるが、施行後初回の指定についても同項の報告を踏まえて行うこととなるのか。仮にそうである場合は、指定事業者において十分な準備時間が確保されるよう、報告から指定までの期間について配慮いただきたい。 【アジアインターネット日本連盟】	当と考えます。 また、指定の手続きについては、まず、本省令案附則第 2 条第 4 項に基づき、改正電気通信事業法施行後、1 月以内に電気通信事業報告規則案第 2 条第 3 項及び第 4 項に基づく報告をいただき、その後、電気通信事業法施行規則案第 59 条の 2（検索情報電気通信役務・媒介相当電気通信役務を提供する者の指定）による指定を行うこととなります。 なお、当該指定は、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第 169 条第 2 号に基づく審議会への諮問事項であり、報告から指定までは一定の期間を要することになります。	
1.3 媒介相当電気通信役務（施行規則案第 59 条の 3 第 5 項関係）		
意見 1－3 媒介相当電気通信役務の範囲等について明確化が必要		
改正電気通信事業法第 164 条第 2 項第 5 号において新たに定められた「媒介相当電気通信役務」について、本省令案第 59 条の 3 第 5 項における以下の点の確認をお願いします。 （１）本省令案に先立ち公開された「電気通信事業ガバナンス検討会 特定利用者情報の適正な取り扱いに関する WG 取りまとめ」においては、「媒介相当電気通信役務に該当する具体的な電気通信役務としては、テキスト、動画、画像又は音声による SNS、登録制掲示板、登録制オープンチャット、動画共有プラットフォーム、ブログプラットフォーム等が挙げられる」と記載されています（同「取りまとめ」注 16）。一方、本省令案によれば、媒介相当電気通信役務に該当する電気通信事業役務は「主として不特定の利用者間の交流を目的」とするサービスに限定されています。したがって、外形上は同「とりまとめ」において列挙されているサービス（例えば、いわゆる動画共有プラットフォームやブログプラットフォーム）に該当するものであっても、利用者間の交流をサービス利用の必要条件として伴わない情報・コンテンツの発信と情報・コンテンツの享受を主な目的とするサービスなど、「主として不特定の利用者間の交流を目的」としていないサービスについては、媒介相当電気通信役務に該当しないと考えていますが、この理解でよいか、念のために確認をお願いします。 （２）改正電気通信事業法第 164 条第 1 項第 3 号においては、電気通信事業法の規定が（同	（１）について、一般に、不特定の利用者間において「情報・コンテンツの発信と情報・コンテンツの享受」を行い、コメント等を行うことができる電気通信役務は、主として不特定の利用者間の交流を目的とする電気通信役務であると考えられ、その例示として、取りまとめでは、「テキスト、動画、画像又は音声による SNS、登録制掲示板、登録制オープンチャット、動画共有プラットフォーム、ブログプラットフォーム等」が挙げられています。 （２）について、御指摘の電気通信事業ガバナンス検討会の報告書においては、他人間の通信（特に他人間の通話・コミュニケーション）を実質的に媒介する電気通信役務等に限って、事業法第 164 条第 1 項第 3 号に掲げる	無

条3項により適用される規定を除き)適用されない電気通信事業から除外されるものについて、次の規定を置いています。 「ロ及びハ(注:「媒介相当電気通信役務」を指す)に掲げる電気通信役務にあっては、当該電気通信役務を提供する者として総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する者により提供されるものに限る。)を除く」 すなわち、電気通信事業法の適用を受ける「媒介相当電気通信役務」については、総務大臣が個別に指定することになるところ、この指定に際しては、上記(1)を念頭に、対象となるサービスの一般的なカテゴリーにより画一的、一方的に判断するのではなく、「必要最小限の規律とすることが適当」との電気通信事業ガバナンス検討会報告書の趣旨を踏まえ、該当しうる各サービスの主な目的を具体的な個別のサービスに即して適切に判断し、また、対象となる事業者に対して情報提供及び意見表明の機会を与えるなど、適正な手続に従って行われるものと理解しています。この理解でよいか、念のために確認をお願いします。 【グーグル合同会社】	電気通信事業を営む者についても事業法の規律の対象とすることが適当であるとする観点から、「必要最低限の規律とすることが適当」とされたものと認識しています。総務省において、今後も引き続き、媒介相当電気通信役務を提供し得る者とコミュニケーションを取りながら、事業法の適切な運用を行うことが適当と考えます。	
1.4 特定利用者情報・利用者の範囲(施行規則案第2条の2、第22条の2の21 関係)		
意見1ー4 特定利用者情報の範囲等について明確化が必要		
電気通信事業法は、特定利用者情報を電気通信事業者がその電気通信役務の提供に関連して収集された情報のうち、特定の利用者を識別できる情報と定義している(本省令案22条の2の21)。特定利用者情報の意味について規制の確実性を十分に確保するため、「電気通信役務の提供に関連して収集される」という用語の範囲を限定的かつ明確にすることを提言する。特に、当該用語は、故意に収集されたデータのみを指すべきであり、偶発的に収集された、又は容易にアクセス可能ではない個人データを含むべきではない。 【在日米国商工会議所】	事業法第27条の5では、特定利用者情報を総務省令で定める電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報であって、同条第1号及び第2号に掲げるものとしており、御指摘のような「電気通信役務の提供に関連して収集された情報」とは規定していません。利用者利益の保護の観点から、自発的又は偶発的に取得するかを問わず、特定利用者情報として適正な取扱いの対象とすることが適当と考えます。	無
特定利用者情報のうち、登録をする者を識別できる情報は、電気通信役務を継続的に利用するための識別符号を付与されているものを識別することができる情報で、データベースに含まれるものが対象と理解しています。事業者内の他のデータベースと容易に照合することで、識別できる場合は本規範の対象外との理解でよいでしょうか。なお、事業者の理解と対応準備に向け、特定利用者情報の該当性判断に迷いそうな具体的な事例をガイドライン等	個人情報の保護に関する法律の規律や利用者利益の保護の観点を踏まえ、「利用者を識別することができる情報」(事業法第27条の5第2号)には、他の情報と容易に照合することができ、それにより利用者を識別することが	無

で、複数明示いただくことを要望します。(例：データベース化されていても検索できない加工がされている場合、等) (意見の意図) 規律対象となる特定利用者情報については、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号。以下「改正法」という。)第二条第七号イの利用者の定義で、契約締結者に準じる者が追加され、今回の電気通信事業法施行規則改正案(以下「施行規則改正案」という。)第二条の二で、その者は電気通信役務を継続的に利用するための識別符号を付与された者とされ、その登録をする者を識別できる情報のうち、施行規則改正案第二十二條の二の二十一にあるようにデータベース等を構成し検索することができるように体系的に構成した情報のみが、その範囲に含まれることとなったと理解しています。当該情報の定義においては、特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループでの説明において、個人情報保護法の個人情報データベース等の定義を参考にしているとの説明がありました。一方、個人情報保護法では、個人情報の定義において、第二条一項の後段で、(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)としているため、その差異を明確に理解したい趣旨です。 【ソフトバンク株式会社】	できることとなるものを含むものとするのが適当と考えます。事業者内の他のデータベースと容易に照合することができ、それにより利用者を識別することができる情報についても、「利用者を識別することができる情報」(事業法第27条の5第2号)に該当し、「特定利用者情報」に該当し得るものと考えます。 今後、総務省において、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化することが適当と考えます。	
「電気通信役務を継続的に利用するための識別符号」から、「氏名、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報」に基づかないで作成される識別符号が除かれているが、その趣旨・理由を法目的の観点から明らかにされたい。この除外に該当する例として、(1)ユーザ登録に何ら本人確認情報を要しないで任意のユーザIDでログインアカウントを作成できる電気通信役務、(2)ユーザ登録に何らの情報入力を要せず、認証連携サービスを用いてFacebookやTwitter等の他のサービスでのログインから連携してログインする方式の電気通信役務、などが考えられるが、これらはこの規定により、「電気通信役務を継続的に利用するための識別符号」から除外されるのか明らかにされたい。 【個人】	「氏名、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報」に基づくものとしたのは、電気通信役務の提供を受ける登録を行うに当たり、一般的に、これらの情報が提供されているためです。 御指摘の(1)のような電気通信役務について承知しておりますが、未だこのようなサービスが一般的とまでは言えないこと、利用者が制約なくID等を変えることができること等を踏まえた規定としています。また、(2)のような電気通信役務については、通常、連携先から「氏名、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報」が提供されているものと承知しており、提供される場合には「電気通信役務を継続的に利用するための	無

	識別符号」が当該電気通信役務の利用者に付与されたと考えられます。	
22 条の 2 の 21 に、「特定の利用者を識別することができる情報を……検索することができるように」（1 号、2 号とも）とあるが、この文の構造は、「『特定の利用者を識別することができる情報』を……検索することができるように」ではなく、「特定の『利用者を識別することができる情報』を……検索することができるように」となっていると理解したが、この理解でよいか、確認したい。 【個人】	ご理解のとおりです。	無

2. 第一種指定電気通信設備制度の見直し関係

○ 意見募集期間:令和4年9月 27 日(火)～同年 10 月 26 日(水)

○ 再意見募集期間:令和4年 10 月 29 日(土)～同年 11 月 11 日(金)

○ 意見提出数:5件

○ 再意見提出数:2件 ※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者
1	西日本電信電話株式会社
2	ソフトバンク株式会社
3	東日本電信電話株式会社
4	KDDI 株式会社
5	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
受付順	再意見提出者
1	KDDI 株式会社
2	ソフトバンク株式会社

※ 本改正案のうち、以下の省令案等。

- ・ 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正案（第 23 条の 2 及び第 23 条の 4 の改正規定に限る。）
- ・ 電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）の一部改正案（様式第 21 の改正規定に限る。）
- ・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号）の一部改正案

- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部改正案
- ・ 接続料規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 14 号）の一部改正案
- ・ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 1 号）の一部改正案
- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 9 号）の一部改正案
- ・ 電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づく指定に関する件（平成 13 年総務省告示第 242 号）を廃止する告示案
- ・ 電気通信事業法第 33 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき電気通信設備を指定する件（平成 13 年総務省告示第 243 号）の一部を改正する告示案
- ・ 附則

1. 第一種指定電気通信設備制度の見直し関係			
意見	再意見	考え方	案の修正の有無
1.1 総論			
意見 1-1-1 経済的複製可能性、単県 P O I の設置状況等の状況変化を踏まえ、I P o E 接続に係る県間通信用設備をあらためて第一種指定電気通信設備制度に基づく規制の対象から除外することについて、今後ご検討いただきたい I P 網への移行後の音声接続に関しては、全事業者が双務的關係になること等を踏まえ、事業者間の公平性確保と規制・運用コストの抑制を図っていくこと（ビルアンドキープ方式の導入等）について検討すべき	再意見 1-1-1 （I P o E 接続に係る設備関係） 現時点での除外は不適當（2 者） 今後も不可避性の変化が明確に認められない限りは、規制の対象とすべき（1 者） 単県 P O I の設置が拡大した場合も、経済的な観点も含めた不可避性の解消について確認・検証していく必要（1 者） （I P 音声接続に係る設備関係） 規制の対象とすることに賛同するが、事業者間の公平性確保、規制・運用コストの抑制について別途議論してもよい（1 者） ビルアンドキープ方式については、最終答申の整理から状況の変化はなく、議論を始めることは時期尚早。特に、モバイル事業者を対象とすることは、明らかに適切性を欠き、到底許容できない（1 者）		
一種指定設備規制は、他事業者の事業運営上不可欠な設備（ボトルネック設備）に対して課せられる設備規制であって、通信市場の競争促進を目的とする競争政策の一環として設けられたものであり、「不可避性」（他の手段を選択可能か（自前構築、他社調達等））の観点から規制適用の可否について検討が行われてきたものと	今般の省令・告示改正により第一種指定設備に整理された県間設備のうち、IPoE 接続に係る設備について対象から除外することを要望されたものと理解しております。令和 3 年 9 月にとりまとめられた「I P 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申では、IPoE 接続について、単県 P O I の増設を	県間通信用設備に関する規律の見直しについては、経済的複製可能性や N T T 東日本・西日本による単県 P O I の増設状況等も踏まえつつ、「I P 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 ～ I P 網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～ 最終答申」（令和 3 年 9 月 1 日情報通信審議会答申。以下「最終答申」と	無

考えます。 今般の省令・告示改正により、他事業者との音声 IP 接続及び IPoE 接続に係る当社 IP 網の県間設備が一種指定設備に整理され、アンバンドルの対象に追加されることとなりますが、以下の通り、IPoE 接続に係る県間設備の「不可避性」は解消されていくことから、状況の変化を踏まえ、あらためて一種指定設備規制の対象から除外することについて、今後ご検討いただきたいと考えます。 ① これまでも接続料の算定等に関する研究会や接続政策委員会において申し上げてきたように、当社の県間設備より低廉な料金で他社県間サービスを利用することが可能(経済的な複製可能性を有する)と考えられること。 ② 接続事業者の要望を踏まえ、従来の全国 P0I・ブロック P0I に加え、2014 年 4 月以降、当社の県間設備ではなく、接続事業者自らが構築・調達した県間設備を利用して接続する単県 P0I の開設を進めており、今後も順次拡大予定であること。 特に単県 P0I については、下表のとおり、IPoE 接続に係る県間設備を一種指定設備と整理する方針が示された「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申(2021 年 9 月)以降においても、その設置エリア数、設置 P0I 数は大きく拡大しており、今後はこれらの単県 P0I を利用した当社の県間設備を用いない接続形態が主流となって	行うのみで、県間通信用設備の不可避性が解消されるものではないと考えることが適当であることが示されており、県間通信用設備の不可避性の変化が明確に認められない限りは、引き続き指定設備とすべきと考えます。 また、IP 音声接続に係る設備については、加入者回線の利用に当たり NTT 東西の県間設備を不可避的に利用しなければならないこと等を踏まえ、第一種指定電気通信設備に指定されることについて賛同いたします。なお、必要に応じて事業者間の公平性確保、規制・運用コストを図ることについて別途議論してもよいと考えます。 【KDDI 株式会社】 県間通信用設備について、接続事業者による利用の不可避性が高いものについては、第一種指定電気通信設備制度を適用することが望ましく、他社設備も含めて一体的に規律することが適当とする KDDI 株式会社殿の意見、及び県間通信用設備の第一種指定設備化は、競争環境の促進に資するとするソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社殿の意見に賛同します。 なお、接続事業者は東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」という。)以外の他社県間サービスを利用することが可能(経済的な複製可能性を有する)という NTT 東西殿の意見につ	いう。)に記載のとおり「効率的なネットワークを前提に、東日本エリア又は西日本エリア全域へのサービス提供を行うために接続が行われている実態が継続しているかという点や、接続事業者間や NTT 東日本・西日本と他の県間接続を提供する事業者間での競争の状況、接続事業者による円滑な接続が実現されているかという点等を踏まえ、県間通信用設備の不可避性の変化が明確に認められる場合には、必要に応じて、見直しを検討することが適当」と考えます。 IP 網への移行後における音声接続料の在り方については、最終答申において整理された考え方・考察等を踏まえながら、今後、御指摘の観点も含めて検討していくことが適当と考えます。
---	---	--

いくものと考えます。 （意見中の図表については、本資料別図に掲載。） また、IP 網への移行後の音声接続は全事業者が東京・大阪の 2 か所の P0I ビルで 2 社間の直接接続となり、当社のみならず全事業者がお互いに県間設備を含む電話網を利用し合う双務的な関係になることを踏まえ、事業者間の公平性確保と規制・運用コストの抑制を図っていくこと（接続料の精算を行わない「ビルアンドキープ方式」の導入等）についてご検討をいただきたいと考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	いては、「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申（2021 年 9 月。以下、「最終答申」という。）において、 ① NTT 東西殿の県間通信用設備を使わずに IPoE 接続を行う接続事業者がない点や、 ② 特定県域向けにサービス提供を行えない接続形態やネットワークの実態 等が指摘されており、NTT 東西殿の県間通信用設備を使わずに他の事業者の県間通信用設備を用いることは、経済的複製可能性の観点から、現時点では困難であると考えられると整理されています。現時点ではこれらの課題が解消しておらず、県間通信用設備を一種指定設備規制から除外することは不適切であると考えます。 また、今後 NTT 東西殿による単県 P0I の設置が拡大した場合においても、各事業者で特定県域向けに個別の開発および費用が発生する事を踏まえると、経済的な観点から引き続き NTT 東西殿の県間通信用設備を用いることが不可避となることも想定されるため、これらの課題が今後どのように解消されていく場合でも、引き続き委員会等で確認、検証していく必要があると考えます。 ビル&キープ方式の導入については、最終答申において、以下の通り、まずは事業者間協議を進めていく必要があると既に整理されており、答申が整理された当時から現在ま		
---	--	--	--

	で状況に変化がないことを踏まえると、現時点において公的な場で新たに検討を始めることは時期尚早であると考えます。 特に、委員からのご指摘がありました通り、固定電話と携帯電話では設備構成およびネットワークコストが異なり、かつ、現状、指定事業者は接続約款に基づきコストに適正利潤を加えたものとして接続料算定を行っていること等から、接続料規制としてモバイルを含めた全事業者、またはモバイル事業者相互間にビル&キープ方式を導入することについては明らかに適切性を欠くため、到底許容できません。 (最終答申) ビル&キープ方式の導入について、 ① 事業者間の接続協定は、事業者間の協議により定めることを基本としており、まずは事業者間により協議を進めていく努力がなされることが必要である ② 事業者間で相互にやりとりされる通信量や、各事業者のネットワーク構成・接続料単金には差異があることから、ビル&キープ方式の導入により事業者間の接続料精算を行わない場合、事業者間で不公平を生じることが想定されるためこのような点を踏まえて協議を行う必要がある ③ ビル&キープ方式を希望する事業者	
--	--	--

	は、同方式の導入により、国民利用者にとって少なからぬ影響を生じる料金設定等を行う場合には、国民利用者にどのような便益と影響が生じるのかについて、電話利用者における着信に係る費用負担の方法を含む具体的な料金体系を提示するなどして、広く国民利用者の理解を得られるように努めることが必要である 【ソフトバンク株式会社】		
意見 1－1－2 県間通信用設備の第一種指定電気通信設備制度に基づく規制の対象への追加に賛同 集合住宅市場における競争環境の充実について今後必要に応じて継続議論を希望	再意見 1－1－2		
今回の県間通信用設備の第一種指定設備化は、競争環境の促進に資するものと賛同致します。 競争ルールの検証に関する WG では引き続き、引込線転用についてもまずは戸建先行の範囲で議論が進む等、競争環境改善に向けて取り組んで頂いております。集合住宅市場においても同様に競争環境の充実は重要であり、今後必要に応じて継続議論がされるよう希望致します。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】	(再意見 1－1－1 と同じ) 【ソフトバンク株式会社】	今後の第一種指定電気通信設備制度に基づく規制の運用・見直しについては、御指摘の観点も含めて、今後、有識者や関係事業者の意見も聞きながら検討を進めていくことが適当と考えます。	無
1.2 加入者回線の占有率の算定方法(施行規則案第 23 条の2第2項関係)			
意見 1－2 加入者回線の占有率の算定	再意見 1－2		

方法に係る規定整備について賛同			
加入者回線の占有率を算定する単位指定区域について、都道府県単位から各事業者の業務区域単位へ改正されたことを踏まえると、想定される潜脱を未然に防止し、適切な算定を行えるよう規定整備することは適当と考えます。また、シェアドアクセス方式の加入者回線の算定方法について、現行と同様に分岐端末回線を数える方式とすることを明確化することは、制度運用上必要不可欠であることから、本改正案に賛同いたします。 【KDDI 株式会社】	—	賛同の御意見として承ります。	無
1.3 県間通信用設備の第一種指定電気通信設備への追加(施行規則案第 23 条の2第4項等関係)			
意見 1－3－1 IPoE接続に係る県間通信用設備を新たに、第一種指定電気通信設備制度に基づく規制の対象に追加することについて賛同 本改正が速やかに施行されることを要望	再意見 1－3－1 本改正が速やかに実施されることが望ましいという点に賛同		
『IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方～IP 網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～』最終答申の考え方にて、IP 音声接続、IPoE接続の県間通信用設備については、加入者回線との一体性を認め、ボトルネック性を有する設備として、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適当であると整理されたことを踏まえ、施行規則改正案第二十三条の二第四項第一号において、第一種指定中継系交換等設備に関し、単位指定区域外の通信を	本改正が速やかに実施されることが望ましいという点について、同じ考えです。 【KDDI株式会社】	本年 11 月 7 日「電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が公布され、これにより、改正電気通信事業法の施行日に施行する本省令の施行日についても確定し、令和 5 年 6 月 16 日となりました。 本省令の施行に向けて、NTT 東日本・西日本においては、改正電気通信事業法の趣旨や、本意見のような接続事業者の意見も踏まえつつ、接続約款の変更申請等について、遅滞なく適切に実施いただくことが適当と考えます。	無

行うものについても指定可能とし、同条同項第二号に県間通信に係る伝送路設備を新たに追加することについて賛同します。 なお、具体的な施行日については今後の諸手続きを経て確定していく認識ですが、上記の通り当該設備の第一種指定設備化の妥当性については既に最終答申にて整理されていること、また、接続事業者において接続料金の予見性を確保し事業計画に反映させる必要があることを踏まえ、本改正が可及的速やかに施行されることを要望します。 【ソフトバンク株式会社】			
意見 1－3－2 今般の第一種指定電気通信設備制度の整備について賛同	再意見 1－3－2		
I P 網への移行に伴い、ネットワーク構成や接続の実態が都道府県単位ではなくなっていること等を踏まえると、第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の範囲について、都道府県を前提とした考え方を見直し、単位指定区域内の通信を行うものに限り指定可能とする規定を削除することについて適当と考えます。 また、県間通信用設備のうち、接続事業者による利用の不可避性が高いものについては、第一種指定電気通信設備制度を適用することが望ましく、他社設備も含めて一体的に規律することが適当と考えられるため、本改正案に賛同いたします。 【KDDI 株式会社】	(再意見 1－1－1 と同じ) 【ソフトバンク株式会社】	賛同の御意見として承ります。	無

(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社提出意見の図表)

■単県 POI 拡大状況(2022 年 9 月末時点:東西計)

(カッコ内は 2021 年 9 月時点からの増減)

	設置エリア数	利用事業者数	利用ポート数	増設予定
集約	2	9	33	なし
ブロック	8	5	93	なし
単県	20(+12)	7(±0)	216(+73)	西:2023 年度中に全府県に設置予定 東:2023 年 1 月以降に2箇所、2025 年4月以降に4箇所(11/17 都道県に設置)設置予定

○総務省令第 号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄

総務大臣

松本 剛明 寺田 稔

に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章 総則（第一条～第二条の二） 第二章 電気通信事業 第一節 「略」 第二節 電気通信事業者等の業務 「第三節」第五節 「略」 第六節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第四十条の八の二）第四十条の八の十一） 「第三章」第五章 「略」 附則 （電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者に準ずる者） 「第二条の二」 法第二条第七号イの総務省令で定める者は、電気通信事業者又は法第百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者から、その提供する電気通信役務を継続的に利用するための識別符号（法第二十七条の十二第二号に規定する識別符号であつて、当該識別符号に係る電気通信役務を利用しようとする者が提供する氏名（法人にあつては、当該法人の若しくは名称」、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報に基づき作成されるものをいう。）を付与された者（電気通信事業者又は第三号事業を営む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者を除く。）とする。 （登録を要しない電気通信事業） 第三条 「略」 2 都道府県、市町村（特別区を含む。）又は指定都市の区若しくは総合区の区域の変更により、法第百六条第一項の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定める基準に該当しないこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、法第九条の登録を受けないで、電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。 （氏名等の変更の届出） 第七条 法第十三条第五項の規定による法第十条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。 「一・二」 「略」 2 法第十三条第五項の規定による法第十条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 「同上」 第一節 「同上」 第二節 電気通信事業者の業務 「第三節」第五節 「同上」 第六節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第四十条の八の二）第四十条の八の十） 「第三章」第五章 「同上」 附則 「新設」 （登録を要しない電気通信事業） 第三条 「同上」 2 都道府県、市町村（特別区を含む。）又は指定都市の区若しくは総合区の区域の変更により、法第百六条の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定める基準に該当しないこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、法第九条の登録を受けないで、電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。 （氏名等の変更の届出） 第七条 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。 「一・二」 「同上」 2 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。

(軽微な変更の届出) 第八条 法第十三条第五項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第七の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第五項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 〔一〇四 略〕 〔三〇五 略〕 (電気通信事業の届出) 第九条 〔略〕	(軽微な変更の届出) 第八条 法第十三条第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第七の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 〔一〇四 同上〕 〔三〇五 同上〕 (電気通信事業の届出) 第九条 〔同上〕
3 法第十六条第三項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。 〔一〇二 略〕 4 法第十六条第三項の規定による同条第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。 5 法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 6 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十六条第四項の規定による変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。	3 法第十六条第二項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。 〔一〇二 同上〕 4 法第十六条第二項の規定による同条第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。 5 法第十六条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 6 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十六条第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。
〔七〇九 略〕 10 法第十六条第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の八の届出書に、法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 11 総務大臣は、法第十三条第五項の規定による届出(法第九条の登録を受けた電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準のいずれにも該当することとなった場合に限る。)又は法第十六条第一項の規定による届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。同条第三項及び第四項並びに法第十七条第二項の規定に	〔七〇九 同上〕 10 法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の八の届出書に、法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 11 総務大臣は、法第十三条第四項の規定による届出(法第九条の登録を受けた電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準のいずれにも該当することとなった場合に限る。)又は法第十六条第一項の規定による届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。同条第二項及び第三項並びに法第十七条第二項の規定に

よる届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。	
第二節 電気通信事業者等の業務 (特定ドメイン名電気通信役務の範囲)	
第二十二條の二 法第二十四條第一号ロの総務省令で定めるドメイン名電気通信役務は、第五十九條の三第一項第一号イに掲げる電気通信役務とする。 (書面の交付)	第二十二條の二 法第二十四條第一号ハの総務省令で定めるドメイン名電気通信役務は、第五十九條の二第一項第一号イに掲げる電気通信役務とする。 (書面の交付)
第二十二條の二の四 対象契約が成立したときに法第二十六條の二第一項の規定により作成する書面(以下この条において「契約書面」という。)には、対象契約及びこれに付随する契約の内容を明らかにするための事項であつて次に掲げるものを記載しなければならない。 「一 略」	第二十二條の二の四 「同上」
2 前項各号に掲げる事項の記載は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。 「一 略」	2 「一六 同上」 「同上」
二 対象契約が書面解除を行うことができるものである場合 次に掲げる事項が明らかにされていること。 「イ ホ 略」	二 「同上」 「同上」
ヘ 書面解除に伴い当該書面解除をした者が支払うべき金額の算定の方法 「ト 略」	「イ ホ 同上」 ヘ 書面解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定の方法 「ト 同上」
三 対象契約に係る電気通信役務の提供について第二十二條の二の七第一項第五号に規定する確認措置を講じている場合 次に掲げる事項が明らかにされていること。 「イ ロ 略」	三 「同上」
ハ 第二十二條の二の七第一項第五号ロ又はハの解除に伴い当該解除をした者が支払うべき金額の算定の方法 「二 略」	「イ ロ 同上」 ハ 第二十二條の二の七第一項第五号ロ又はハの解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定の方法 「二 同上」
「四 略」	「四 同上」
「三 六 略」 (書面による解除の例外)	「三 六 同上」 (書面による解除の例外)
第二十二條の二の七 法第二十六條の三第一項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 「一 四 略」	第二十二條の二の七 「同上」 「一 四 同上」
五 法第二十六條第一項第一号に掲げる電気通信役務のうち、その提供を受けることができる場所に関する状況(以下この号において「利用場所状況」という。)及びその利用者の利益の保護のための法令等の遵守に関する状況(以下この号において「遵守状況」という。)を確認できる措置(次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この条において「確認措置」という。)を電気通信事業者が講じているものであつて、その利用者の利益が保護されているものとして、当該電気通信事業者の申請により総務大臣が認定(以下この条において「認定」という。)したものの提供に関する契約(以下この号において「確認措置契約」とい	五 「同上」

う。)を締結した場合 「イ」ハ 略 ニ ロ又はハの解除に伴い当該解除をした者が支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。 「(1)・(2) 略」 「ホ 略」 「2」6 略 (不実告知後の書面の交付) 第二十二条の二の八 不実告知後書面には、次に掲げる事項(変更契約又は更新契約の場合にあつては、第二十二条の二の四第三項に規定する変更の内容、第五号から第十号まで及び第十二号に掲げる事項並びに既契約に係る電気通信役務の提供に関する契約の成立の年月日その他の当該契約を特定するに足りる事項)を記載しなければならない。 「一」六 略 七 書面解除があつた場合に当該書面解除をした者が支払うべき金額の算定の方法 「八」十二 略 「2」4 略 (書面解除に伴い当該書面解除をした者が支払うべき金額) 第二十二条の二の九 法第二十六条の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。 「一」五 略 (利用者等の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為) 第二十二条の二の十三の二 法第二十七条の二第四号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 「一」 略 二 電気通信役務に関する契約の解除に伴い当該契約の解除をした者が支払うべき金額として次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額を請求すること。 「イ」ニ 略 ホ 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に関する契約の解除に際して利用者又は当該契約の解除をした者(以下このホにおいて「利用者等」という。)の求めに応じて行われる工事等(当該利用者等が他の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受けるために必要な工事等にあつては、専ら当該利用者等の便宜を図るために行われるものに限る。)のために通常要する費用の額及び当該工事等に伴う除却により生じる損失の額に相当する額 「ハ」ト 略 (特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定) 第二十二条の二の十九 法第二十七条の五の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれ	「イ」ハ 同上 ニ ロ又はハの解除に伴い当該利用者^{【新設】}が支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。 「(1)・(2) 同上」 「ホ 同上」 「2」6 同上 (不実告知後の書面の交付) 第二十二条の二の八 「同上」 「一」六 同上 七 書面解除があつた場合に利用者^{【新設】}が支払うべき金額の算定の方法 「八」十二 同上 「2」4 同上 (書面解除に伴い利用者^{【新設】}が支払うべき金額) 第二十二条の二の九 「同上」 「一」五 同上 (利用者^{【新設】}の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為) 第二十二条の二の十三の二 「同上」 「一」 同上 二 電気通信役務に関する契約の解除に伴い当該電気通信役務の利用者^{【新設】}が支払うべき金額として次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額を請求すること。 「イ」ニ 同上 ホ 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に関する契約の解除に際して利用者^{【新設】}の求めに応じて行われる工事等(利用者^{【新設】}が他の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受けるために必要な工事等にあつては、専ら当該利用者^{【新設】}の便宜を図るために行われるものに限る。)のために通常要する費用の額及び当該工事等に伴う除却により生じる損失の額に相当する額 「ハ」ト 同上 【新設】
--	---

を行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

（利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務）

第二十二條の二十 法第二十七條の五の総務省令で定める電気通信役務は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第二条第三項の表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務ごとに次の各号に掲げる電気通信役務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しない電気通信役務 前年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者に卸電気通信役務を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の利用者（**法第二条第七号イ**に掲げる者に限る。）を含む。次号において同じ。）の数の平均が一千万以上であるもの

二 その提供の開始時において対価としての料金の支払を要する電気通信役務 前年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が五百万以上であるもの

〔新設〕

（特定利用者情報）

第二十二條の二十一 法第二十七條の五第二号の総務省令で定める情報は、次に掲げる情報の集合物を構成する情報とする。

一 特定の利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限る。次号において同じ。）を識別することができ、情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、利用者を識別することができる情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の利用者を識別することができる情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

（情報取扱規程）

第二十二條の二十二 法第二十七條の六第一項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、様式第十五の四の届出書に、次に掲げる事項を内容とする情報取扱規程を添えて行わなければならない。

〔新設〕

一 特定利用者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該特定利用者情報の安全管理に関する次に掲げる事項

イ 組織的安全管理措置に関すること。

ロ 人的安全管理措置に関すること。

ハ 物理的安全管理措置に関すること。

ニ 技術的安全管理措置に関すること。

ホ **次条第二十二條の二十三** 第三号ロ(1)、ハ又はニに規定する場合にあつては、当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の把握の体制に関すること。

〔新設〕

二 特定利用者情報の取扱いを第三者に委託する場合における当該委託を受けた者に対する監督に関する次に掲げる事項 イ 委託先の選定の方法に関すること。 ロ 委託契約において定める特定利用者情報の取扱いに関すること。 ハ 委託先における特定利用者情報の取扱状況の把握の体制及び方法に関すること。	三 情報取扱方針の策定及び公表に関する事項 四 法第二十七条の九の規定による評価に関する次に掲げる事項 イ 当該評価の実施並びに当該評価の結果の情報取扱規程及び情報取扱方針への反映の体制に関すること。 ロ 当該評価を行う項目、方法及び頻度に関すること。	五 特定利用者情報を取り扱う従事者に対する監督に関する事項 法第二十七条の六第二項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、様式第十五の五の届出書を提出しなければならない。	2) (情報取扱方針) 第二十二條の二の二十三 法第二十七条の八第一項の規定による公表をしようとする電気通信事業者は、次に掲げる事項を内容とする情報取扱方針をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表しなければならない。この場合において、当該事項については、利用者が容易に確認できるようにするものとする。 一 取得する特定利用者情報の内容（当該特定利用者情報を取得する方法を含む。）に関する事項 二 特定利用者情報の利用の目的及び方法に関する事項 三 特定利用者情報の安全管理の方法に関する次に掲げる事項 イ 安全管理措置の概要 ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、当該(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項 (1) 外国に設置される電気通信設備に特定利用者情報を保存する場合（(2)に掲げる場合を除く。） 当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無 (2) (1)に規定する電気通信設備が第三者により設置されたものである場合において、当該電気通信設備が設置された外国の名称を知ることが困難なとき 当該第三者の名称 ハ 外国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合にあつては、当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無 ニ 外国に所在する第三者が提供する電気通信役務であつて、情報の保存を目的とするものを利用して特定利用者情報を保存する場合にあつては、当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無 四 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所、事務所その他の事業場の連絡先に関する事項	〔新設〕
--	--	---	---	-------------

五 過去十年間（法第二十七条の五の規定により指定されている期間が十年に満たない場合には、当該期間）に生じた法第二十八条第一項第二号イ及びロに掲げる事故の時期及び内容の公表に関する事項

（特定利用者情報の取扱状況の評価）

第二十二條の二十四 法第二十七条の九第一項の規定による評価は、直近の事業年度における社会情勢、技術の動向、外国の制度、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に対する脅威その他の状況の変化を踏まえ、少なくとも次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 直近の事業年度における情報取扱規程及び情報取扱方針の遵守状況
- 二 直近の事業年度における特定利用者情報の漏えい

2 前項の規定は、法第二十七条の五の規定による指定の日を含む事業年度の翌事業年度から適用する。この場合において、当該翌事業年度における同項の規定の適用については、同項中「直近の事業年度」とあるのは、「法第二十七条の五の規定による指定の日から当該指定の日を含む事業年度の最終日までの間」とする。

（特定利用者情報統括管理者の要件）

第二十二條の二十五 法第二十七条の十第一項の総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- 一 電気通信役務の提供を受ける者又は電気通信事業以外の事業における顧客に関する情報の取扱いに関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有すること。

イ 電気通信役務の提供を受ける者又は電気通信事業以外の事業における顧客に関する情報の取扱いに関する安全管理又は法令に関する業務

- ロ イに掲げる業務を監督する業務
- 二 前号に掲げる要件と同等以上の能力を有すると認められること。

（特定利用者情報統括管理者の選任及び解任の届出）

第二十二條の二十六 法第二十七条の十第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 選任し、又は解任した特定利用者情報統括管理者の氏名及び生年月日
- 三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の場合にあつては、その理由

2 前項の届出書には、選任された特定利用者情報統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

（利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務）

第二十二條の二十七 法第二十七条の十二の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当する電気通信役務であつて、ブラウザその他のソフトウェア（利用者が使用する

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

るパーソナルコンピュータ、携帯電話端末又はこれらに類する端末機器においてオペレーティングシステムを通じて実行されるものに限る。次条において同じ。）により提供されるものとする。	一 他人の通信を媒介する電気通信役務	二 その記録媒体に情報を記録し、又はその送信装置に情報を入力する電気通信を利用者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務	三 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。次条第三項第一号において同じ。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務	四 前号に掲げるもののほか、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの	（利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法）	第二十二条の二の二十八 法第二十七条の十二の規定により利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行おうとするときは、次の各号のいずれにも該当する方法により、次条各号に掲げる事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。	一 日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること。	二 操作を行うことなく文字が適切な大きさにで利用者の電気通信設備の映像面に表示されるようにすること。	三 前二号に掲げるもののほか、利用者が次条各号に掲げる事項について容易に確認できるようにすること。	2] 前項の利用者に通知する場合には、前項同項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。	一 次条各号に掲げる事項又は当該事項を掲載した画面の所在に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に即時に表示すること（当該事項の一部のみを表示する場合には、利用者がその残部を掲載した画面に容易に到達できるようにすること。）。	二 前号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に認識できるようにすること。	3] 第一項の利用者が容易に知り得る状態に置く場合には、第四項同項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。	一 情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて、次条各号に掲げる事項を表示すること。	二 情報送信指令通信を行うソフトウェアを利用する際に、利用者の電気通信設備の映像面に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、次条各号に掲げる事項を表示すること。
--	---------------------------	---	---	--	---------------------------------------	--	--	---	--	--	--	---	--	---	--

〔新設〕

三 前二号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に到達できるようにすること。 (利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項) 第二十二條の二十九 法第二十七條の十二本文の総務省令で定める事項は、情報送信指令通信ごとに、次に掲げる事項とする。 一 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報の内容 二 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称 三 第一号に規定する情報の利用目的 (利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報)	[新設]
第二十二條の三十 法第二十七條の十二第一号の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。ただし、当該情報をその必要の範囲内において送信する場合に限るものとする。 一 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は影像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報 二 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報 三 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した認証に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報 四 当該電気通信役務に対する不正な行為の検知等を行い、又は当該不正な行為による被害の軽減等を図るために必要な情報 五 当該電気通信役務の提供に係る電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報その他の当該電気通信設備の適切な運用のために必要な情報 (オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項) 第二十二條の三十一 法第二十七條の十二第四号ロの総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 法第二十七條の十二第四号イに規定する措置(以下この条において「オプトアウト措置」という。)を講じている場合にあつては、その旨 二 オプトアウト措置が同法第二十七條の十二第四号イ(1)又は(2)のいずれの行為を停止するものであるかの別 三 オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法 四 利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合において、当該電気通信役務の利用が制限されることとなるときは、その内容 五 情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報(法第二十七條の十二第一号及び第二号に規定する掲げるものを除く。)の内容 六 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称 七 第五号に規定する情報の利用目的	[新設] [新設] [新設]

第二十三条の二	「略」
2	法第三十三条第一項の総務省令で定める方法は、次のとおりとする。
	一 一の電気通信事業者が設置する固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数の、その伝送路設備が設置される一の都道府県の区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が百分の一未満である場合には、当該電気通信事業者は当該都道府県の区域内に固定端末系伝送路設備を設置していないものとみなす。 二 固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数は、利用者側において他の電気通信設備と接続される回線の数とする。
3	略
4	法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものとする。 一 一 符号、音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの イ 略 ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。） 二 伝送路設備であつて次に掲げるもの イ 略 ハ 第一種指定中継交換局間に設置されるものであつて、専ら異なる都道府県の区域間の通信を行うもの 三 略 四 略
第二十三条の四	法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。 一 略 二 略 三 略 四 略
2	法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 略 二 相互接続点と第一種指定電気通信設備の間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通信設備（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運営を行うものに限る。）との接続（第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む
第二十三条の二	「同上」
2	法第三十三条第一項の総務省令で定める区域（以下「単位指定区域」という。）は、都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域）とする。 一 新設
4	一 同上 二 同上 三 同上 四 同上
イ	同上
ロ	第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて、当該単位指定区域内における通信を行うもの（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。） 一 同上 二 同上 イ 略 ハ 新設 三 同上 四 同上
第二十三条の四	「同上」 一 同上 二 同上 三 同上 四 同上
2	「同上」 一 同上 二 同上

。以下「特定接続」という。）の請求等であつて、前号の接続に係るものを他事業者が行う場合における次の事項（イからハまでに掲げるものにあつては、前号に規定する事項と一体的に記載するものとする。）

「イ」ハ 略

「削る」

「削る」

「一の三十二 略」

（攻撃先設備探索の範囲）

第四十条の八の二 法第百十六條の二第一項第一号ロの総務省令で定める電気通信の送信は、調査研究その他の正当な理由によることなく、インターネットに接続された電気通信設備において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号により特定された送信先に対し、当該電気通信設備の稼働状況を確認するために行われる電気通信の送信であつて、当該送信に後続する通信の疎通を目的としないものをいう。

第四十条の八の三 第四十条の八の六

（廃止の届出）

第四十条の八の七

2 「略」

3 総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、第四十条の八の十一で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

第四十条の八の八

第四十条の八の九

第四十条の八の十

（公示）

第四十条の八の十一 法第百十六條の八及び第四十条の八の七第三項の公示は、官報で告示することによつて行う。

（電気通信事業の全部の認定の申請）

第四十条の九 法第百十七條第一項の規定による電気通信事業の全部の認定（以下この条及び第四十条の十一第一項において「全部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

一 その電気通信事業に係る業務区域（利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域及び他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域を含む。次号並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。）について既に法第九条の登録

「イ」ハ 同上

ニ 他事業者が特定接続（専ら異なる単位指定区域間の通信において、特定の PACKET について優先的に通信の交換及び伝送を行うものに限る。ホにおいて同じ。）を行う場合に当該特定接続に関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第十二条第三項の規定を準用する。）

ホ 其他事業者が特定接続を行う場合の条件

「一の三十二 同上」

「新設」

第四十条の八の二 第四十条の八の五

（廃止の届出）

第四十条の八の六

2 「同上」

3 総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、第四十条の八の十で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

第四十条の八の七

第四十条の八の八

第四十条の八の九

（公示）

第四十条の八の十 法第百十六條の八及び第四十条の八の六第三項の公示は、官報で告示することによつて行う。

（電気通信事業の全部の認定の申請）

第四十条の九 「同上」

一 その電気通信事業に係る業務区域（利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域及び他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域を含む。次号並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。）について既に法第九条の登録

の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第四項の届出をしている場合は、様式第三十八の四の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第四項の届出をしていない場合は、様式第三十八の五の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 略〕

（電気通信事業の一部の認定の申請）

第四十条の十 法第一百七十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定（以下この条及び次条第二項において「一部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

一 その電気通信事業に係る業務区域について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第四項の届出をしている場合は、様式第三十八の八の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第四項の届出をしていない場合は、様式第三十八の九の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 略〕

（利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備）

第五十四条の二 令第十条第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

一 データベース（利用者に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）その他の利用者に関する情報の取扱いに関して用いられる設備

〔二〇四 略〕

（業務の停止等の報告）

第五十七条 法第二十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後（通信の秘密又は特定利用者情報（次条第一項に規定する情報に限る。以下この条において同じ。）の漏えいに係るものにあつては、それを知つた後）速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式により同表の下欄に掲げる報告期限までに報告書を提出しなければならない。

報告の事由	様式	報告期限
〔略〕		

の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第三項の届出をしている場合は、様式第三十八の四の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第三項の届出をしていない場合は、様式第三十八の五の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 同上〕

（電気通信事業の一部の認定の申請）

第四十条の十 〔同上〕

一 その電気通信事業に係る業務区域について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第三項の届出をしている場合は、様式第三十八の八の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第三項の届出をしていない場合は、様式第三十八の九の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 同上〕

（利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備）

第五十四条の二 令第十条第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

一 データベース（法第十二条の二第四項第二号ロに規定する利用者（以下この号において「利用者」という。）に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）その他の利用者に関する情報の取扱いに関して用いられる設備

〔二〇四 同上〕

（業務の停止等の報告）

第五十七条 法第二十八条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後（通信の秘密の漏えいに係るものにあつては、それを知つた後）速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式により同表の下欄に掲げる報告期限までに報告書を提出しなければならない。

報告の事由	様式	報告期限
〔同上〕		

三 特定利用者情報の漏えい	様式第五十の二の二	特定利用者情報の漏えいを知った日から三十日以内
	四 次条第二項に規定する重大な事故	その重大な事故が発生した日から三十日以内
(報告を要する事故)		
第五十八条 法第二十八條第一項第二号ロの総務省令で定める情報は、次の各号のいずれかに該当するものとする。		
一 当該情報に含まれる利用者（法第二十七号イに掲げる者に限る。第五十九条の三第五項第一号において同じ。）の数が千を超えるもの		
二 特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき、外国政府に提供を行ったもの		
2) 法第二十八條第一項第二号ハの総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。		
一 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの		
電気通信役務の区分		時間
一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務	一時間	三万
二 緊急通報を取り扱わない音声伝送役務	二時間	三万
三 セルラーLPWA（無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項又は同条第一項及び第六項で定める条件に適合する無線設備をいう。）	十二時間	三万
四 利用者が電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けられないインターネット関連サービス（一の項から三の項までに掲げる電気通信役務を除く。）	二十四時間	十萬
五 利用者が電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けられないインターネット関連サービス（一の項から三の項までに掲げる電気通信役務を除く。）	十二時間	百萬

三 第五十八条で定める重大な事故	様式第五十の三	その重大な事故が発生した日から三十日以内
	四 次条第二項に規定する重大な事故	その重大な事故が発生した日から三十日以内
(報告を要する重大な事故)		
第五十八条 法第二十八條の総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。		
一 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの		
電気通信役務の区分		時間
一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務	一時間	三万
二 緊急通報を取り扱わない音声伝送役務	二時間	三万
三 セルラーLPWA（無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項又は同条第一項及び第六項で定める条件に適合する無線設備をいう。）	十二時間	三万
四 利用者が電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けられないインターネット関連サービス（一の項から三の項までに掲げる電気通信役務を除く。）	二十四時間	十萬
五 利用者が電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けられないインターネット関連サービス（一の項から三の項までに掲げる電気通信役務を除く。）	十二時間	百萬

四	利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス（一の項から三の項までに掲げる電気通信役務を除く。）		二十四時間	十万
	十二時間		百万	
	一の項から四の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		二時間	三万
五	一の項から四の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		一時間	百万
	二 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通信の疎通が二時間以上不能となる事故（検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を提供する者の指定）			

第五十九条の二 法第六十四条第一項第三号の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる者にその旨を通知するものとする。

(ドメイン名電気通信役務等の範囲)

第五十九条の三 法第六十四条第二項第一号の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。〔略〕

〔一・二 略〕

〔2・3 略〕

4	法第六十四条第二項第四号の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれにも該当するものとする。	
	一 第二十二条の二の二十七第三号に掲げる電気通信役務であること。	
二	前年度における一月当たりの前号に規定する定める電気通信役務の提供を受けた利用者（法第二条第七号に掲げる者に限り、他の電気通信事業者に卸電気通信役務を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の利用者（同条法第二条第七号に掲げる者に限る。）を含む。次項第二号において同じ。）の数の平均が一千万以上であること。	
	法第六十四条第二項第五号の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれにも該当するものとする。	
一	その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報（商品、役務又は権利に関する情報を除く。以下この号において同じ。）を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、主として不特定の利用者間の交流を目的としたもの（当該電気通信役務以外の電気通信役務に付随的に提供されるも	

五	一の項から四の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		二時間	三万
	一時間		百万	

二 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通信の疎通が二時間以上不能となる事故

(ドメイン名電気通信役務等の範囲)

第五十九条の二 〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔2・3 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

のを除く。)であること。

「前年度における一月当たりの前号に規定する定める電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が一千万以上であること。」

第六十条の二 〔略〕

2 総務大臣は、法第百六十五条第一項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。法第百六十六条第三項及び第四項並びに法第一百七条第二項の規定による届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

(申請等の方法)

第六十九条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告(以下「申請等」という。)をしようとする者は、当該申請等(ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。)をその者の住所(電気通信事業者(電気通信事業を営もうとする者を含む。)である外国法人等にあつては、国内代表者等の住所。次項において同じ。)を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)を経由して行うことができる。

「一、二 略」

三 法第十三条第五項の変更の届出

〔四〕三十四 略

〔二 略〕

様式第4 (第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係)

提供する電気通信役務

電 気 通 信 役 務 の 種 類		提供する役務
[1 ～ 32 略]		
33 ドメイン名電 気通信役務	第59条の3 第1項第1号イに掲げるもの	
	第59条の3 第1項第1号ロに掲げるもの	
	第59条の3 第1項第2号に掲げるもの	
[34 ・ 35 略]		

〔注1～6 略〕

7 「インターネット関連サービス(ＩＰ電話を除く。)」又は「上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。また、法第164条第1項第3号の指定を受けた者にあつては、当該指定に係る電気通信役務について、参考として、具体的なサービス内容を併記すること。

8 ドメイン名電気通信役務のうち、「第59条の3第1項第1号イに掲げるもの」又は「第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部を記入すること。

第六十条の二 〔同上〕

2 総務大臣は、法第百六十五条第一項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。法第百六十六条第二項及び第三項並びに法第一百七条第二項の規定による届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

(申請等の方法)

第六十九条 〔同上〕

「一、二 同上」

三 法第十三条第四項の変更の届出

〔四〕三十四 同上

〔二 同上〕

様式第4 (第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係)

提供する電気通信役務

電 気 通 信 役 務 の 種 類		提供する役務
[1 ～ 32 略]		
33 ドメイン名電 気通信役務	第59条の2第1項第1号イに掲げるもの	
	第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの	
	第59条の2第1項第2号に掲げるもの	
[34 ・ 35 略]		

〔注1～6 同左〕

7 「インターネット関連サービス(ＩＰ電話を除く。)」又は「上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

8 ドメイン名電気通信役務のうち、「第59条の2第1項第1号イに掲げるもの」又は「第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部を記入すること。

〔 9 ・ 10 略 〕	〔 9 ・ 10 同左 〕
様式第 6 (第 7 条、第 9 条第 3 項及び第 4 項、第 40 条の 17 関係) 〔略〕 次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第 13 条第 5 項 (第 16 条第 3 項) (及び第 122 条第 5 項) の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 略〕	様式第 6 (第 7 条、第 9 条第 3 項及び第 4 項、第 40 条の 17 関係) 〔同左〕 次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第 13 条第 4 項 (第 16 条第 2 項) (及び第 122 条第 5 項) の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 同左〕
様式第 7 (第 8 条第 1 項関係) 〔略〕 次のとおり変更したので、電気通信事業法第 13 条第 5 項の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 1 ・ 2 略〕	様式第 7 (第 8 条第 1 項関係) 〔同左〕 次のとおり変更したので、電気通信事業法第 13 条第 4 項の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 1 ・ 2 同左〕
様式第 7 の 2 (第 8 条第 2 項第 1 号関係) 〔略〕 次のとおり変更したので、電気通信事業法第 13 条第 5 項及び第 122 条第 2 項の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 1 ・ 2 略〕	様式第 7 の 2 (第 8 条第 2 項第 1 号関係) 〔同左〕 次のとおり変更したので、電気通信事業法第 13 条第 4 項及び第 122 条第 2 項の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 1 ・ 2 同左〕
様式第 7 の 3 (第 8 条第 2 項第 2 号関係) 〔略〕 次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、電気通信事業法第 13 条第 5 項及び第 122 条第 2 項の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 1 ・ 2 略〕	様式第 7 の 3 (第 8 条第 2 項第 2 号関係) 〔同左〕 次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、電気通信事業法第 13 条第 4 項及び第 122 条第 2 項の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 1 ・ 2 同左〕
様式第 7 の 4 (第 8 条第 2 項第 3 号関係) 〔略〕 次のとおり変更したので、電気通信事業法第 13 条第 5 項の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 1 ・ 2 略〕	様式第 7 の 4 (第 8 条第 2 項第 3 号関係) 〔同左〕 次のとおり変更したので、電気通信事業法第 13 条第 4 項の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 1 ・ 2 同左〕
様式第 7 の 5 (第 8 条第 2 項第 4 号関係) 〔略〕 次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信事業法第 13 条第 5 項の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 1 ・ 2 略〕	様式第 7 の 5 (第 8 条第 2 項第 4 号関係) 〔同左〕 次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信事業法第 13 条第 4 項の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 1 ・ 2 同左〕
様式第 9 (第 9 条第 5 項関係) 〔略〕	様式第 9 (第 9 条第 5 項関係) 〔同左〕

電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので届け出ます。 【表略】 【注1・2 略】 様式第9の2（第9条第6項第1号関係） 【略】	電気通信事業法第16条第4項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたので、次のとおり申請します。 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 【表略】 【注1・2 略】 様式第9の3（第9条第6項第1号関係） 【略】
電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 【表略】 【注1・2 略】 様式第9の4（第9条第6項第2号関係） 【略】	電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 【表略】 【注1・2 略】 様式第9の3（第9条第6項第1号関係） 【同左】
電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 【表略】 【注1・2 略】 様式第9の5（第9条第6項第2号関係） 【略】	電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 【表同左】 【注1・2 同左】 様式第9の5（第9条第6項第2号関係） 【同左】
電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する関係書類を添えて、届け出ます。 次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。 【表略】 【注1・3 略】 様式第9の6（第9条第6項第3号関係） 【略】	電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 【表同左】 【注1・2 同左】 様式第9の6（第9条第6項第3号関係） 【同左】

電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 [表略] [注1・2 略] 様式第9の7 (第9条第6項第4号関係) [略] 電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。 [表略] [注1・2 略] 様式第9の8 (第9条第10項関係) [略] 電気通信事業法第16条第5項の規定により、電気通信設備の概要を次のとおり届け出ます。 [表略] [注1～3 略] 様式第15の4 (第22条の2の22第1項関係)		電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 [表同左] [注1・2 同左] 様式第9の7 (第9条第6項第4号関係) [同左] 電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。 [表同左] [注1・2 同左] 様式第9の8 (第9条第10項関係) [同左] 電気通信事業法第16条第4項の規定により、電気通信設備の概要を次のとおり届け出ます。 [表同左] [注1～3 同左] [新設]	
情報取扱規程届出書			
総務大臣 殿		年 月 日	
郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)			
電気通信事業法第27条の6第1項の規定により、別紙のとおり情報取扱規程を定めたので届け出ます。			
注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。			

様式第15の 5（第22条の 2 の22第 2 項関係）

情報取扱規程変更届出書

総務大臣 殿

年 月 日

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名
等を記載すること。)

次のとおり情報取扱規程を変更したので、電気通信事業法第27条の6 第 2 項の規定により、届け出ます。

変更の内容	
変更年月日	
変更の理由	

注 1 「変更の内容」の欄には、変更前と変更後とを対照しやすいように記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第38の 3 の 2（第40条の 8 の 3 第 1 項関係）
[略]
[表略]
[注 1 ～ 3 略]
様式第38の 3 の 3（第40条の 8 の 4 第 1 項関係）
[略]
[表略]
[注 1 略]
2 第40条の 8 の 3 第 2 項第 1 号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。
[3 略]

[新設]

様式第38の 3 の 2（第40条の 8 の 2 第 1 項関係）
[同左]
[表同左]
[注 1 ～ 3 同左]
様式第38の 3 の 3（第40条の 8 の 3 第 1 項関係）
[同左]
[表同左]
[注 1 同左]
2 第40条の 8 の 2 第 2 項第 1 号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。
[3 同左]

21頁

様式第38の 3 の 4 (第40条の 8 の 6 関係) [略] [表略] 注 1 第40条の 8 の 3 第 2 項第 1 号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。 [2 略] 様式第38の 3 の 5 (第40条の 8 の 7 第 1 項関係) [略] 電気通信事業法第116条の 2 第 1 項の認定に係る業務を廃止したので、電気通信事業法施行規則第40条の 8 の 7 第 1 項の規定により、届け出ます。 [表略] [注 略] 様式第38の 4 (第40条の 9 第 1 項第 1 号関係) [略] 電気通信事業法第117条第 1 項の規定により、電気通信事業の全部の認定を受けたので、次のとおり申請します。 1 業務区域 注 「法第 9 条の登録 (の申請) (及び法第13条第 1 項の変更登録 (の申請)) に係る業務区域に同じ。」、「法第16条第 1 項 (及び同条第 4 項) の届出に係る業務区域に同じ。」等と記載すること。 2 電気通信設備の概要 注 「法第 9 条の登録 (の申請) (及び法第13条第 1 項の変更登録 (の申請)) に係る電気通信設備の概要に同じ。」、「法第16条第 1 項 (及び同条第 4 項) の届出に係る電気通信設備の概要に同じ。」等と記載すること。 [注 略] 様式第38の 5 (第40条の 9 第 1 項第 2 号関係) [略] 電気通信事業法第13条第 1 項の規定により同法第10条第 1 項第 3 号の事項の変更登録を受ける (電気通信事業法第16条第 4 項の規定により同条第 1 項第 3 号の事項を次のとおり変更したので、届け出る) とともに、同法第117条第 1 項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けたので、次のとおり申請します。 1 業務区域 (1) 提供区域 注 「法第 9 条の登録 (及び法第13条第 1 項の変更登録 (の申請)) に係る提供区域に同じ。」、「法第16条第 1 項 (及び同条第 4 項) の届出に係る提供区域に同じ。」等と記載すること。 [(2) ・ (3) 略] [2 略]	様式第38の 3 の 4 (第40条の 8 の 5 関係) [同左] [表同左] 注 1 第40条の 8 の 2 第 2 項第 1 号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。 [2 同左] 様式第38の 3 の 5 (第40条の 8 の 6 第 1 項関係) [同左] 電気通信事業法第116条の 2 第 1 項の認定に係る業務を廃止したので、電気通信事業法施行規則第40条の 8 の 6 第 1 項の規定により、届け出ます。 [表同左] [注 同左] 様式第38の 4 (第40条の 9 第 1 項第 1 号関係) [同左] 電気通信事業法第117条第 1 項の規定により、電気通信事業の全部の認定を受けたので、次のとおり申請します。 1 業務区域 注 「法第 9 条の登録 (の申請) (及び法第13条第 1 項の変更登録 (の申請)) に係る業務区域に同じ。」、「法第16条第 1 項 (及び同条第 3 項) の届出に係る業務区域に同じ。」等と記載すること。 2 電気通信設備の概要 注 「法第 9 条の登録 (の申請) (及び法第13条第 1 項の変更登録 (の申請)) に係る電気通信設備の概要に同じ。」、「法第16条第 1 項 (及び同条第 3 項) の届出に係る電気通信設備の概要に同じ。」等と記載すること。 [注 同左] 様式第38の 5 (第40条の 9 第 1 項第 2 号関係) [同左] 電気通信事業法第13条第 1 項の規定により同法第10条第 1 項第 3 号の事項の変更登録を受ける (電気通信事業法第16条第 3 項の規定により同条第 1 項第 3 号の事項を次のとおり変更したので、届け出る) とともに、同法第117条第 1 項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けたので、次のとおり申請します。 1 業務区域 (1) 提供区域 注 「法第 9 条の登録 (及び法第13条第 1 項の変更登録 (の申請)) に係る提供区域に同じ。」、「法第16条第 1 項 (及び同条第 3 項) の届出に係る提供区域に同じ。」等と記載すること。 [(2) ・ (3) 同左] [2 同左]
---	--

[注 略]		[注 同左]	
様式第38の 9 (第40条の10第 1 項第 2 号関係)		様式第38の 9 (第40条の10第 1 項第 2 号関係)	
[略]		[同左]	
電気通信事業法第13条第 1 項の規定により同法第10条第 1 項第 3 号の事項の変更登録を受ける(電気通信事業法第16条第 4 項の規定により同条第 1 項第 3 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る)とともに、同法第117条第 1 項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。		電気通信事業法第13条第 1 項の規定により同法第10条第 1 項第 3 号の事項の変更登録を受ける(電気通信事業法第16条第 3 項の規定により同条第 1 項第 3 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る)とともに、同法第117条第 1 項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。	
[注 略]		[注 同左]	
[1 ・ 2 略]		[1 ・ 2 同左]	
[注 略]		[注 同左]	
様式第50の 2 の 2 (第57条関係)		[新設]	
特定利用者情報の漏えい報告書			
年 月 日			
総務大臣 殿			
郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)			
電気通信事業法第28条第 1 項 2 号ロに規定する特定利用者情報の漏えいについて、同条の規定により、次のとおり報告します。			
☐ ①特定利用者情報 (電気通信事業法第27条の 5 第 2 号に掲げる情報に限る。以下同じ。)に係る利用者の数が千を超える漏えい			
☐ ②特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき、外国政府に提供を行ったことによる漏えい			
発生年月日	復旧年月日		
発生場所			

発生状況	
発生原因	
措置模様	
再発防止策	

注 1 電気通信事業法28条第1項第2号イに規定する通信の秘密の漏えいに関する同条の報告書が同時に提出される場合において、各報告事項に関し、当該報告書の内容と同一の内容であるときは、当該報告書に同じとして記入を省略することができる。

2 該当する□にシ印を付けること。

3 ②に該当する場合において、復旧年月日、措置模様及び再発防止策の欄については記載を省略することができる。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前
(定義) 第一条 「略」 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 「一十九 略」 十九の二 電子メールサービス、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メール（次号において同じ。）に係る電気通信役務をいう。 十九の三 メッセージングサービス、特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信（電子メールを除く。）に係る電気通信役務をいう。 十九の四 検索サービス、入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務をいう。 十九の五 ソーシャル・ネットワークキング・サービスその他交流型電気通信サービス、その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報（商品、役務又は権利に関する情報を除く。以下この号において同じ。）を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、主として不特定の利用者（電気通信事業法第二条第七号イに掲げる者に限る。）間の交流を目的としたもの（当該電気通信役務以外の電気通信役務に付随的に提供されるものを除く。）をいう。 「二十二十五 略」 （電気通信役務契約等状況報告等） 第二条 「略」 3 次	3 次	(定義) 第一条 「同上」 2 「同上」 「一十九 同上」 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」 「二十二十五 同上」 （電気通信役務契約等状況報告等） 第二条 「同上」 2 「同上」 「新設」

する電気通信役務の利用者（電気通信事業法同法第二条第七号イに掲げる者に限る。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）の数の平均が、次の各号に掲げる区分（以下この項において単に「区分」という。）のいずれかに該当するかについて、書面等により総務大臣に提出しなければならぬ。ただし、報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である場合には、この限りではない。

- 一 九百万未満
- 二 九百万以上一千万未満
- 三 一千万以上

報告対象役務		報告対象事業者	
加入電話		電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	
携帯電話		電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者	
IP電話（当該IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用するものに限る。）		次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 IP電話を提供する電気通信事業者であつて、IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号の指定を受けたもの 二 前号に掲げる者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するIP電話の提供を受ける電気通信事業者	
インターネット接続サービス		インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者	
FTTHアクセスサービス		次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（第三号において「設備を設置して提供する事業者」という。） 二 他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（次号において「接続により提供する事業者」という。）（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるFTTHアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者） 三 設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTTHアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者	
CATVアクセスサービス		有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する	

	BWAアクセスサービス	電気通信設備を設置してCATVアクセスサービスを提供する電気通信事業者
	公衆無線LANアクセスサービス	基地局を設置してBWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者
	仮想移動電気通信サービス	公衆無線LANアクセスサービスを提供する電気通信事業者
	電子メールサービス	仮想移動電気通信サービス（ローカル5Gに係るサービスを除く。）を提供する電気通信事業者
	メッセージングサービス	電子メールサービスを提供する電気通信事業者
	検索サービス	メッセージングサービスを提供する電気通信事業者又は第三号事業を営む者
	ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービス	ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービスを提供する電気通信事業者又は第三号事業を営む者
	その他電気通信役務	その他電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業者又は電気通信回線設備を設置せずに他人の通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信事業者

4 前項の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務（その提供の開始時において対価としての料金の支払を要する電気通信役務に限り、検索サービス及びソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービスを除く。）ごとに、様式第十五の六により、毎報告年度経過後一月以内に、当該報告年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が、次の各号に掲げる区分（以下この項において単に「区分」という。）のいずれかに該当するかについて、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である場合には、この限りではない。

一 四百五十万未満

二 四百五十万以上五百万未満

三 五百万以上

5 第三項の規定により、同項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をすべき電気通信役務を提供する電気通信事業者及び第三号事業を営む者（当該電気通信役務について同項の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分が同項第二号又は第三号に掲げる区分に該当していた者を除く。）については、同項の規定を適用しない。

6 第四項の規定により、同項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をすべき電気通信役務を提供する電気通信事業者（当該電気通信役務について同項の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分が同項第二号又は第三号に掲げる区分に該当していた者を除く。）については、同項の規定を適用しない。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

3 〔同上〕

様式第15の4（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告		年 月 日現在
契約数		
サービスの種類		事業者名
契 約 数		
電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の3第1項第1号イに掲げるもの		（ ）
施行規則第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの		（ ）
施行規則第59条の3第1項第2号に掲げるもの		
参 考 事 項		

注 1 「電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の3第1項第1号イに掲げるもの」及び「施行規則第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの」の欄は、ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部分ごとに記載すること。この場合において、括弧内には、当該ドメイン名の一部を記載すること。

〔2～5 略〕

様式第15の6（第2条第3項及び第4項関係）

電気通信役務契約等状況報告		年 4月 1日から 年 3月 31日まで
利用者の数の平均		事業者名
その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しないサービスの場合		
サービスの種類	(サービスの種類)	
利用者の数の平均の区分		
900万未満	☐	
900万以上1,000万未満	☐	

様式第15の4（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告		年 月 日現在
契約数		
サービスの種類		事業者名
契 約 数		
電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の2第1項第1号イに掲げるもの		（ ）
施行規則第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの		（ ）
施行規則第59条の2第1項第2号に掲げるもの		
参 考 事 項		

注 1 「電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の2第1項第1号イに掲げるもの」及び「施行規則第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの」の欄は、ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部分ごとに記載すること。この場合において、括弧内には、当該ドメイン名の一部を記載すること。

〔2～5 同左〕

【新設】

1,000万以上	☐
その提供の開始時において対価としての料金の支払を要するサービスの場合	
利用者の数の平均の区分	サービスの種類
450万未満	☐
450万以上500万未満	☐
500万以上	☐

注 1 該当する□にレ印を付けること。

2 サービスの種類として、第2条第3項の表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務及び当該電気通信役務の名称を記載すること。複数のサービスの種類について報告する場合には、サービスの種類の列を追加することにより報告することができる。

3 第2条第3項の表の報告対象役務の欄に掲げる加入電話から仮想移動電気通信サービスまでは、当該役務ごとの利用者の数の平均の区分を報告すること。また、携帯電話及び仮想移動電気通信サービスの双方を提供する場合には、仮想移動電気通信サービスの利用者の数については、携帯電話の利用者の数に含めて報告すること。同表の報告対象役務の欄に掲げる電子メールサービスからその他電気通信役務までは、一の報告対象役務に該当する複数のサービスを提供する場合、実態に応じた合理的な分類により、当該複数のサービスごとに報告することができる。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第16 (第2条第7項関係)
[第1表～第6表 略]

様式第17 (第2条第7項関係)
[第1表～第3表 略]

様式第18 (第2条第8項関係)
[略]

[注1～10 略]

様式第19 (第2条第8項関係)
[略]

[注1～8 略]

様式第20 (第2条第8項関係)
[略]

[注1～8 略]

様式第21 (第3条第1項関係)
伝送路設備設置状況報告
都道府県別種類別回線数

年 3 月 31 日現在

様式第16 (第2条第3項関係)
[第1表～第6表 同左]

様式第17 (第2条第3項関係)
[第1表～第3表 同左]

様式第18 (第2条第4項関係)
[同左]

[注1～10 同左]

様式第19 (第2条第4項関係)
[同左]

[注1～8 同左]

様式第20 (第2条第4項関係)
[同左]

[注1～6 同左]

様式第21 (第3条第1項関係)
伝送路設備設置状況報告
単位指定区域別種類別回線数

年 3 月 31 日現在

事業者名

種類 都道府県	有 線				無 線
	二線式	同軸	光信号 伝送用	その他	
合 計					

〔注 1・2 略〕

3 「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

4 〔略〕

様式第27（第7条の3関係）

〔略〕

〔注 1～11 略〕

12 「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第五十八条第一号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。

〔13・14 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

事業者名

種類 単位 指定区域	有 線				無 線
	二線式	同軸	光信号 伝送用	その他	
合 計					

〔注 1・2 同左〕

3 「単位指定区域」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

4 〔同左〕

様式第27（第7条の3関係）

〔同左〕

〔注 1～11 同左〕

12 「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第五十八条第一号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。

〔13・14 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第三条 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

(用語)

第二条　〔略〕

2　この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

〔一〜四　略〕

五　「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項（「一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般県間中継系ルータ交換伝送機能に限る。）、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。

〔六・七　略〕

(用語)

第二条　〔同上〕

2　〔同上〕

〔一〜四　同上〕

五　「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項（「一般中継系ルータ交換伝送機能に限る。）、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。

〔六・七　同上〕

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘定科目表		
科　　目	款（原価部門）	項
1　電気通信事業固定資産 （1）有形固定資産	第一種指定設備管理部門	1　一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。） 一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定県間中継ルータ S I Pサーバ セッションボードコントローラ ENUMサーバ I P電話用DNSサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。） 網終端装置（I P－V P Nサービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービス
		1　一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。） 一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定県間中継ルータ S I Pサーバ セッションボードコントローラ ENUMサーバ I P電話用DNSサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。） 網終端装置（I P－V P Nサービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービス

		に係るもの) 収容イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。) 中継イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。) ゲートウェイスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。) 伝送路 (何) 2 特別第一種指定設備 端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの) 主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの) 端末系伝送路 (光信号の伝送に係るもの) 主配線盤 (光信号の伝送に係るもの) 公衆電話設備 端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)
--	--	---

		に係るもの) 収容イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。) 中継イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。) ゲートウェイスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。) 伝送路 (何) 2 特別第一種指定設備 端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの) 主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの) 端末系伝送路 (光信号の伝送に係るもの) 主配線盤 (光信号の伝送に係るもの) 公衆電話設備 端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)
--	--	---

	の提供に用いられるもののうち、ルーティ ング伝送機能に係るもの) 信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信 号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノ ード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送 路又は相互接続点伝送路 (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門) 【略】	
【略】		
費用 営業費用 収 益 営業収 益		
【表略】		
【表略】		
【(注) 略】		

	の提供に用いられるもののうち、ルーティ ング伝送機能に係るもの) 信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信 号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノ ード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送 路又は相互接続点伝送路 (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門) 【同左】	
【同左】		
費用 営業費用 収 益 営業収 益		
【表同左】		
【表同左】		
【(注) 同左】		

別表第二 [第6条・第8条]

接 続 会 計 財 務 諸 表 様 式

[様式第1～様式第3 略]
様式第3の2

固 定 資 産 帰 属 明 細 表 (一般第一種指定設備再掲)

(単位 円)

	一般第一種指定設備計	[略]			[略]
		一般第一種指定中継ルータ	一般第一種指定奥間中継ルータ	S I P サーバ	
機械設備	公衆電話機械設備	[略]			[略]
		[略]			[略]
		[略]			[略]
	市内機械設備	[略]			[略]
		[略]			[略]
		[略]			[略]
	市外機械設備	[略]			[略]
		[略]			[略]
		[略]			[略]
	電報機械設備	[略]			[略]
		[略]			[略]
		[略]			[略]
機械設備	伝送機械設備	[略]			[略]
		[略]			[略]
		[略]			[略]
無線機械設備	無線機械設備	[略]			[略]
		[略]			[略]
		[略]			[略]

別表第二 [第6条・第8条]

接 続 会 計 財 務 諸 表 様 式

[様式第1～様式第3 同左]
様式第3の2

固 定 資 産 帰 属 明 細 表 (一般第一種指定設備再掲)

(単位 円)

	一般第一種指定設備計	[同左]			[同左]
		一般第一種指定中継ルータ	S I P サーバ	[同左]	
機械設備	公衆電話機械設備	[同左]			[同左]
		[同左]			[同左]
		[同左]			[同左]
	市内機械設備	[同左]			[同左]
		[同左]			[同左]
		[同左]			[同左]
	市外機械設備	[同左]			[同左]
		[同左]			[同左]
		[同左]			[同左]
	電報機械設備	[同左]			[同左]
		[同左]			[同左]
		[同左]			[同左]
機械設備	伝送機械設備	[同左]			[同左]
		[同左]			[同左]
		[同左]			[同左]
無線機械設備	無線機械設備	[同左]			[同左]
		[同左]			[同左]
		[同左]			[同左]

[illegible]

〔(注)略〕

[樣式第4 略]

[illegible]

〔(注) 同左〕

[様式第4 同左]

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備再掲）

(単位 円)

		一般第一種指定設備計					
		[略]					
		一般第一種指定中継ルータ					
		一般第一種指定異間中継ルータ					
		SIPサーバ					
		[略]					
		[略]					
営業費用							
うち貸倒損失							
運賃							
施設保全							
共通費							

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備再掲）

(単位 円)

		一般第一種指定設備計		
		〔同左〕		
		一般第一種指定中継ルータ		
		SIPサーバ		
		〔同左〕		
		〔同左〕		
営業費用				
うち貸倒損失				
運賃				
施設保全				
共通費				

管	理	費							
試験研究費及び研究費償却									
減価償却費									
固定資産除却費									
うち除却損									
通信設備使用料									
租税公課									
合	計								
(単位 %)									
管	理	費							
試験研究費及び研究費償却									
減価償却費									
固定資産除却費									
うち除却損									
通信設備使用料									
租税公課									
合	計								
(単位 %)									
直	課								
活動基準帰属	賦								
配									
【(注) 略】									
備考 表中の「」の記載は注記である。									
【(注) 同左】									

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第四条 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後		改正前	
(用語) 第二条 「略」 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 「一、四 略」 五 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータ（一の都道府県の区域内の通信の交換等を行うものに限る。）であつて、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。 五の二 一般第一種指定県間中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータ（専ら異なる都道府県の区域間の通信の交換等を行うものに限る。）であつて、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。 六 一般第一種指定ルータ 一般第一種指定収容ルータ、一般第一種指定中継ルータ及び一般第一種指定県間中継ルータをいう。 六の二 関門系ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータ又は一般第一種指定県間中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される一般第一種指定中継ルータ又は一般第一種指定県間中継ルータ（他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限る。）をいう。 「六の三、十五 略」 （法定機能の区分、内容及び対象設備等） 第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれらの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。		(用語) 第二条 「同上」 2 「同上」 「一、四 同上」 五 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。 「新設」 六 一般第一種指定ルータ 一般第一種指定収容ルータ及び一般第一種指定中継ルータをいう。 六の二 関門系ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される一般第一種指定中継ルータ（他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限る。）をいう。 「六の三、十五 同上」 （法定機能の区分、内容及び対象設備等） 第四条 「同上」	
機能の区分		機能の区分	
内 容		内 容	
対象設備		対象設備	
六の二 ルー 送機能 「略」 一般中継系ルータ交換伝送機能 一般第一種指定中継系ルータ設備等（関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ、関門系ルータ又は関門交換機接続用メディアゲートウェイと関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及び関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定収容ルータとの間に設置される第一		六の二 ルー 送機能 「同上」 一般中継系ルータ交換伝送機能 一般第一種指定中継系ルータ設備等（関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ、関門系ルータ又は関門交換機接続用メディアゲートウェイと関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及び関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定収容ルータとの間に設置される第一	
一般第一種指定中継系ルータ設備等		一般第一種指定中継系ルータ設備等	

〔略〕	〔略〕	一般県間中継系ルータ交換伝送機能	種指定中継系伝送路設備をいう。以下同じ。）により通信の交換及び伝送を行う機能（特定の packets について優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。）	第一種指定県間中継系ルータ設備等（関門系ルータ以外の第一種指定県間中継系ルータと一般第一種指定県間中継系ルータとの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備、一般第一種指定県間中継系ルータ間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備及び関門系ルータ以外の第一種指定中継系ルータ又は第一種指定県間中継系ルータとの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備をいう。以下同じ。）により通信の交換及び伝送を行う機能（特定の packets について優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。）
〔第一種指定設備管理運営費の算定〕	〔略〕	第九条 一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費は、第四条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。ただし、他の電気通信事業者が設置する設備を利用して当該機能を提供する場合においては、当該設備の利用に必要な費用の総額を加えるものとする。 〔2 略〕 （一般中継系ルータ交換伝送機能等に係る接続料） 第十八条の二 〔略〕 2 〔第四条の表の六の二の項の一般県間中継ルータ交換伝送機能に係る接続料は、データ伝送業務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送業務に関するものについては通信		
〔同上〕	〔同上〕		種指定中継系伝送路設備をいう。以下同じ。）により通信の交換及び伝送を行う機能（特定の packets について優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。）	
〔第一種指定設備管理運営費の算定〕	〔同上〕	第九条 一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費は、第四条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。 〔2 同上〕 （一般中継系ルータ交換伝送機能に係る接続料） 第十八条の二 〔同上〕 〔新設〕		

量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（接続料規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
附則 「14 略」 15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道府県の区域（当該事業者が固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者）の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。）を設置する都道府県の区域に限る。）以外の都道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。 「16・17 略」	
改正前	
附則 「14 同上」 15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この項において同じ。）以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。 「16・17 同上」	

備考 表中の「」の記載は注記である。

（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第六条 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
附則 (経過措置) 第四条 削除 第五条 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、新接続料規則第四条の表二の項の機能（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項の機能（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項の機能、六の二の項の機能（一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般県間中継ルータ伝送交換機能に限る。）及び九の項から九の四の項までの機能を用いて、他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機又は関門系ルータで接続し、IP電話（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を用いて提供されるものを除く。以下同じ。）を提供するために通信の交換及び伝送を行う機能（次項及び第三項において「光IP電話接続機能」という。）の接続料を設定するものとする。 [2・3 略] 備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	附則 (経過措置) 第四条 令和六年十二月三十一日までの間、新施行規則第二十三条の四第二項第一号の二の特 定接続を行う場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤 を加えた金額に照らし公正妥当なもの（他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで 接続し、IP電話（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第 四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定す るインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を用いて提供されるものを除く 。以下同じ。）を提供するために通信の交換及び伝送を行うものに限る。）については、関門 系ルータを経由してIP電話を提供する場合及び関門交換機を経由してIP電話を提供する場 合の通信時間を合算したものをを用いて計算される金額とする。この場合において、当該金額は 、通信時間を単位として計算されるものとする。 第五条 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、新接続料規則第四条の表二の項の機能（ 端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項の機能（ 関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項の機能、六の二の項の機能（一般中継系ルータ 交換伝送機能に限る。）及び九の項から九の四の項までの機能を用いて、他の電気通信事業者 の電気通信設備を関門交換機又は関門系ルータで接続し、IP電話を提供するために通信の交 換及び伝送を行う機能（次項及び第三項において「光IP電話接続機能」という。）の接続料 を設定するものとする。 [2・3 同上]

（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第七条 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

附 則		附 則	
第五条 【略】		第五条 【同上】	
2 加入電話・メタルIP電話接続機能に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		2 【同上】	
【略】		【同上】	
新接続料規則別表第一の「第一表」	【略】	IP電話用DNSサーバ	相互接続局に設置するもの
		都道府県区域間伝送路設備	共用コアルータ～関門系ルータ間に設置するもの
新接続料規則別表第四の「第一表」	【略】	(1) 伊豆大島と本土中継交換機間及び大石と中継交換局間の伝送路に係るもの (2) 都道府県区域間伝送路に係るもの 都道府県区域間伝送路の最繁時帯域（メタルIP電話に係るものに限る。）×都道府県区域間伝送路設備帯域当たり単価	
新接続料規則別表第五第二表	【略】	線路共用デジタル回線	都道府県区域間伝送路設備
【3 略】		【3 同上】	

第六条 加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料は、附則別表第一第一表の部分機能の区分の欄に定める各部分機能の単位費用総額（単位費用（附則別表第二の要素機能の区分の欄に定

第六条 加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料は、附則別表第一第一表の部分機能の区分の欄に定める各部分機能の単位費用総額（単位費用（附則別表第二の要素機能の区分の欄に定

める要素機能（附則別表第一の部分機能の区分の欄に定める部分機能の構成要素となる機能をいう。以下同じ。）について、附則別表第二の対象設備の欄に定める対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設に係る費用の額を用いて算定された当該要素機能の原価及び利潤の総額を当該要素機能に係る需要で除したものをいう。以下同じ。）の総額であつて、附則別表第一の単位費用総額の算定方法の欄に定める方法により算定したものをいう。以下同じ。）を当該各部分機能に係る需要（要素機能の単位費用算定に用いる通信時間であつて、当該各部分機能に係るものをいう。）により加重平均したものに一から特定比率を減じた比率を乗じることにより算定した額に、附則別表第一第二表の部分機能の区分の欄に定める部分機能の単位費用総額に特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するものとする。

〔2 略〕

第八条 削除

附則別表第 1（附則第 6 条関係）

〔第 1 表 略〕

第 2 表

部分機能の区分	内容	単位費用総額の算定方法
一 関門系ルータ接続機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行う部分機能	メタル回線収容部に係る単位費用＋一般中継系ルータ交換伝送部に係る単位費用＋一般中継系ルータ接続伝送部に係る単位費用＋一般奥間中継ルータ接続伝送部に係る単位費用＋S I P サークル部に係る単位費用＋関門系ルータ交換部に係る単位費用＋S I P 信号変換部に係る単位費用＋番号管理部に係る単位費用＋ドメイン名管理部に係る単位費用

附則別表第 2（附則第 6 条関係）

める要素機能（附則別表第一の部分機能の区分の欄に定める部分機能の構成要素となる機能をいう。以下同じ。）について、附則別表第二の対象設備の欄に定める対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設に係る費用の額を用いて算定された当該要素機能の原価及び利潤の総額を当該要素機能に係る需要で除したものをいう。以下同じ。）の総額であつて、附則別表第一の単位費用総額の算定方法の欄に定める方法により算定したものをいう。以下同じ。）を当該各部分機能に係る需要（要素機能の単位費用算定に用いる通信時間であつて、当該各部分機能に係るものをいう。）により加重平均したものに一から特定比率を減じた比率を乗じることにより算定した額に、附則別表第一第二表の部分機能の区分の欄に定める部分機能の単位費用総額に特定接続負担額（他の電気通信事業者が当該部分機能の利用に当たり電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の四第二項第一号の二の特定接続を行う場合に当該他の電気通信事業者が負担すべき金額に相当する額であつて、前条第二項の規定により読み替えて適用される新接続料規則第六条の規定により整理された電気通信設備の資産及び費用に基づいて原価及び利潤を算定したものをいう。）を加えた額に特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するものとする。

〔2 同上〕

第八条 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、他の電気通信事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の四第二項第一号の二の特定接続（他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで接続する場合において、アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送を行うものに限る。）を行う場合に、当該特定接続に関して金銭の取得をしないものとする。

附則別表第 1（附則第 6 条関係）

〔第 1 表 同左〕

第 2 表

部分機能の区分	内容	単位費用総額の算定方法
一 〔同左〕	〔同左〕	メタル回線収容部に係る単位費用＋一般中継系ルータ交換伝送部に係る単位費用＋一般中継系ルータ接続伝送部に係る単位費用＋S I P サークル部に係る単位費用＋関門系ルータ交換部に係る単位費用＋S I P 信号変換部に係る単位費用＋番号管理部に係る単位費用＋ドメイン名管理部に係る単位費用

附則別表第 2（附則第 6 条関係）

【第1表 略】
第2表

要素機能の区分	内容	対象設備
【一・二 略】		
三 一般中継系ルータ接続伝送部	第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定中継系伝送路設備であって、第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置されるもの
三の二 一般県間中継系ルータ接続伝送部	関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと関門系ルータの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定県間中継系伝送路設備であって、関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと関門系ルータの間に設置されるもの

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

【第1表 同左】
第2表

要素機能の区分	内容	対象設備
【一・二 同左】		
三 一般中継系ルータ接続伝送部	第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定中継系伝送路設備であって、第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置されるもの

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の規定（電気通信事業法（以下「法」という。）第十二条の二及び第三十三条の改正規定を除く。）の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定（電気通信事業法施行規則第二十三条の二及び第二十三条の四の改正規定に限る。）、第二条の規定（電気通信事業報告規則様式第二十一の改正規定に限る。）及び第三条から第七条までの規定は改正法中法第十二条の二及び第三十三条の改正規定の施行の日からの施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）及び第四条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下これらを「新規則」と総称する。）の施行の際現に法電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新施行規則の施行前においても当該申請に係る接続約款の変更を認可することができる。この場合において、その認可を受けた接続約款の変更は、**改正法中法第十二条の二及び第三十三条の改正規定改正法**の施行の日において、法第三十三条第二項の規定による認可を受けたものとみなす。

3 第一項の**規定による**申請に係る接続約款の変更の認可の処分の日が新規則の施行後となる場合において、新規則の施行の際現に法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

4 この省令の施行の際現に電気通信事業者又は法第六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（次項において「第三号事業」という。）を営む者である者に対する第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「毎報告年度経過後」とあるのは「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号）の施行の日から起算して」と、「当該報告年度」とあるのは「当該日を含む報告年度の前報告年度」と、「報告年度」とあるのは「、当該前報告年度」と、「該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である」とあるのは「第一号に掲げる区分に該当する」とする。

5 前項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による改正後の電気通信事業法報告規則第二

条第三項ただし書又は第四項ただし書の規定により、その提供する電気通信役務について同条第三項又は第四項の規定による報告を要しないこととされた電気通信事業者又は第三号事業を営む者については、この省令の施行の日を含む報告年度の前報告年度に係る同条第三項又は第四項の規定による報告として、当該電気通信役務について同条第三項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告又は同条第四項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をしたものとみなす。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号）の施行に伴い、平成十三年四月六日総務省告示第二百四十二号（電気通信事業法施行規則第二十三条の二第二項の規定に基づく指定に関する件）は、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣

寺田 稔 松本 剛明

附
則

この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第二百四十三号（電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣

寺田 稔 — 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
次に掲げる電気通信設備であつて、別表第一の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの並びに第三号のハの設備であつて、東京都において西日本電信電話株式会社が設置するもの又は及び大阪府において東日本電信電話株式会社が設置するもの 【一・二 略】 三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備であつて、次に掲げるもの イ 一の都道府県の区域内における通信を行うもの（ルータにあつては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。） ロ 専ら異なる都道府県の区域間における通信を行うもの（データ伝送役務（当該電気通信事業者がインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型の電気通信役務に限り、トンネリングプロトコルにより通信路を設定するものを除く。以下同じ。）又はIP電話（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいう。以下同じ。）の提供の用に供されるものに限る。） ハ 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続し、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うルータであつて、IP電話の提供の用に供されるもの 四 施行規則第二十三条の二第四項第二号イ及びロの伝送路設備 五 施行規則第二十三条の二第四項第二号ハの伝送路設備（データ伝送役務又はIP電話の提供の用に供されるものに限る。） 六 【略】 七 【略】 別表		次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの 【一・二 同上】 三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備（ルータにあつては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。） 【新設】 【新設】 【新設】 【新設】 四 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備（単位指定区域内における通信を行うものに限る。） 【新設】 五 【同上】 六 【同上】 別表	
備考	表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	単位指定区域	電気通信事業者
【略】	【略】	【同上】	【同上】

附 則

この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）
正規定の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

中第十二条の二及び第三十三條の改

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

※ 青字見え消しは、諮問時からの変更部分。

令和4年11月25日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部

- 電気通信事業法施行規則等の一部改正について(1)
(電気通信事業法の一部を改正する法律(利用者に関する情報の適正な取扱い関係)を踏まえた規定整備)
- 電気通信事業法施行規則等の一部改正について(2)
(電気通信事業法の一部を改正する法律(第一種指定電気通信設備制度の見直し関係)等を踏まえた規定整備)
- 参考資料(1)
(電気通信事業法の一部を改正する法律(利用者に関する情報の適正な取扱い関係)を踏まえた規定整備)
- 参考資料(2)
(電気通信事業法の一部を改正する法律(第一種指定電気通信設備制度の見直し関係)等を踏まえた規定整備)

電気通信事業法施行規則等の一部改正について(1)

(電気通信事業法の一部を改正する法律(利用者に関する情報の適正な取扱い関係)を踏まえた規定整備)

電気通信事業部
事業政策課

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立。

①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用が増加している。

※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定の**ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置付け**、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する。
- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す。

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。

※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者※が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務**を課す。
- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。

1. 「特定利用者情報の適正な取扱い」関係

赤枠部分が諮問対象

P7

「利用者の利益に及ぼす**影響が大きい電気通信役務**」を提供する**電気通信事業者**に対する規律（※）

（※） **検索情報電気通信役務** **媒介相当電気通信役務**を提供する者も対象

P10

P8

P9

① **特定利用者情報**（※）の**取扱規程**（≡社内ルール）の**策定・届出**

（※）通信日時・通信内容、氏名・住所などのほか、特定の個人を識別できないが、ID・パスワード等により識別することができる**利用者**の情報が含まれる。

P10

② 特定利用者情報の**取扱方針の策定・公表**

③ **毎事業年度**、特定利用者情報の**取扱状況を自己評価**、**取扱規程・取扱方針に反映**

④ 上記事項の**統括管理者の選任・届出、職務遂行義務**

⑤ 特定利用者情報の**漏えい時の報告**

2. 「外部送信」関係

「利用者の利益に及ぼす**影響が少なくない電気通信役務**」を提供する**電気通信事業を営む者**に対する規律

- 電気通信サービスを提供する際に、氏名などの個人情報だけでなく、IDや閲覧履歴等を含め、**利用者に関する情報を外部送信**する指令を利用者に送信する場合、外部送信のプログラムを送る前に、当該利用者に**確認の機会**（通知又は公表、同意取得、オプトアウト措置のいずれか）**を付与**

電気通信事業を営む者（＝電気通信事業法の対象範囲）

電気通信事業者（登録・届出が必要）

（電気通信回線設備を設置する者又は他人の通信を媒介する電気通信事業を営む者）

例：携帯電話、ブロードバンドサービス等を提供する者

電気通信事業者以外の者 （登録・届出が不要）

（電気通信回線設備を設置せず、かつ、他人の通信を媒介しない電気通信事業を営む者）

例：検索、SNS、オンラインショッピングモール、オンラインオークション等を提供する者

利用者の利益に及ぼす**影響が大きい**電気通信役務
を提供する**電気通信事業者**

左記以外の
電気通信事業者

特定利用者情報の適正な取扱いに関する規律

なし

（自主的な取組のみ）

利用者の利益に及ぼす**影響が少なくない**電気通信役務を提供する者

外部送信に関する規律

「電気通信事業を営む者」に
該当しない者

①「自分」のために電気通信役務を提供する者

又は

②利益を得ようとせず、無償や原価ベースで電気通信役務を提供する者

電気通信事業ガバナンス検討会

特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG

- 電気通信事業ガバナンス検討会の下に設けられた特定利用者情報の適正な取扱いに関するWGでは、令和4年6月より、「特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律」の詳細について検討。
- パブリックコメントを経て、規律の詳細について同年9月に取りまとめを策定。当該取りまとめを踏まえて省令案を策定。

[検討事項]

- 特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律（情報規律）の対象者
- 情報規律の対象者の指定に際して報告を求める情報
- 情報規律の対象となる特定利用者情報の内容
- 情報取扱規程の記載事項
- 情報取扱方針の記載事項
- 特定利用者情報の取扱状況の評価を行うべき事項
- 特定利用者情報統括管理者の要件
- 報告が必要となる特定利用者情報の漏えい

[構成員等]

(敬称略)

主査	大橋 弘 東京大学副学長・大学院経済学研究科教授
構成員	相田 仁 東京大学大学院工学系研究科教授
構成員	上沼 紫野 虎ノ門南法律事務所弁護士
構成員	落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士
構成員	沢田 登志子 一般社団法人EC ネットワーク理事
構成員	手塚 悟 慶應義塾大学環境情報学部教授
構成員	森 亮二 英知法律事務所弁護士
関係団体	公益社団法人全国消費生活相談員協会
関係団体	一般社団法人MyDataJapan
関係団体	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
関係団体	一般社団法人テレコムサービス協会
関係団体	一般社団法人新経済連盟
関係団体	在日米国商工会議所
関係団体	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
関係団体	一般社団法人セーファーインターネット協会
関係団体	情報通信消費者ネットワーク
関係団体	主婦連合会
関係団体	公益社団法人経済同友会
関係団体	一般社団法人シェアリングエコノミー協会
関係団体	欧州ビジネス協会
関係団体	一般社団法人電気通信事業者協会
関係団体	一般社団法人日本経済団体連合会
オブザーバー	内閣官房国家安全保障局、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、個人情報保護委員会事務局、デジタル庁

(特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定)

第二十七条の五 総務大臣は、①総務省令で定めるところにより、内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して②利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、特定利用者情報（当該電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報であつて次に掲げるものをいう。以下同じ。）を適正に取り扱うべき電気通信事業者として指定することができる。

一・二 (略)

総務省令で定める事項

- ① 総務大臣による電気通信事業者の指定及びその解除は、告示・通知による。
- ② 利用者数が極めて多い場合は、取り扱う利用者情報も極めて多くなること等を踏まえ、
 - ・無料の電気通信役務の場合：利用者数が1,000万人以上である電気通信役務
 - ・有料の電気通信役務の場合：利用者数が500万人以上※である電気通信役務

※ 無料と有料で閾値が異なるのは、有料の電気通信役務は情報の適正な取扱いに対する利用者の期待が一層高いと考えられること、無料の電気通信役務は1人が複数のアカウントを利用することが少なくないこと等を考慮

※ 無料の電気通信役務：料金の支払をしなくても利用を開始することができる役務
 有料の電気通信役務：料金の支払をしなければ利用を開始することができない役務

※ 利用者：契約締結者又は利用登録者（詳細は後述）
 利用者数：前年度における月間アクティブ利用者の数の年平均値

【特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG 取りまとめ(抜粋)】2.1 (3) 対応の方向性

特定利用者情報の適正な取扱いに関する規制の対象者は、より多くの電気通信事業者とすることが望ましいが、利用者の利益に及ぼす影響が限定的である電気通信役務のみを提供する電気通信事業者については規制による負担の増加等にも一定の配慮をする必要がある。

極めて大多数の国民が利用している電気通信役務ではその取り扱う特定利用者情報も極めて多くなること、電気通信役務の対価として利用者から料金の支払を受ける有料の電気通信役務は情報の適正な取扱いに対して利用者からの期待がより一層高いと考えられること、無料の電気通信役務は1人が同一のサービスで複数のアカウントを利用する場合も少なくないこと等も考慮し、対象となる電気通信役務の基準としては、以下とすることが考えられる。

・ 電気通信役務の対価として利用者から料金の支払を受けない無料の電気通信役務に関しては、
 利用者数(契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者の数)1,000万人以上を有する電気通信役務

・ 電気通信役務の対価として利用者から料金の支払を受ける有料の電気通信役務に関しては、
 利用者数(契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者の数)500万人以上を有する電気通信役務

また、「利用者数」は、諸外国の制度や電気通信事業者の算定負担等も考慮し、前年度末(3月末)時点における月間アクティブ利用者数（一月当たりの157該電気通信役務の提供を受けた契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者の数。以下同じ。）の年平均値とすることが考えられる。

(適用除外等)

第百六十四条 (略)

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 **検索情報電気通信役務** 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して当該検索情報が記録されたウェブページのドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務**

五 (略)

3～5 (略)

総務省令で定める事項

○ 特に利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に限定する観点から、**以下のいずれにも該当**するもの

- ・利用者数が**1,000万人以上**である電気通信役務
- ・**分野横断的な検索サービス**を提供する電気通信役務(☞レストラン、商品など特定分野のみの検索サービスは対象外)

【特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG 取りまとめ(抜粋)】2.2 (3) 対応の方向性

新たに電気通信事業者としての規律の対象となる検索情報電気通信役務に関しては、特に影響が大きい電気通信役務に対象を限定する観点から、以下のどちらにも該当する電気通信役務とすることが適当である。なお、検索サービスの利用者数に関しては、スマートフォンではログインをした状態で検索サービスを使用することが一般的であるため、登録アカウント数を代替的に用いることが適当である。

- ・前年度末(3月末)時点における月間アクティブ利用者数の年平均値が1,000万人以上である電気通信役務
- ・(利用者に公開されている全てのウェブサイトの検索が可能)分野横断的な検索サービスを提供する電気通信役務

(適用除外等)

第百六十四条 (略)

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 媒介相当電気通信役務 その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務**

3～5 (略)

総務省令で定める事項

○ 特に利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に限定する観点から、**以下のいずれにも該当するもの**※

・利用者数が**1,000万人以上**である電気通信役務

・**主として不特定の利用者間の交流を実質的に媒介**する電気通信役務（付随的に当該電気通信役務を提供する電気通信役務及び商取引に関する情報のみ取り扱う電気通信役務は除く。）

※ テキスト、動画又は音声によるSNS、登録制掲示板、登録制オープンチャット、動画共有プラットフォーム、ブログプラットフォーム等。なお、契約や登録が不要なものは、対象外

【特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG 取りまとめ(抜粋)】2.3 (3) 対応の方向性

新たに電気通信事業者としての規律の対象となる媒介相当電気通信役務としては、これまでの電気通信事業法の規律の対象となる電気通信事業の考え方との近似性・連続性にも配慮し、以下のいずれにも該当する電気通信役務とすることが適当である。

・前年度末(3月末)時点における月間アクティブ利用者数の年平均値が1,000万人以上である電気通信役務

・主としてコミュニケーションに係る情報を実質的に媒介する電気通信役務。ただし、付随的に上記役務の機能を提供する電気通信役務及び商取引に関する情報のみを扱う電気通信役務は、対象外とする。

(特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定)

第二十七条の五 総務大臣は、(略) 電気通信事業者を、特定利用者情報（当該電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報であつて次に掲げるものをいう。以下同じ。）を適正に取り扱うべき電気通信事業者として指定することができる。

一 通信の秘密に該当する情報

二 利用者（第二条第七号イに掲げる者に限る。）を識別することができる情報であつて①総務省令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六 (略)

七 利用者 次のイ又はロに掲げる者をいう。

イ 電気通信事業者又は第百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者その他②これに準ずる者として総務省令で定める者

ロ 電気通信事業者又は第三号事業を営む者から電気通信役務（これらの者が営む電気通信事業に係るものに限る。）の提供を受ける者（イに掲げる者を除く。）

総務省令で定める事項

① 特定利用者情報には、（通信の秘密に該当する情報に加え）利用者を識別できる情報のうち、「データベース等を構成する情報」を構成する情報が該当

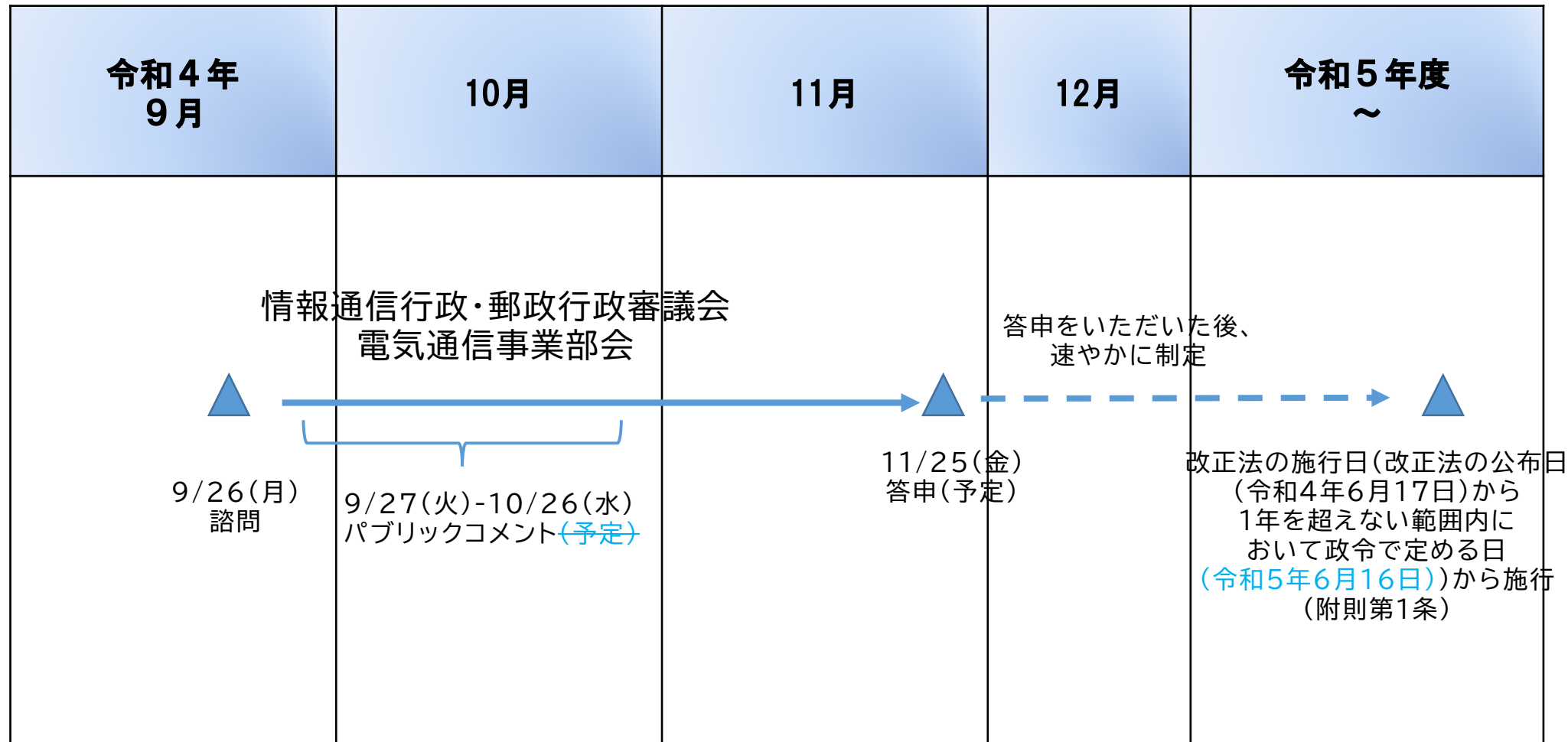
※ 「データベース等」とは、特定の利用者を識別することができる情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物等を指す。

※ 個人情報保護法では、安全管理措置等の対象は、個人情報データベース等を構成する個人情報である個人データ

② 利用者には、（契約締結者に加え）契約締結者に準ずる者として、「継続的に電気通信役務を利用するための識別符号を付与された者」が含まれる

【特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG 取りまとめ(抜粋)】2.5 (3) 対応の方向性

特定利用者情報は、通信の秘密に加え、利用者(契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者)を識別できる情報であつて、「データベース等を構成する情報」が適当である。具体的には、利用者を識別することができる情報の集合物であつて、利用者を識別することができる情報を電子計算機を用いて検索する¹⁶⁰ことができるように体系的に構成したもの等とする。



電気通信事業法施行規則等の一部改正について（２）

（電気通信事業法の一部を改正する法律（第一種指定
電気通信設備制度の見直し関係）等を踏まえた規定整備）

電気通信事業部
料金サービス課

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立。

①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用場面が増加している。

※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定の**ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置付け**、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する。
- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す。

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。

※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者※が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信せようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者にも広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務**を課す。

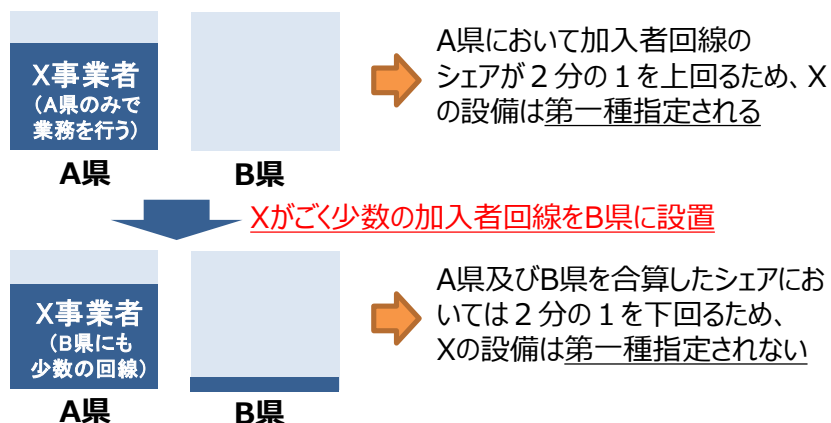
- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。

- 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号。以下「改正法」という。）における第一種指定電気通信設備制度の見直しを踏まえて、①加入者回線の占有率の算定方法及び②指定の対象となる電気通信設備の範囲等の規定を整備する。
- 上記②及び「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申 ～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～」（令和3年9月1日情報通信審議会電気通信事業政策部会。以下「最終答申」という。）を踏まえて、他の電気通信事業者が不可欠的に利用する設備である県間通信用設備（IPoE接続及びIP音声接続に用いるもの）及びゲートウェイルータ（IP音声接続に用いるもの）について、③新たに第一種指定電気通信設備に加えるとともに、④接続料の算定方法に関する規定を整備する。

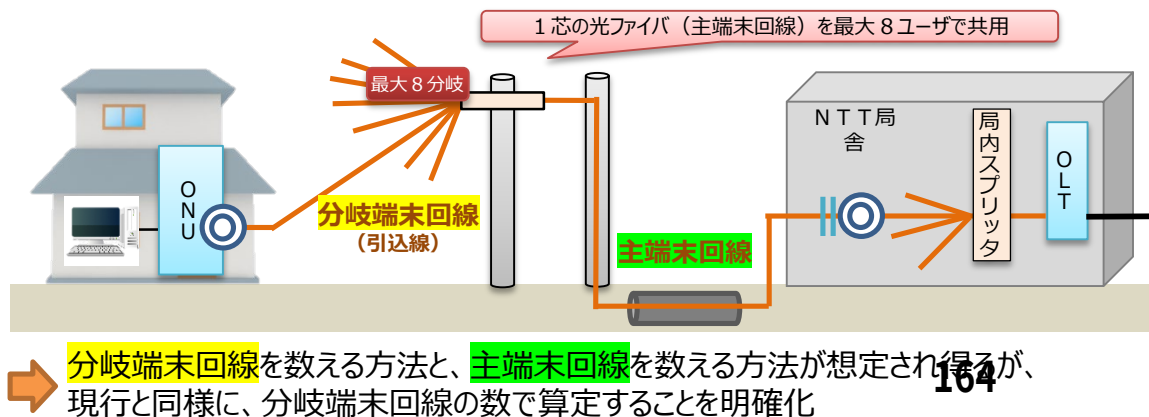
① 加入者回線の占有率の算定方法に係る規定整備【施行規則第23条の2第2項（新設）】

- 設置する加入者回線について、第一種指定電気通信設備として指定されることを免れることを目的に、通常の業務区域外の都道府県にごく少数の加入者回線を設置する等の潜脱を防止し、適切な算定を行うため、ある都道府県における加入者回線の設置割合が一定の割合（百分の一）未満である場合は、当該都道府県には加入者回線を設置していないものとみなす（業務区域に加えない）。【第一号】
- 加入者回線の数について、シェアドアクセス方式で設置される加入者回線については、①局舎の電気通信設備に接続される主端末回線を数える方式と、②利用者の電気通信設備に接続される分岐端末回線を数える方式の2方式が想定され得るところ、現行と同様に後者で算定することを明確にするため、利用者側の電気通信設備に接続される回線の数算定する旨を規定。【第二号】

●本規定（第一号）の想定する潜脱（例）



●シェアドアクセス方式の加入者回線の算定方法（第二号）



② 指定の対象となる電気通信設備の範囲に係る規定整備【施行規則第23条の2第4項】

- 第一種指定交換等設備について、これまで単位指定区域（都道府県）内の通信を行うものに限り指定可能としていたところ、東京及び大阪に設置されるIP音声接続用のゲートウェイルータ及び県間通信に係る中継ルータを指定するため、単位指定区域内の通信を行うものに限り指定可能とする規定を削除。【第一号ロ】
- 第一種指定伝送路設備について、新たに県間通信に係る伝送路設備（第一種指定県間伝送路設備）を追加。【第二号ハ（新設）】

③ 第一種指定電気通信設備の指定【指定告示（※）】

- 県間通信用設備（IPoE接続及びIP音声接続に係るものに限る。）を新たに指定。【第三号ロ、第五号】
- NTT西日本が東京都に、NTT東日本が大阪府に設置するIP音声接続に係るゲートウェイルータを新たに指定。【第三号ハ】

④ 新たに指定される第一種指定電気通信設備に係る機能の接続料の算定【第一種指定電気通信設備接続料規則】

- 県間通信用設備に係る新たな法定機能として、「一般県間中継系ルータ交換伝送機能」を追加。【第4条表六の二】
- 新たな法定機能において、他の電気通信事業者が設置する設備（他社設備）を利用して提供される場合があることを踏まえて、他社設備に係る費用についても接続料に加えるものとする。【第9条】
- 新たな法定機能に係る接続料について、回線容量（データ伝送の場合）又は通信量（音声伝送の場合）を単位として設定することを原則とする。【第18条の2第2項】

最終答申 第3章 IP網への移行を踏まえた接続制度の在り方（概要・関係部分抜粋）

- 「PPPoE接続」以外の「IP音声接続」、「IPoE接続」の県間通信用設備については、加入者回線との一体性を認め、ボトルネック性を有する設備として、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適当である。
- 県間通信用設備について規律する場合には、他社設備も含めて一体的に規律することが適切である。この際、自己設置の設備と他社設備利用に係るコストを一体的に接続料原価に算入（例えば、通信設備使用料等）して接続料を設定することが適切である。
- IP網移行後の音声通信について、NTT東日本が大阪府、NTT西日本が東京都に設置するゲートウェイルータ（IP音声用）を今後第一種指定電気通信設備として指定が可能となるよう、所要の制度対応を行うべきである。

(参考)電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号) (第一種指定電気通信設備制度の見直し関係)

16

改正条文案

(第一種指定電気通信設備との接続)

第33条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより_____

_____, その一端が利用者の電気通信設備(移動端末設備を除く。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、**その伝送路設備が設置される都道府県の区域内**に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める**割合として総務省令で定める方法により算定した**割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び_____当該電気通信事業者が**当該伝送路設備を用いる電気通信役務を提供するために**設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

現行条文

(第一種指定電気通信設備との接続)

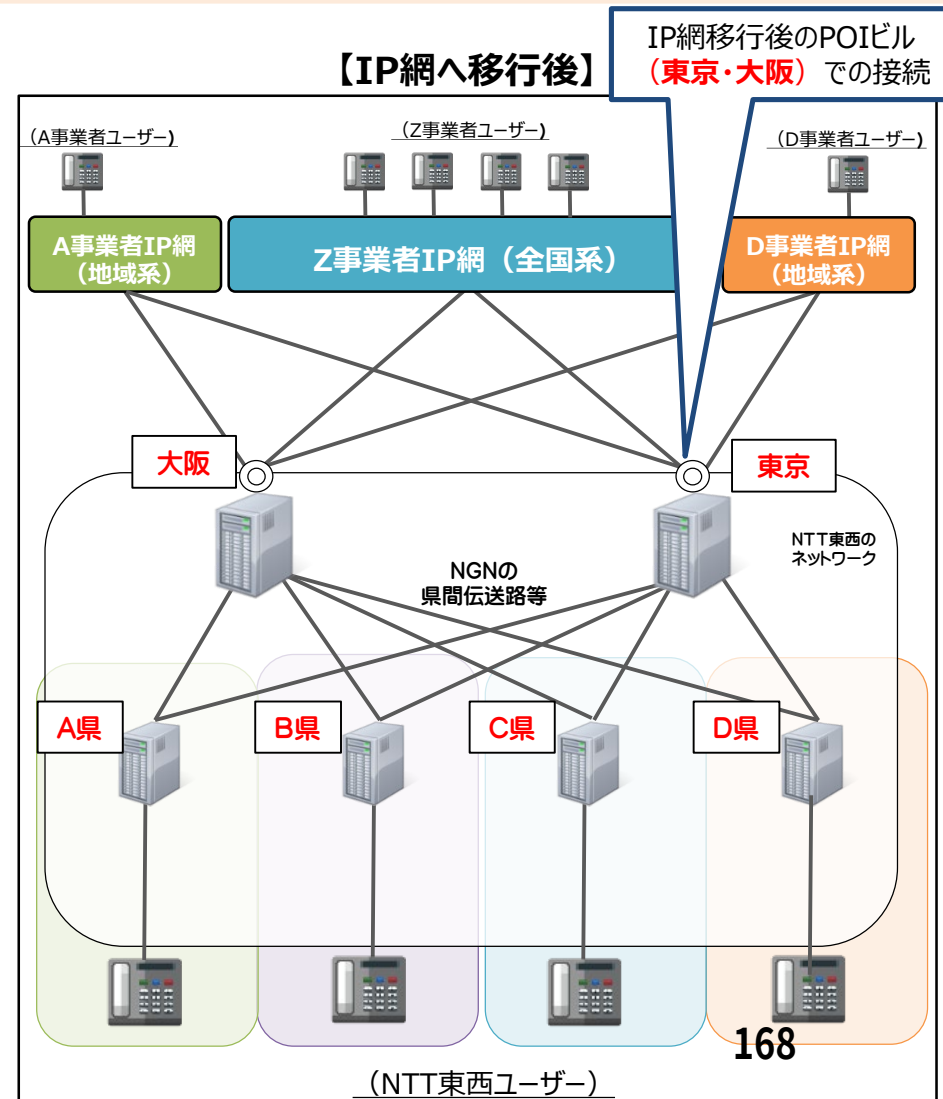
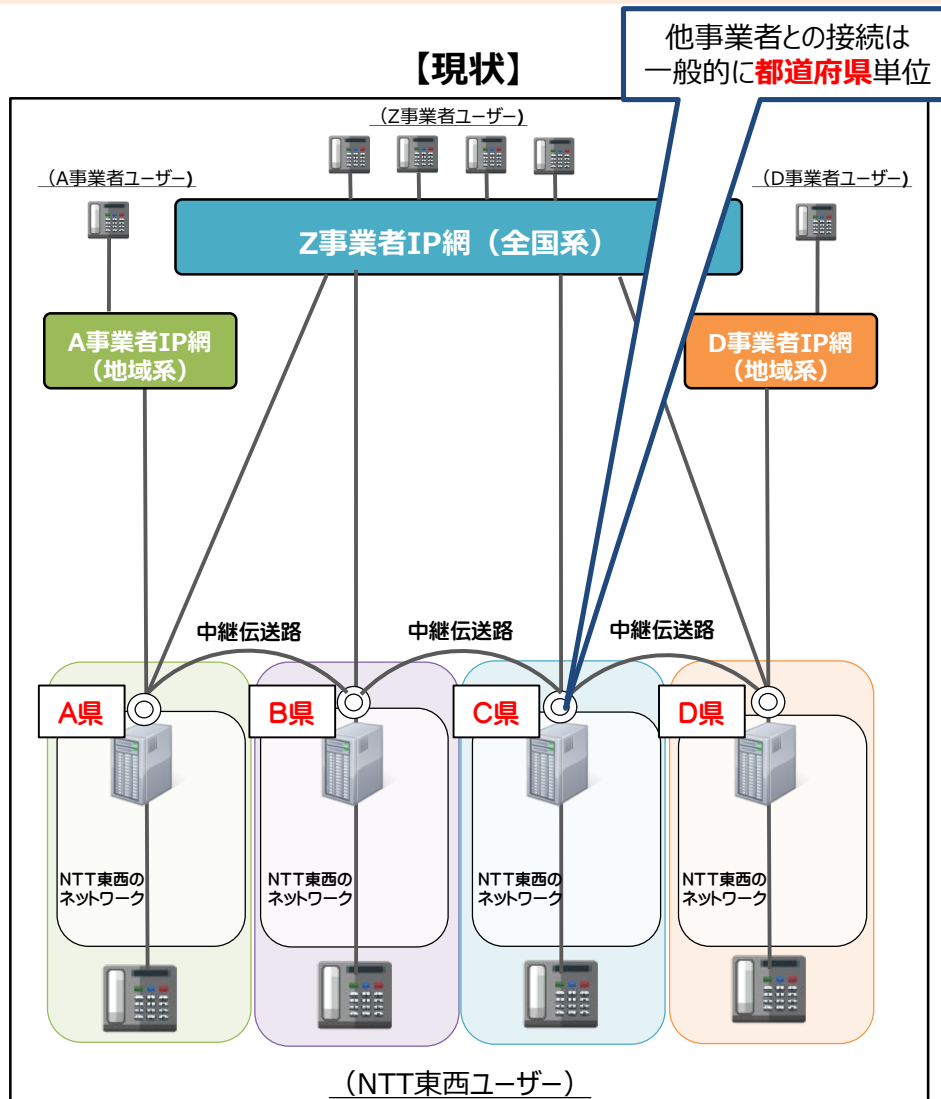
第33条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、**全国の区域を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域ごとに**、その一端が利用者の電気通信設備(移動端末設備を除く。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、**当該区域内**_____に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める_____割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び**当該区域において**当該電気通信事業者が**これと一体として**_____設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

黄マーカー部分: 加入者回線の占有率を算定する範囲を、現行の都道府県単位から、各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。

緑マーカー部分: 固定電話網のIP網移行に伴い、接続点が東京・大阪の2か所になることにより、NTT東日本が大阪府、NTT西日本が東京都に設置するゲートウェイルータ(IP音声用)を指定できるよう、規定を見直す。

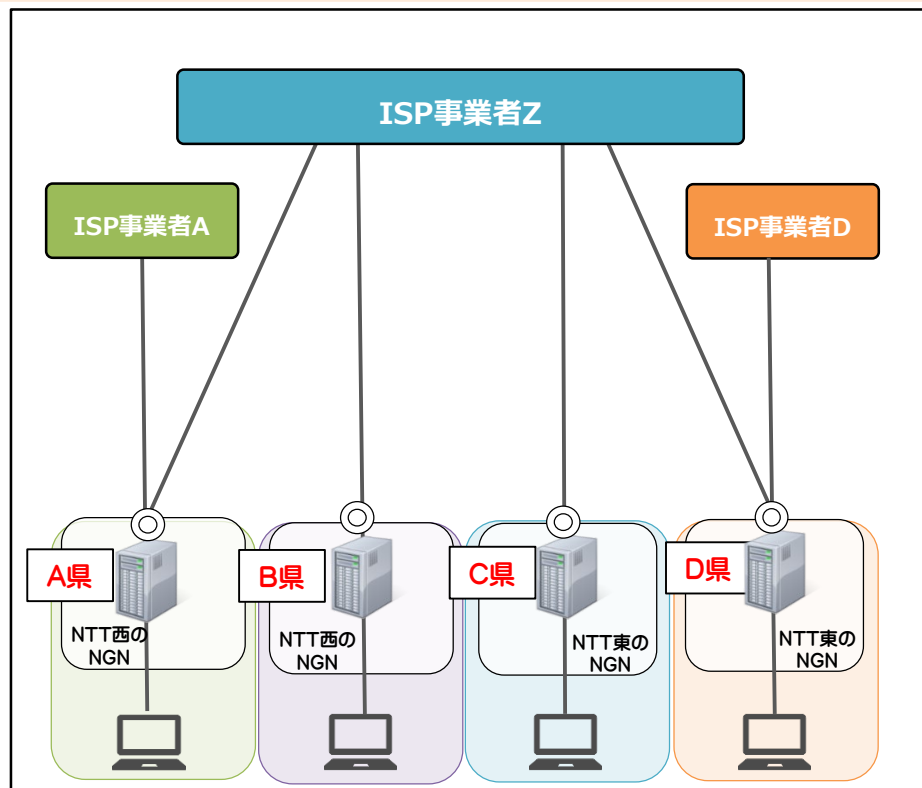
(参考)IP網移行後の音声通信における接続形態の変化

- NTT東日本・西日本は、令和3年1月以降順次、PSTN(公衆交換電話網)からIP網への移行を開始し、令和7年1月までに移行を完了させる予定であり、移行後は他事業者との接続点(POI)が都道府県単位ではなく、原則、東京、大阪の2か所となる。
- また、POIの設置場所が原則東京、大阪の2か所であることを踏まえると、東京、大阪のPOIから東京、大阪以外のNTT東日本・西日本のユーザーに着信する場合は、不可避免的に県間通信用設備を経由することになる。

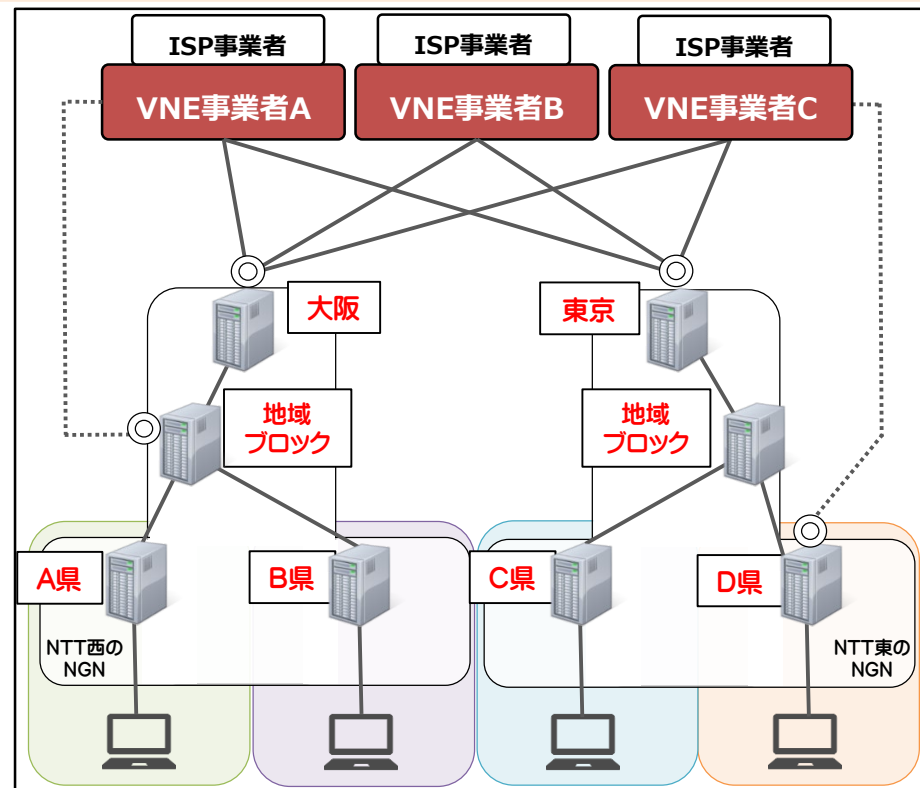


(参考)NGNにおけるISP事業者等の接続方式

- インターネット接続サービス等のIP通信の役務の提供のためにISP事業者等がNGNに接続する方式として、現状、PPPoE接続とIPoE接続が並存。
- PPPoE接続の場合は、接続が都道府県ごとであり、かつ接続するISP事業者は、その都道府県ごとにサービス提供が可能であるが、IPoE接続の場合は、全国向けのサービス提供が行われている。現在のNGNの仕様のもとでは、特定県等域のみでのサービス提供を行う場合は網改造料が必要である(全国にサービス提供するための県間接続料以上の網改造料が生じる。)ことから、現時点において、特定県等域でサービス提供を行うVNE事業者はいない。
- 上記を踏まえると、現時点では、全てのVNE事業者が不可避免的にNTT東日本・西日本の県間通信用設備を利用している。



【PPPoE接続】



【IPoE接続】

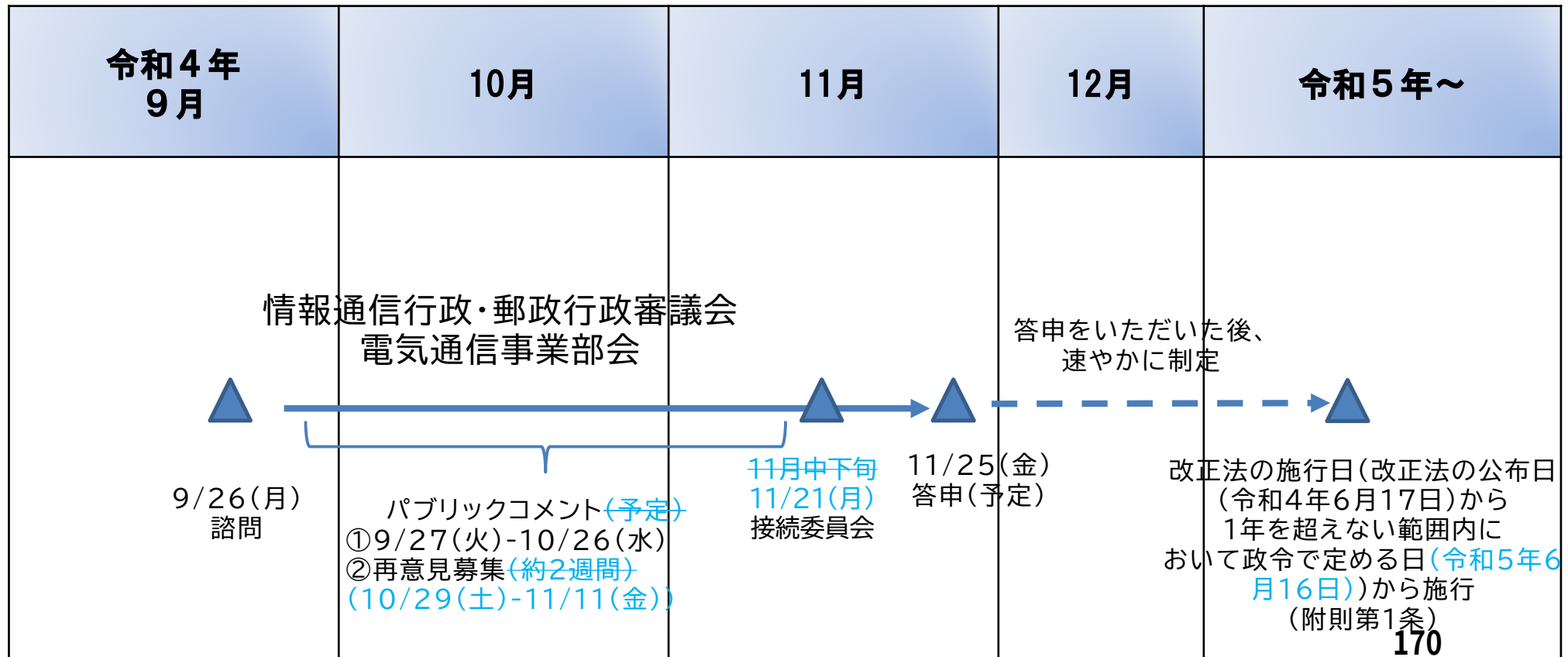
接続点	都道府県ごとに設置	■全国POI(東日本、西日本それぞれの全域をカバー): 東京、大阪※1 ■単県・ブロックPOI: 東京、千葉、埼玉、神奈川、北関東、北関東・甲信越、東北、北海道 大阪(関西1)、兵庫(関西2)、愛知(東海)、広島(中四国)、福岡(九州)※1 ※1 令和2年10月26日時点で確認できているもの。
接続事業者のサービス提供範囲	都道府県内	全国 (現在のNGNの仕様のもとでは、特定県等域のみでのサービス提供を行う場合は網改造料が必要。現時点において、特定県等域でサービス提供を行うVNE事業者はなし。)

経過措置【附則第2条】

本省令の施行時に現に認可を受けている接続約款については、

- 事業者が、施行前においても改正後の省令に適合させるための変更の申請を行うことを可能とするとともに、
- 総務大臣が、当該申請に対する認可を本改正省令の施行前に行うことができ、
- 当該申請に対する認可が本改正省令の施行後となった場合、現に認可を受けている接続約款は改正後の省令に適合しているものとみなす

旨の経過措置を規定。



参考資料(1)

(電気通信事業法の一部を改正する法律(利用者に関する情報の
適正な取扱い関係)を踏まえた規定整備)

1.「特定利用者情報の適正な取扱い」関係

＜改正省令案＞

(1) 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)の一部改正

一部諮問対象

(2) 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。)の一部改正

番号は、以下頁の項目番号と対応

電気通信事業を営む者（＝電気通信事業法の対象範囲）

電気通信事業者（登録・届出 要）

12 2

13 2

「検索情報電気通信役務」及び「媒介相当電気通信役務」を提供する者として指定された者が追加

11 2

利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する者として指定された電気通信事業者

左記以外の
電気通信事業者

電気通信事業者以外の者
（登録・届出 不要）

※ 検索、SNS、オンライン
ショッピングモール、掲示板、
オンラインオークション等を
提供する者が含まれる。

特定
利用者
情報の
適正な
取扱い

① 特定利用者情報（※1）の取扱い規程の策定・届出 4

② 特定利用者情報の取扱い方針の策定・公表 5

③ 毎事業年度 特定利用者情報の取扱い状況を自己評価、取扱い規程・取
扱い方針に反映 6

④ 上記事項の統括管理者の選任・届出 7

⑤ 特定利用者情報（※1①）の漏えい時の報告 8

赤丸部分が諮問対象

14

なし

（自主的な取組のみ）

※1 利用者に関する情報のうち、㊦通信の秘密に該当する情報、①利用者（契約締結者その他これに準ずる者）を識別できる情報（総務省令で定めるもの）

31

32

利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務を提供する者

● 利用者に関する情報（※2）を外部送信させる場合に確認の機会を付与

✓ 送信先等について、当該利用者に通知又は公表、同意取得、オプトアウト措置のいずれかを実施

※2 利用者の端末に記録された当該利用者に関する情報（氏名などの個人情報、閲覧履歴などの利用者の行動履歴に関する情報などが該当、ただし、電気通信サービス利用に必要な情報（OS情報など）を除く。）

外部
送信

通信の秘密の漏えい時の報告等

173

※ 通信の秘密の保護、検閲の禁止は、全ての電気通信事業を営む者が対象

既存
規律

1. 特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律（情報規律）の対象者

(☆)は、電気通信事業ガバナンス検討会報告書(2022.2)でも考え方が提示されたもの

①a 情報規律の対象となる電気通信役務
【施行規則第22条の2の20】

- 利用者数が極めて多い場合は、取り扱う利用者情報も極めて多くなること等を踏まえ、
 - ・**無料**の電気通信役務の場合：利用者数が**1,000万人以上**☆である電気通信役務
 - ・**有料**の電気通信役務の場合：利用者数が**500万人以上**※である電気通信役務

※ 無料と有料で閾値が異なるのは、有料の電気通信役務は情報の適正な取扱いに対する利用者の期待が一層高いと考えられること、無料の電気通信役務は1人が複数のアカウントを利用することが少なくないこと等を考慮

①b 情報規律の対象となる者の指定方法
【施行規則第22条の2の19】

- 総務大臣による電気通信事業者の指定及びその解除は、**告示・通知**による。

② 検索サービスのうち、(新たに事業届出が必要＝情報規律の対象となり得る) 検索情報電気通信役務に該当するもの
【施行規則第59条の3第4項】

- 特に利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に限定する観点から、**以下のいずれにも該当するもの**
 - ・利用者数が**1,000万人以上**である電気通信役務
 - ・**分野横断的な検索サービス**を提供する電気通信役務☆ (☞レストラン、商品など特定分野のみの検索サービスは対象外)

③ 不特定者間の情報の送受信を実質的に媒介するサービスのうち、(新たに事業届出が必要＝情報規律の対象となり得る)媒介相当電気通信役務に該当するもの
【施行規則第59条の3第5項】

- 特に利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に限定する観点から、**以下のいずれにも該当するもの**※
 - ・利用者数が**1,000万人以上**である電気通信役務
 - ・**主として不特定の利用者間の交流を実質的に媒介する電気通信役務** (付随的に当該電気通信役務を提供する電気通信役務及び商取引に関する情報のみ取り扱う電気通信役務は除く。) ☆
- ※ テキスト、動画又は音声によるSNS、登録制掲示板、登録制オープンチャット、動画共有プラットフォーム、ブログプラットフォーム等。なお、契約や登録が不要なものは、対象外

④ 情報規律の対象外の電気通信事業を営む者の扱い

- **ガイドライン等で特定利用者情報の適正な取扱いを推奨**

※ 無料の電気通信役務：料金の支払をしなくても利用を開始することができる役務

※ 利用者：契約締結者又は利用登録者(詳細は後述)

※ 有料の電気通信役務：料金の支払をしなければ利用を開始することができない役務

※ 利用者数：前年度における月間アクティブ利用者の数の年平均値

2. 情報規律の対象者の指定に際して報告を求める情報

①情報規律の対象者（無料1,000万以上、有料500万以上）の指定のために、報告を求める対象者、内容及び方法
【報告規則第1条第2項、第2条第3～6項】

〔報告対象者〕電気通信事業者、検索サービスの提供者又は不特定者間の情報の送受信を実質的に媒介するサービスの提供者のうち、前年度の利用者数が、以下の電気通信役務を提供している者

㊦**無料**の電気通信役務の場合：**900万以上**（「有料」「無料」「利用者」「利用者数」の定義は前頁と同じ）

㊧**有料**の電気通信役務の場合：**450万以上**

〔報告内容〕**該当する電気通信役務※と利用者数**（前年度経過後1月以内に報告）

※「加入電話、携帯電話、IP電話、インターネット接続サービス、FTTHアクセスサービス、CATVアクセスサービス、BWAアクセスサービス、公衆無線LANアクセスサービス、仮想移動電気通信サービス、電子メールサービス、メッセージングサービス、検索サービス、ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービス等」の区分

〔報告方法〕**以下の㊦・㊧の分類で報告し、他の分類への変更があった場合**（例：㊦の報告した者は、「㊦→㊧」又は「㊦→㊨」になった場合、㊧の報告をした者は、「㊧→㊦」又は「㊧→㊨」になった場合）**のみ変更報告**をする。

㊦無料の場合：**900万以上1,000万未満**（有料の場合：**450万以上500万未満**）

㊧無料の場合：**1,000万以上**（有料の場合：**500万以上**）

㊨無料の場合：**900万未満**（有料の場合：**450万未満**）

3. 情報規律の対象となる特定利用者情報の内容

(☆)は、電気通信事業ガバナンス検討会報告書(2022.2)でも考え方が提示されたもの

① 利用者のうち、契約締結者に準ずる者に該当する者
【施行規則第2条の2】

● 利用者には、（契約締結者に加え）契約締結者に準ずる者として、「継続的に電気通信役務を利用するための識別符号を付与された者」が含まれる☆

② 利用者を識別できる情報のうち、特定利用者情報に該当する情報
【施行規則第22条の2の21】

● 特定利用者情報には、（通信の秘密に該当する情報に加え）利用者を識別できる情報のうち、「データベース等を構成する情報」を構成する情報が該当☆（概念図は以下のとおり）

※1 利用者：契約締結者又は利用登録者

※2 「データベース等」とは、特定の利用者を識別することができる情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物等を指す。

※3 個人情報保護法では、安全管理措置等の対象は、個人情報データベース等を構成する個人情報である個人データ

【概念図】 特定利用者情報とは、「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務（利用者数1,000万以上等）の利用者」に関する情報のうち、



※ 単にWebサイトを閲覧する者など、契約・登録をしない利用者の情報は、特定利用者情報に該当しない

4. 情報取扱規程の記載事項

- ① 情報取扱規程に記載すべき事項
【施行規則第22条の2の22】

- 特定利用者情報の**安全管理**に関する事項（⑦組織的安全管理措置（例：責任者の設置、マニュアル整備等）、⑧人的安全管理措置（例：研修の実施等）、⑨物理的安全管理措置（例：入退室管理等）、⑩技術的安全管理措置（例：アクセス管理等）、⑪諸外国の法的環境の把握体制）
- 特定利用者情報の**委託先の監督**に関する事項（⑦委託先の選定方法（例：自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が確実に実施されることの確認方法等）、⑧委託契約において定める特定利用者情報の取扱いに関する事項（例：安全管理措置等）、⑨委託先における特定利用者情報の取扱状況の把握に関する体制及び方法（例：定期的監査等））
- **情報取扱方針の策定及び公表に係る体制**に関する事項（例：情報取扱方針の策定組織等）
- 特定利用者情報の**取扱状況の評価に係る体制及び方法**に関する事項（⑦評価実施体制及び評価結果の反映体制、⑧評価項目、評価方法及び評価頻度）
- **従業員の監督**に関する事項（例：アクセス管理の体制、研修の内容・頻度等）

☞ **総務省において、具体的な記載事例等を示した情報取扱規程の記載マニュアルの策定が望ましい。**

5. 情報取扱方針の記載事項

- ① 情報取扱方針に記載すべき事項
【施行規則第22条の2の23】

- ホームページにおいて利用者が理解しやすい分かりやすい方法により、以下の事項を記載
 - ・ 取得する**特定利用者情報の内容**に関する事項（取得方法を含む。）
 - ・ 特定利用者情報の**利用の目的及び方法**に関する事項（利用目的（具体的利用例を含む））
 - ・ 特定利用者情報の**安全管理**の方法に関する事項
 - ⑦安全管理措置の概要
 - ⑧**外国に所在するサーバーに特定利用者情報を保存する場合は、サーバーの所在国の名称（保存する可能性のある国の名称を含む）**（☞サーバー設置者から当該所在国の情報が提供されない場合は、当該設置者の名称）
 - ⑨**外国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合は、委託先（再委託先を含む）の所在国の名称**
 - ⑩**委託先やサーバーの所在国において、政府の情報収集活動への協力義務を課すことにより、電気通信事業者が保有する特定利用者情報について政府による収集が可能となる制度（利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に限る）（以下「情報収集制度」）※の存在**
 - ※ 個人情報保護委員会では、「個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす制度」の有無、当該制度が存在する場合はその概要を、ホームページで公表（これは補助的なものであり、当該制度の確認は、事業者の責任で行うべきものとされる）
 - ・ 利用者からの**相談等に応ずる営業所等の連絡先**に関する事項
 - ・ 特定利用者情報の**漏えいに係る事案**（過去10年間のうち指定を受けている期間の事案）**の時期及び内容の公表**に関する事項

6. 特定利用者情報の取扱状況の評価を行うべき事項

- ① 特定利用者情報の取扱状況の評価を行うべき事項
【施行規則第22条の2の24】

- 技術動向、外国の制度、サイバー攻撃のリスク等の状況の変化等を踏まえて、以下の事項について実施。
 - ・情報取扱規程及び情報取扱方針の遵守状況
 - ・特定利用者情報の漏えい

7. 特定利用者情報統括管理者の要件

- ① 事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位（法定要件）に加えて、要件とするべき事項
【施行規則第22条の2の25】

- 利用者に関する情報の取扱いに関する安全管理又は法令等に関する業務、若しくはこれを監督する業務に通算して3年以上従事した経験（他業種を含む）を有すること（これと同等以上の能力を有すると認められる場合を含む）
 - ※ 電気通信設備統括管理者（電気通信事業法第44条の3）は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的な地位にあり、かつ、電気通信設備の設計、工事、維持又は運用に関する業務やこれを監督する業務に通算して3年以上従事した経験等が要件

8. 報告が必要となる特定利用者情報の漏えい

- ① 報告対象とするべき特定利用者情報の漏えい（通信の秘密の漏えいを除く。）
【施行規則第58条第1項】

- 利用者の数が1,000人を超える特定利用者情報の漏えいが生じた場合
- （上記に該当しない場合でも）情報収集制度に基づき、外国政府に特定利用者情報を提供した場合
 - ※ 通信の秘密の漏えいは、利用者の数にかかわらず、報告が必要（電気通信事業法第28条）
 - ※ 個人情報の保護に関する法律施行規則第7条に基づき、個人データについては、本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生した場合には、報告義務の対象

関係法令(電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号))による 改正後の電気通信事業法)

29

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六 (略)

七 利用者 次のイ又はロに掲げる者をいう。

イ 電気通信事業者又は第百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者その他これに準ずる者として総務省令で定める者

ロ 電気通信事業者又は第三号事業を営む者から電気通信役務（これらの者が営む電気通信事業に係るものに限る。）の提供を受ける者（イに掲げる者を除く。）

(特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定)

第二十七条の五 総務大臣は、**総務省令で定めるところにより**、内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務**を提供する電気通信事業者を、特定利用者情報（当該電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報であつて次に掲げるものをいう。以下同じ。）を適正に取り扱うべき**電気通信事業者として指定することができる。**

一 通信の秘密に該当する情報

二 利用者（第二条第七号イに掲げる者に限る。）を識別することができる情報であつて**総務省令で定めるもの**（前号に掲げるものを除く。）

(情報取扱規程)

第二十七条の六 前条の規定により指定された電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、特定利用者情報の適正な取扱いを確保するため、次に掲げる事項に関する規程（以下「情報取扱規程」という。）を定め、当該指定の日から三月以内に、総務大臣に届け出なければならない。

一 特定利用者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該特定利用者情報の安全管理に関する事項

二 特定利用者情報の取扱いを第三者に委託する場合における当該委託を受けた者に対する監督に関する事項

三 第二十七条の八第一項に規定する情報取扱方針の策定及び公表に関する事項

四 第二十七条の九の規定による評価に関する事項

五 その他総務省令で定める事項

2 (略)

(情報取扱方針)

第二十七条の八 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、特定利用者情報の取扱いの透明性を確保するため、次に掲げる事項に関する方針（次項及び次条第二項において「情報取扱方針」という。）を定め、当該指定の日から三月以内に、公表しなければならない。

一 取得する特定利用者情報の内容に関する事項

二 特定利用者情報の利用の目的及び方法に関する事項

三 特定利用者情報の安全管理の方法に関する事項

四 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所、事務所その他の事業場の連絡先に関する事項

五 その他総務省令で定める事項

2 (略)

関係法令(電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)による 改正後の電気通信事業法)

30

(特定利用者情報の取扱状況の評価等)

第二十七条の九 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度、特定利用者情報の取扱いの状況について評価を実施しなければならない。

2 (略)

(特定利用者情報統括管理者)

第二十七条の十 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、第二十七条の六第一項各号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、当該指定の日から三月以内に、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、利用者に関する情報の取扱いに関する一定の実務の経験その他の総務省令で定める要件を備える者のうちから、総務省令で定めるところにより、特定利用者情報統括管理者を選任しなければならない。

2 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、特定利用者情報統括管理者を選任し、又は解任したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(業務の停止等の報告)

第二十八条 電気通信事業者は、次に掲げる場合には、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

一 第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき。

二 電気通信業務に関し次に掲げる事故が生じたとき。

イ 通信の秘密の漏えい

ロ 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者にあつては、特定利用者情報（同条第二号に掲げる情報であつて総務省令で定めるものに限る。）の漏えい

ハ (略)

2 (略)

(適用除外等)

第百六十四条 (略)

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 **検索情報電気通信役務** 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して当該検索情報が記録されたウェブページのドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務**

五 **媒介相当電気通信役務** その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務**

3～5 (略)

衆議院総務委員会（令和4年5月13日）

- 三 特定利用者情報となる情報の範囲及び特定利用者情報の適正な取扱いを義務付けられる事業者の基準について総務省令で定めるに当たっては、利用者保護及び電気通信事業の健全な発展の双方の重要性を十分に踏まえ、適正に定めるとともにその内容を広く国民に周知すること。
- 四 特定利用者情報の取扱方針に係る総務省令を定めるに当たっては、利用者保護の重要性を十分に踏まえ、特定利用者情報を保管するサーバーの所在国や特定利用者情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国を公表することを定めること。
- 五 本法附則第六条による法施行後三年経過後の検討に当たっては、保護の対象となる利用者に関する情報の範囲や情報の外部送信に係る利用者に対する確認の機会の付与の在り方などについて、個人情報保護法等の関連法令の施行状況及び諸外国における個人情報の保護等に関する状況も考慮して行うこと。

参議院総務委員会（令和4年6月10日）

- 三、特定利用者情報となる情報の範囲及び特定利用者情報の適正な取扱いを義務付けられる事業者の基準について総務省令で定めるに当たっては、利用者保護及び電気通信事業の健全な発展の双方の重要性を十分に踏まえ、適正に定めること。また、本法の趣旨を踏まえ、義務付けの対象外となる事業者においても特定利用者情報の適正な取扱いが行われるよう検討すること。
- 四、特定利用者情報の取扱方針に係る総務省令を定めるに当たっては、利用者保護の重要性を十分に踏まえ、特定利用者情報を保管するサーバーの所在国や特定利用者情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国を公表することを定めること。
- 五、利用者に関する情報の外部送信に係る総務省令を定めるに当たっては、利用者の立場に立った適切かつ分かりやすい形で確認の機会が付与され、安全・安心にインターネットを利用できる環境が整備されるよう努めること。
- 六、第二号基礎的電気通信役務や特定利用者情報など本法に基づき新たに導入される制度について、総務省令の制定を始めとする制度の詳細の整備に当たっては、高い透明性を確保した場で、事業者、消費者団体等の多様な関係者と連携・協力して検討を行うとともに、その内容を広く国民に周知すること。
- 七、本法附則第六条による法施行後三年経過後の検討に当たっては、保護の対象となる利用者に関する情報の範囲、情報の外部送信に係る利用者に対する確認の機会の付与の在り方、本法による規律の対象となる事業者の範囲などについて、個人情報保護法等の関連法令の施行状況及び諸外国における個人情報の保護等に関する状況も考慮して行うこと。また、法施行後三年経過以前であっても、本法の施行状況を踏まえて必要があると認める場合には、適時適切に所要の措置を講ずること。

2.「外部送信」関係

<改正省令案>

(1) 施行規則の一部改正

プラットフォームサービスに関する研究会

プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するWG

- プラットフォームサービスに関する研究会の下に設けられたプラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するWGでは、令和4年6月より、「外部送信規律」の詳細について検討。パブリックコメントを経て、プラットフォームサービスに関する研究会において、同年8月23日に「外部送信規律」の省令案の方向性を含む、第2次取りまとめ。
- 当該第2次取りまとめを踏まえた省令案を本WGにおいて検討。

〔検討事項〕

1. 内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務
2. 通知又は利用者が容易に知り得る状態に置く際に満たすべき要件
3. 通知又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項
4. 利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報
5. オプトアウト措置の際に利用者が容易に知り得る状態に置く事項

〔構成員等〕

(敬称略)

主査	穴戸 常寿 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
主査代理	山本 龍彦 慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授
構成員	生貝 直人 一橋大学大学院 法学研究科 准教授
構成員	石井 夏生利 中央大学 国際情報学部 教授
構成員	板倉 陽一郎 ひかり総合法律事務所 弁護士
構成員	太田 祐一 株式会社 DataSign 代表取締役社長
構成員	小林 慎太郎 株式会社野村総合研究所 上級コンサルタント
構成員	佐藤 一郎 国立情報学研究所 情報社会相関研究系 教授
構成員	沢田 登志子 一般社団法人 EC ネットワーク 理事
構成員	新保 史生 慶應義塾大学 総合政策学部 教授
構成員	高橋 克巳 NTT 社会情報研究所 主席研究員
構成員	寺田 眞治 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 主席研究員
構成員	古谷 由紀子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 監事
構成員	森 亮二 英知法律事務所 弁護士
オブザーバー	一般社団法人 MyDataJapan
オブザーバー	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
オブザーバー	一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会
オブザーバー	情報通信消費者ネットワーク
オブザーバー	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
オブザーバー	主婦連合会
オブザーバー	一般社団法人日本インタラクティブ広告協会
オブザーバー	一般社団法人電気通信事業者協会
オブザーバー	一般社団法人日本経済団体連合会
オブザーバー	デジタル市場競争本部事務局、個人情報保護委員会事務局

電気通信事業を営む者（＝電気通信事業法の対象範囲）

電気通信事業者（登録・届出 要）

電気通信事業以外の者
（登録・届出 不要）

「**検索情報電気通信役務**」及び「**媒介相当電気通信役務**」を提供する者として指定された者が追加

※ 検索、SNS、オンラインショッピングモール、掲示板、オンラインオークション等が含まれる。

利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する者として指定された電気通信事業者

左記以外の
電気通信事業者

特定利用者情報の適正な取扱い

- ① 特定利用者情報（※1）の**取扱規程の策定・届出**
- ② 特定利用者情報の**取扱方針の策定・公表**
- ③ **毎事業年度** 特定利用者情報の**取扱状況を自己評価、取扱規程・取扱方針に反映**
- ④ 上記事項の**統括管理者の選任・届出等**
- ⑤ 特定利用者情報（※1 ㊦）の**漏えい時の報告**

なし
（自主的な取組のみ）

※1 利用者に関する情報のうち、㊦**通信の秘密**に該当する情報、㊦**利用者**（契約締結者その他これに準ずる者）を識別できる情報（総務省令で定めるもの）

番号は、以下頁の項目番号と対応

利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務を提供する者 **1**

● **利用者に関する情報（※2）を外部 **2** 言させる場合に確 **4** の機会を付与**

✓ 送信先等について、当該利用者に通知又は公表、同意取得、オプトアウト措置のいずれかを実施

※2 利用者の端末に記録された当該利用者に関する情報（氏名などの個人情報、閲覧履歴などの利用者の行動履歴に関する情報などが該当、ただし、電気通信サービス利用に必要な情報（OS情報など）を除く。） **3**

外部送信

既存規律

通信の秘密の漏えい時の報告等

※ 通信の秘密の保護、検閲の禁止は、全ての電気通信事業者が対象

1. 外部送信規律の対象

① 外部送信規律の対象となる 電気通信役務

（内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案
して利用者の利益に及ぼす影響が少なくない
電気通信役務）

【施行規則第22条の2の27】

- 以下のサービスで、ブラウザ又はアプリケーションを通じて提供されるもの。
 - ・利用者間のメッセージ媒介等
 - ・SNS・電子掲示板・動画共有サービス、オンラインショッピングモール等
 - ・オンライン検索サービス
 - ・各種情報のオンライン提供（例：ニュース配信、気象情報配信、動画配信、地図等）

2.通知又は容易に知り得る状態

①通知又は利用者が容易に知り得る状態に置く際に満たすべき要件
【施行規則第22条の2の28】

●共通事項

- ・日本語で記載、専門用語を避け、平易な表現を用いる
- ・操作を行うことなく、文字が適切な大きさで表示される
- ・利用者が②の事項について、容易に確認できるようにする

●通知

- ・通知すべき事項又は当該事項を表示したウェブページやアプリケーションの所在に関する情報（URL等）を即時に（ポップアップ等により）表示する
- ・上記と同等以上に利用者が容易に認識できるように表示する

●容易に知り得る状態

- ・情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて表示する
- ・情報送信指令通信を行うアプリケーションを利用する際に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において公表すべき事項を表示する
- ・上記と同等以上に利用者が容易に到達できるように表示する

②通知又は容易に知り得る状態に置くべき事項
【施行規則第22条の2の29】

●送信されることとなる利用者に関する情報の内容

- ・送信されることとなる利用者に関する情報の内容

●利用者に関する情報の送信先となる電気通信設備

- ・情報の送信先となる電気通信設備を用いて取り扱う者の氏名・名称

●その他

- ・送信されることとなる利用者に関する情報の利用目的

※いずれも情報送信指令通信ごと

3. 措置を取ることを不要とする情報

- ① 利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報
【施行規則第22条の2の30】

【符号、音響又は影像を適正に表示するために必要な情報】

- ・OS情報、画面設定情報、言語設定情報
- ・その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報

【その他】

- ・入力をした情報の保持等に必要な情報
- ・認証に必要な情報
- ・セキュリティ対策に必要な情報（サービス提供者のセキュリティに関するものに限る。）
- ・ネットワーク管理に必要な情報

※いずれも当該目的のために送信する場合に限る。

4. オプトアウト措置

- ① オプトアウト措置の際に利用者が容易に知り得る状態に置く事項
【施行規則第22条の2の31】

- オプトアウト措置（を講じていること）
- オプトアウト措置の内容（情報の送信を停止又は送信された情報の利用の停止）
- 利用者の求めを受け付ける方法
- その他
 - ・オプトアウト措置を行った場合に、どのようなサービスの制限を受けるか
 - ・送信されることとなる利用者に関する情報の内容
 - ・情報の送信を受けてこれを取り扱う者の氏名・名称
 - ・送信されることとなる利用者に関する情報の利用目的

(情報送信指令通信に係る通知等)

第二十七条の十二 電気通信事業者又は第三号事業を営む者（内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務**を提供する者に限る。）は、その利用者に対し電気通信役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信（利用者の電気通信設備が有する情報送信機能（利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者の電気通信設備に送信する機能をいう。以下この条において同じ。）を起動する指令を与える電気通信の送信をいう。以下この条において同じ。）を行おうとするときは、**総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる当該利用者に関する情報の内容、当該情報の送信先となる電気通信設備その他の総務省令で定める事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。**ただし、当該情報が次に掲げるものである場合は、この限りでない。

- 一 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は映像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他の**利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要なものとして総務省令で定める情報**
- 二 当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者が当該利用者に対し当該電気通信役務を提供した際に当該利用者の電気通信設備に送信した識別符号（電気通信事業者又は第三号事業を営む者が、電気通信役務の提供に際し、利用者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。）であつて、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者の電気通信設備を送信先として送信されることとなるもの
- 三 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信先の電気通信設備に送信されることについて当該利用者が同意している情報
- 四 当該情報送信指令通信が次のいずれにも該当する場合には、当該利用者がイに規定する措置の適用を求めている情報
 - イ 利用者の求めに応じて次のいずれかに掲げる行為を停止する措置を講じていること
 - (1) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により行われる利用者に関する情報の送信
 - (2) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信された利用者に関する情報の利用
 - ロ イに規定する措置、当該措置に係る利用者の求めを受け付ける方法**その他の総務省令で定める事項**について利用者が容易に知り得る状態に置いていること。

参考資料(2)

(電気通信事業法の一部を改正する法律(第一種指定
電気通信設備制度の見直し関係)等を踏まえた規定整備)

本改正に伴い、関係省令について、以下の所要の改正を行う。

- 平成13年総務省告示第242号（電気通信事業法施行規則第23条の2第2項の規定に基づく指定に関する件）は不要となるため、廃止
- 「単位指定区域」の定義が削除されることに伴う、当該規定を引用していた箇所の改正
【施行規則第23条の4第1項、接続料規則改正省令（平成17年総務省令第14号）附則第15項、電気通信事業報告規則様式第21】
- 県間通信用設備のうち、IP音声県間接続・優先パケット県間接続について、第一種指定電気通信設備に指定されていないものの、第一種指定電気通信設備と一体的に利用せざるを得ないことに鑑み、接続料に準じた負担及び条件等の設定を求める規定（令和3年総務省令第1号で追加）について、当該設備が全て第一種指定電気通信設備となるため、削除
【施行規則第23条の4第2項第1号の2】
- 県間通信用設備の第一種指定を踏まえた設備等に係る定義・様式等の整理
【接続料規則第2条第5号～第6号の2、接続会計規則第2条第2項・別表】
- PSTNマイグレーション期間中の長期増分費用（LRIC）方式による加入電話・メタル I P 電話接続機能の接続料の算定に係る経過措置について、県間通信用設備の第一種指定を踏まえた規定の整理
【施行規則等改正省令（令和3年総務省令第1号）附則、接続料規則等改正省令（令和4年総務省令第9号）附則】

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する考え方(案)
(審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの)

1. 利用者に関する情報の適正な取扱い関係

○ 意見募集期間:令和4年9月 27 日(火)～同年 10 月 26 日(水)

○ 意見提出数:12 件 ※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者
1	株式会社 NTT ドコモ
2	アジアインターネット日本連盟
3	一般社団法人新経済連盟
4	日本電信電話株式会社
5	在日米国商工会議所
6	株式会社 プライバシーテック
7	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
8	ソフトバンク株式会社
9	グーグル合同会社
10	一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会
11	KDDI株式会社
12	個人(1件)

1. 総論	
意見	考え方
意見 1－1 本省令案に賛同する	
利用者情報の適正な取扱いに資する取組みであり、利用者情報に関する規律の整備に賛同します。当社としても利用者情報の適正な取扱いについて積極的に取り組んでいきたいと考えます。 【株式会社 NTT ドコモ】	賛同のご意見として承ります。今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。
本省令案については、様々なデータの収集・活用に伴う情報漏洩や権利・尊厳の侵害等に対する漠然とした不安を軽減し、データ利活用によるイノベーションを高度に社会実装していくために、個人だけでなく法人を含む幅広い利用者の権利や利益の保護を通じて、電気通信事業への社会や人々の安心や信頼を確保することを目的としているものと承知しており、当社として、その趣旨に賛同いたします。 【日本電信電話株式会社】	
今回の省令案については基本的に賛同する。一方で法規制の目的となっている「通信関連プライバシー」の定義があいまいであり、政令・ガイドラインで手段等を検討する上で原則の明確化を求める。特に利用者に与える根源的なリスクとは何か、保護すべき人権とは何かという根源的な問いを深めていくことで政令・ガイドライン等の検討を進めることを求める。最新のインターネット・サービスでは、これまでのテレコムサービスとは違い様々な機能、サーバー等を組み合わせて利用者に高度なサービスと利便性を提供していることは、第二次とりまとめが示すとおりである。そのようなインターネット・サービスを検討していく上では、これまでのテレコム的な発想としての内と外を縦割りの的にわける発想ではなく、Data Free Flow with Trust (DFFT) のビジョンで示されているようにインターネット全体を水平的にわけて考える思想が必要であると考え。そのため今回の政令・ガイドライン等の検討にあたっては、利用者に正当に事業を提供するトラストの領域を法規制の対象とすることは避けるべきであると考え。現在、インターネットの問題は益々グローバルイシューとなっている。そのため我が国だけがガラパゴス規制を導入して、利用者及び事業者双方に、ユーザビリティの低いサービスを強要して過度な負担をかけるようなこととならないように、政令・ガイドライン等の検討にあたっては十分に国際的な連携を図っていくことを求める。今回の取り組みでは、官民が連携した共同規制の考えが示されているが、これまでの共同規制では、エンフォースメントとしての法規制とインセンティブ等によって機能する民間の取り組みが分断されることが多かった。そのため共同規制スキームの構築にあたっては、官が民間の取り組みを後押しするような連携して機能するバランスの取れた制度を検討していくことを望む。このような基本的な考えに基づいて、以下個別論点について意見を提出する。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】	

意見 1-2 事業者団体との引き続きの対話を要望		
ACCJ のコメントが省令最終化および今後の総務省ガイドライン策定に有益であることを願っている。今後総務省がガイドラインを策定する際には、利用者情報保護に役立つ事業慣行や国際的動向も踏まえて実践的なものとなるよう、引き続き ACCJ とも対話を続けていただけるよう要望する。 【在日米商工会議所】		円滑な運用に向け、今後も引き続き、個々の事業者団体等との意見交換等を継続します。
意見 1-3 個人情報保護法との関係の明確化が必要		
デジタルサービスを提供する事業者は、利用者の情報の保護について、これまで個人情報保護法（以下「個情法」）や外国の個人情報保護法制に基づく対応を行ってきた中で、伝統的に通信キャリア等の規制を行ってきた業法である電気通信事業法（以下「電通法」）において措置を行ったことにより、同法と個情法をはじめとする個人情報保護法制との関係などが非常に分かりにくいものとなっている。これまでの電気通信事業ガバナンス検討会等における「目的や保護法益が異なるため、二重規制ではない」との説明にかかわらず、今回の電通法改正の内容は、個情法の趣旨とほぼ同一と受け止めざるを得ないほか、両法の適用関係の整理も行われていない。このような状況にあって、規制の適用対象となる事業者が、実際にサービスを運営する現場レベルに至るまで規制を正しく理解し、これらの対応を確実に行うことができる実行可能性のある仕組みとしなければ、結果的に事業者・利用者双方に混乱をもたらし、利用者の保護という目的は達成できないこととなる。このため、事業者にとって個情法と電通法の二本立ての対応（例：個情法に基づく規程類とは別個の電通法に基づく規程類）が必要とならないことを基本原則とした上で、個別の具体的規制の内容を明確化することが必要である。 【一般社団法人新経済連盟】		改正電気通信事業法は、電気通信事業法（以下「事業法」という。）の目的の範囲内で、利用者が安心して利用できる電気通信役務の提供を確保する観点から、業法として必要最小限の規律を設けるものです。 特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ取りまとめ（以下「取りまとめ」という。）2.7（3）等においても、個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」という。）の規律との関係が示されているところですが、引き続き、様々なステークホルダーの意見を踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。

2. 特定利用者情報の適正な取扱い関係		
意見	考え方	案の修正の有無
2.1 報告を求める事項(報告規則案第2条関係)		
意見 2-1 「一月当たりの電気通信役務の提供を受けた利用者」の定義の明確化等が必要		
電気通信役務のサービスの種類によっては、各月の実際のサービス利用有無を正確に把握することが困難と考えていることから、報告対象の定義を「利用者（利用者の数の把握が困難な場合は契約者の数）」とする等の変更を要望します。加えて、報告様式第 15 の 6 においても、上記の報告対象の定義を注釈等にて明確化いただくことを要望します。	利用者の数に関する御指摘のような定義については、利用者として契約をする者ではなく登録をする者のみを有する電気通信サービスもある等、電気通信サービスの多様性を踏	無

その上で事業者に求められている報告事項については、「電気通信事業報告規則」及び、「報告徴収」、「要請」等が存在するが、それ以外も含め、年々総務省への報告事項が増加しており、各事業者はその対応に極めて多くの稼働を要していることから、新たに報告事項を求める場合は、まずは貴省において報告事項全体を整理・棚卸の上、他の報告と重複する(※)等の不必要な報告事項は、併せて削減していただき、各事業者の稼働が増加することのないよう配慮いただくことを要望します。 ※他の報告をもって貴省で判断可能な報告事項 ・携帯電話（報告規則様式第3第1表） ・IP電話（報告規則様式第5第1表） ・インターネット接続サービス（報告規則様式第7） ・FTTHアクセスサービス（報告規則様式第8の2） ・CATVアクセスサービス（報告規則様式第8の2） ・公衆無線LANアクセスサービス（報告規則様式第14） ・仮想移動電気通信サービス（報告規則様式第3第2表） 継続する報告事項については、個別具体的にその必要性を公表していただくことを要望します。 【株式会社NTTドコモ】	まえば、不相当であると考えます。取りまとめでも示されているように、対象となる電気通信役務についての厳密な「一月当たりの電気通信役務の提供を受けた利用者」の数の算定が困難な場合には、合理的な方法により推計することも問題ないと考えます。今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、ガイドライン等において利用者の数の算定の考え方を明確化してまいります。 また、これまで電気通信事業報告規則（以下「報告規則」という。）等により求めている報告事項はそれぞれ関連する規律に応じた必要性があり、今回、報告規則案第2条第3項及び第4項で規定する報告は特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定に当たり必要な報告です。御指摘の報告規則で求められる報告事項については、サービスの定義や算定方法が、新たに求める報告事項と異なる場合があることから、他の報告をもって判断可能な報告事項ではありません。なお、事業者負担を最小限とするため、利用者の数の区分に変更があった場合等には当該区分のみ報告を求めることとしています。	
これは、検索のための月間平均利用者数を提供するための要件となっています。この利用者数は、日本に居住するユーザーのみを反映するのでしょうか、それとも世界中のユーザーを反映するのでしょうか、明確にさせていただきようお願いします。 さらに、グローバルであっても日本のみであっても、Googleのサービス全体のユニークユーザー数の合計を算出することは困難です。これを確実に行うには、Googleはすべての製品に共通の仮定を適用する必要があります。しかし、検索では、Googleは、Cookieデータなどのサインアウトしたユーザーに関するデータから、信頼性のあるユニークユーザーを特定する	算定対象となる利用者の範囲は、日本国内にある利用者です。 今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において御指摘の取りまとめの脚注7の記載も含め、明確化してまいります。	無

ことができません。このため、サインアウトしたユーザーは、クッキーの期限切れ等により、同じユーザーが複数回カウントされる可能性があるため、大幅に重複してカウントされることになります。一方、同じログインユーザーが1か月の間に複数の日において検索を利用した場合、1か月の平均ユーザー数（MAU）としてカウントされます。Google は、プライバシー保護の観点から、サインアウトしたアクティビティをユーザーの Google アカウントにリンクさせることはしていません。これらの複雑さを考慮すると、ユーザー数の算出するための方法論と適切な仮定について、さらに議論を行なうことが有益であると考えます。

【グーグル合同会社】

無料・有料の利用者数の算定の考え方について、省令案においても明確化を要望します。特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ取りまとめ案に対する意見募集において、「利用者数の算定の考え方（具体的な算定例、電気通信役務を1月当たりに1度も利用しない者の扱い等）について明確化等が必要（特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ取りまとめ案に対する意見募集の結果（概要）P.7（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000241154>））」という意見を受け、「特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ取りまとめ P.12（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000241153>）」にて、脚注7に修正が加えられたと理解しています。

一方、今回の電気通信事業報告規則改正案（様式第15の6（第2条第3項及び第4項関係）含む）では、「その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しないサービスの場合」と「その提供の開始時において対価としての料金の支払を要するサービスの場合の区分」の説明のみであり、脚注7のケースにおける算出の考え方の記載がありません。そのため、脚注7「当該電気通信役務の利用の開始に当たって必ずしも料金の支払が必須とは言えないため、無料の電気通信役務（料金の支払をせずとも利用を開始することが可能なもの）として」算定する考え方が示されたものの、以下のようなケースで迷うことなく算定できるよう明確化を要望します。

＜ケースの例＞

- ・1つの電気通信役務で無料プランと有料プランが混在するもの。（無料プランを契約した場合、利用開始に当たって料金の支払をせずとも利用を開始できる）
- ・年度内で、基本サービスが無料から、途中で有料となるもの（契約のタイミングで無料と有料がわかれてしまう）

【ソフトバンク株式会社】 ある特定の役務（例えば、携帯電話）が規律の対象となる場合において、当該役務以外（例えば、「ショートメッセージサービス」等の電子メールサービス）に係る特定利用者情報と一体的に保有しているものであれば、当該役務以外についても「情報規律」が遵守されることとなると考えられます。このため、複数の役務を提供する事業者がある特定の役務の規律対象となっており、かつ特定利用者情報を一体的に保有している場合には、当該役務以外の役務については報告不要とする等、負担の軽減を検討いただくことを要望します。 【KDDI 株式会社】	どの電気通信役務について、特定利用者情報の適正な取扱いに関する規律が課されているのかを事業法第27条の5による指定に当たり公示し、利用者にも周知する必要があることから、報告規則案第2条第3項及び第4項に規定する閾値を満たす電気通信役務については報告いただくことが必要です。	無
利用者の利益の保護等の観点に鑑みれば、特定利用者情報の適正な取扱いに関する規制の対象者は、本来、電気通信事業法が適用される全ての事業者であるべきであることから、閾値を設定することにより、報告対象役務の区分毎に適用対象者であるかどうか判断する場合については、報告対象役務の区分を細分化しすぎることによって適用対象者が少なくなり、特定利用者情報の保護が十分に担保されなくなる事態は避けるべきと考えます。携帯電話及び仮想移動電気通信サービスの双方を提供する場合には、基盤としている電気通信設備等が携帯電話と仮想移動電気通信サービスとで共通のものでなくとも、電気通信役務としての代替性を踏まえて、報告規則様式第15の6の注3にて、「携帯電話の利用者数と仮想移動電気通信サービスの利用者数を合算した区分で報告すること。」との記載をされたことに賛同いたします。また、同様に加入電話とIP電話についても、電気通信役務としての代替性を踏まえて合算した区分で報告すべきであると考えます。合算した区分で報告することにより、契約数が減少傾向にある加入電話の利用者数が将来的に閾値を下回ることになったとしても、加入電話が特定利用者情報の適正な取扱いの義務から除外されることを防ぐことができるため、加入電話及びIP電話の双方を提供する場合には、加入電話の利用者数とIP電話の利用者数とを合算した区分で報告を要する旨を報告規則様式第15の6の注3に追加していただくことを要望いたします。 【KDDI 株式会社】	報告規則案第2条第3項に掲げる表は、取りまとめに沿って、事業者がどのような電気通信役務の区分ごとに報告すればよいかの判断に資するため、電気通信役務の代替性も考慮した上で、電気通信役務の区分をあらかじめ明確化しているものです。携帯電話及び仮想移動電気通信サービスは、実態として、利用者がある事業者と契約した場合、両サービスが利用者から見て同等のサービスとして捉えられていると考えられることから、注を付したものであり、同表に規定するその他の電気通信役務は、同表に規定する電気通信役務の区分で報告することが適当であると考えます。	無
2.2 情報取扱規程(施行規則案第22条の2の22 関係)		
意見2-2 情報取扱規程の届出の方法や記載事項等について明確化が必要		
「情報取り扱い規定」の届け出が、A4の用紙での提出様式に限定されているように見られる。形式をPDFなどの電子的な提出方法も許容するべきである。 【アジアインターネット日本連盟】	電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第70条により、この省令の規定による書類の提出については電磁的方法により	無

	行うことができるとされており、情報取扱規程の電磁的方法による届出は許容されます。	
注において、A4 用紙での提出が指定されているが、添付書類である情報取扱規程についても A4 用紙とする必要があるのか、教えていただきたい。日本においては、A4 用紙が一般的に使用されているものの、例えば米国においてはレターサイズの使用が一般的であることなどを踏まえ、本規制が外国事業者にも適用されることを前提としたものとすべきである。 【一般社団法人新経済連盟】	総務省において情報取扱規程を適切に管理するため、用紙の大きさを統一する必要があります。	無
同項に定める情報取扱規程の提出にあたっては、情報取扱規程のうち同項各号記載の事項に関係しない部分については、電気通信事業者において省略または黒塗り等の対応ができることを確認願います。 【グーグル合同会社】	情報取扱規程の記載事項（施行規則案第 22 条の 2 の 22 第 1 項）以外の内容については、省略又は黒塗りをすることに問題はありません。	無
「漏えい、滅失または毀損」のうち、特に「漏えい」を明確に定義すべきであると考えます（22 条の 24 及び 57 条も同様）。特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループとりまとめ P34 脚注 47 を見る限り、個人情報保護法上の「漏えい」概念と定義が異なっており、読み手が混乱すると思われます。 なお、この関係の規律については、今後ガイドラインで詳細を定めることが示唆されているが、それは具体的にどのガイドラインを指しているのでしょうか。仮に「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」を指しているのであれば、同ガイドラインで使用している「漏えい」は、全て個人情報保護法における「漏えい」を指しているため、特定利用者情報に関する規律を同ガイドラインの中に盛り込むとなると、一つのガイドラインの中に「漏えい」が 2 種類出てくることとなり、やはり読み手の混乱を招くと思われます。こうした混乱を招かないようにするための万全の対策を講じられるようお願いします。 【グーグル合同会社】	取りまとめ脚注 47 のとおり、事業法と個情法における「漏えい」の考え方に差異があることについては、今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無
「外国の制度の把握の体制」とは、具体的にどのようなことを指すのでしょうか。特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループとりまとめ P24 では、「外的環境の把握体制（例：諸外国の法的環境の把握体制等）」となっており、仮に、当該例示を指しているならば、「法的環境」の範囲を具体的に説明願います。個人情報保護法ガイドライン（通則編）では、「外的環境の把握」の事例として「個人データを保管している A 国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施」が挙げられており、これと同様に、「法的環境」は「個人情報の保護に関する制度」を意味しているとの理解でよいでしょうか。	御指摘の「外国の制度の把握の体制」とは、施行規則案第 22 条の 2 の 22 第 1 項第 1 号ホに規定されているとおり、第 22 条の 2 の 23 第 3 号ロ（1）に掲げる場合等、外国に設置される電気通信設備に特定利用者情報を保存する場合等における、当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該	無

なお、個人情報保護法制とは異なり、電気通信事業における利用者情報の保護制度は、外国における当該制度の存否そのものの把握が困難です。したがって、もし、「法的環境」が個人情報保護法制とは異なると考えているのであれば、少なくとも現時点で念頭においている外国の法制度（同とりまとめ P23 が挙げるドイツの電気通信事業法や英国の電子コミュニケーション規制案以外の制度）をガイドラインにて示していただきたいと思います。 【グーグル合同会社】	外国の制度の把握の体制を指します。	
電気通信事業ガバナンス検討会 特定利用者情報の適正な取扱いに関する WG 取りまとめ（「WG 取りまとめ」）で示されたとおり、様式 15-4 の添付別紙については、企業が他国法令や国際規格等に基づき既に策定又は保有している利用者情報の取扱いに関する文書を活用し、柔軟に記載することができるものと理解している。在日米国商工会議所（ACCI）は、今後総務省において策定するガイドラインにおいてその旨を明示し、また、企業が、他国法令や国際規格に基づき現在行っている利用者情報保護のための取組みを活用しやすくなるよう、ガイダンスを提供することを要請する。 アクセス管理の体制、教育研修等の内容・頻度等といった詳細情報を総務省に提出し、これらが第三者に漏えいした場合、企業にセキュリティ上の問題が生じる可能性がある。総務省には、電気通信事業者から提出された利用者情報取扱規程について、単に国家公務員法第 100 条の守秘義務のみに頼るのではなく、改正電気通信事業法施行までに、具体的かつ十分な守秘義務・セキュリティの措置を講じることを要望する。また、総務省には、電気通信事業者に対して、機密性・安全性の確保の方法を明確にするとともに、情報取扱規程の機密性・安全性が侵害された場合には電気通信事業者に報告する体制を整えていただくよう要望する。 【在日米国商工会議所】	今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。 なお、総務省においては、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが策定する政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群等に基づき、適切に情報管理が行われています。	無
2.3 情報取扱方針（施行規則案第 22 条の 2 の 23 関係）		
意見 2-3-1 「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度」の明確化が必要		
「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度」について、特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループとりまとめや、本意見募集時の別紙 1「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」の P27 においても考え方が示されているとおり、当該制度が「利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に限る」旨が分かる規定としていただくとともに、実際にどの外国のどの制度がこれに該当するのかとの点について、事業者ごとに解釈や判断が異なることは適切ではないと考えられることから、今後、総務省 HP 等にて各事業者における判断に資する情報（各国における該当制度の	今後、個人情報保護委員会による公表資料を参考としつつ、外国における特定利用者情報の保護に関する制度に係る調査を行い、その結果を公表することを検討します。 なお、情報取扱規程及び特定利用者情報の漏えい報告に関する規定における「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれ	無

例等）を公表していただくことを要望します。 （事務局注：情報取扱規程、報告を要する事故に関する規定についても同意見を提出。） 【株式会社 NTT ドコモ】	のある外国の制度」についても、同様です。
利用者が安心して電気通信サービスを利用するために、利用者に関する情報の取り扱いについて予見性を与えることが今回の法改正の目的であると認識しており、委託先の所在国及びサーバーの所在国に関して政府による情報収集が可能となる制度の存在についても、適切に情報開示を行う必要があると考えます。本省令案では、「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無」について、事業者に対して公表義務が課されていますが、仮に事業者が当該制度について自ら調査・確認を行うこととした場合、事業者によって判断基準・解釈に濃淡が発生すること等により、事業者の情報開示にばらつきが生じ、結果的に一部の事業者の利用者に対して適切な情報開示が担保できない虞があるものと考えます。したがって、総務省において、「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」の具体的定義及び当該制度の存在国・内容について情報提供いただき、それを基に各事業者が公表する仕組みとしていただくことが必要と考えます。 【日本電信電話株式会社】	
特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度について、個人情報保護委員会では、外国における個人情報の保護に関する制度に係る調査を実施しているが、総務省においても、「個人情報の保護」と「特定利用者情報の保護」には差分があることを踏まえつつ、後者に関する外国の制度について、早期に調査を行い、公表していただきたい。 【一般社団法人新経済連盟】	
また、今後総務省が策定するガイドラインにおいても、個人情報保護委員会が外国における「個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」の有無について掲載するウェブサイト事業者および利用者に紹介し、WG 取りまとめ脚注 35 および 36 に記載された内容を分かりやすく説明することを要望する。 【在日米国商工会議所】	
情報取扱方針で公表する「当該外国の制度」および当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度については、総務省等政府等公的機関が一体となって調査、情報公開いただき、その情報を事業者が参照して、利用者に説明すべきと考えます。個々の事業者が、各国の外国法を独自に調査し、当該制度の判定を行うことは、専門知識、および体力的に、困難であると同時に、判断が統一されず、過ちがおきやすいと考えるため	

です。なお、政府等公的機関が情報公開を行う場合、特定利用者情報と個人情報でその制度に差分がある場合でも、国ごとに情報集約するなど、そのリンクが直接利用者に参照されることもふまえ、わかりやすい形式で公表されることを要望します。また、事業者の準備期間を考慮し、早期に公表されることを要望します。 【ソフトバンク株式会社】		
関連して、同とりまとめ P29 脚注 36 に記載の、総務省による「外国における特定利用者の保護に関する制度に係る調査」は実施され、その結果は、個人情報保護委員会のように公表されるとの理解でよいでしょうか。 【グーグル合同会社】		
特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある制度であるかどうかの判断基準について、事業者の判断に資することができるよう、特定利用者情報の保護に関する外国における制度の調査を総務省において広く行い、調査結果を公表していただくことを要望します。 【KDDI 株式会社】		
意見 2-3-2 特定利用者情報を保存する国の名称等の記載事項について明確化等が必要		
特定利用者情報の取扱いを A 国に本社がある外国企業に対して委託し（当該外国企業のクラウドサービスを利用）、当該外国企業が B 国のサーバで特定利用者情報を保存し、A 国・B 国・C 国の従業員が当該サーバにアクセス可能な場合において、名称の公表義務に関する適用関係は次のとおりという理解で良いか、教えていただきたい。 ・ 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」）第 22 条の 2 の 23 第 3 号ロに基づき、B 国の名称の公表が必要 ・ 同号ハに基づき、A 国の名称の公表が必要 ・ 同号ニに基づき、A 国の名称の公表が必要 ・ C 国の名称の公表義務はない 【一般社団法人新経済連盟】	御指摘の事例の場合、外国企業に対して特定利用者情報の取扱いを委託することを前提とすると、施行規則案第 22 条の 2 の 23 第 3 号ロ（１）に基づき B 国の名称、同号ハに基づき A 国の名称、同号ニに基づき A 国の名称の公表が必要です。なお、外国企業が B 国及び C 国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを再委託する場合には、同号ハに基づき B 国及び C 国の名称の公表も必要になります。	無
二における「情報の保存を目的とするものを利用して特定利用者情報を保存する場合」の「もの」は何を意味するのでしょうか。 また、同号ロ、ハ、ニの相互の関係性を説明していただきたいと思います。推測としては、①ロは、海外のサーバーを使う場合（クラウドサービスにおいてサーバーが使われる場合を含む。）における当該サーバーの所在国・当該国の制度、②ハは、外国事業者に委託する場合	「もの」は「電気通信役務」を指します。 また、施行規則案第 22 条の 2 の 23 第 3 号ロは自己又は他者が設置するかを問わず外国に設置される電気通信設備（クラウドサービスに係る設備を含む。）に特定利用者情報を保	無

における当該外国事業者の所在国・当該国の制度、③二は、外国事業者が提供するクラウドサービスを使う場合に当該外国事業者の所在国・当該国の制度を想定しているのかとも考えますが、正しいでしょうか。仮にその想定だとすると、(i) 海外クラウドサービスで海外リージョンを使う場合はロと二の双方が適用される、(ii) さらに、クラウドサービスを提供する外国事業者への委託でもある場合には、ハも適用されるということになるのでしょうか。 【グーグル合同会社】	存する場合を、同号ハは外国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合を、同号二はクラウドサービス等の外国に所在する第三者が提供する情報の保存を目的とする電気通信役務を利用して特定利用者情報を保存する場合を前提としています。 外国である A 国に所在する第三者が提供するクラウドサービスを利用して A 国と B 国に特定利用者情報を保存する場合、A 国は同号ロ・二に該当し、B 国は同号ロに該当します。加えて、当該第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合には、A 国は同号ハに該当します。	
本条は、事業者に対して、委託先およびサーバーの所在国名の開示を義務付けている。しかし、利用者に各国の制度の理解を求めることは利用者にとって負担ともいえ、国名開示をすればそれで利用者保護の目的が達成されるものではないと考える。今後総務省がガイドラインを策定する際に、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（外国にある第三者への提供編）において(i) アジア太平洋経済協力の越境プライバシールール (APEC CBPR) システムの認証取得が利用者情報保護に資する仕組みであることや(ii) GDPR に基づく十分性認定の取得国又は APEC CBPR システムの加盟国であることが利用者保護に資する制度を有する国として示されていることについて、個人情報保護委員会と協働して、利用者の理解を得るようにしていくことを要望する。ACGJ は、ガイドラインの策定において、総務省が個人情報保護委員会と引き続き連携していくことを求める。 WG 取りまとめ脚注 35 において、外国政府の制度に関連して情報取扱方針で公表すべき内容は、個人情報保護法ガイドライン（外国における第三者提供編）において言及される「個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」に基づいて、「特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在」に限定することが明示されている。従って、誤解を招かないために、第 22 条の 2 の 23 第 3 号二においても、「当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無」ではなく、「当該特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能	情報取扱方針は、特定利用者情報の取扱いの透明性を確保し、利用者によるサービス選択に資することを目的として策定するものです。また、衆議院及び参議院における電気通信事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議では、「利用者保護の重要性を十分に踏まえ、特定利用者情報を保管するサーバーの所在国や特定利用者情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国を公表することを定めること」とされています。そのため、特定利用者情報の取扱いの透明性を確保する観点から、最低限の措置として個別の国名を記載することが適当であり、個別の国名に加えて「APEC の CBPR システムの加盟国」等を併記することも望ましいと考えます。 なお、一定の事項の「事前開示」を求める情報取扱方針の規律と、御指摘の個情法第 28 条	無

性のある当該外国の制度の有無」と修正すべきである。 【在日米国商工会議所】	が規律する外国にある第三者への個人データの提供規制とは、規律の適用場面や目的等を異とするため、必ずしも同様に考えることはできません。 いずれにしても、今後、ガイドライン等の策定に当たり、引き続き、個人情報保護委員会と連携していきます。 なお、「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度」との表現については、外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等について定める個人情報法施行規則第18条第1項第1号等における規定ぶりを参考としたものです。	
施行規則改正案第二十二條の二の二十三のロ、ハおよびニについて、事業者が利用者に方針をわかりやすく説明・公開を行うために、個人情報保護法と統一的な規範にさせていただくこと、具体的には以下の明確化を要望します。 1) 特定利用者情報を海外サーバーに保存する場合 ①個人情報保護法の以下の場合、外的環境の把握の対象外とされていますが、施行規則改正案においても、同様でしょうか？ ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン に関するQ & A 10-23 出張などでの一時的なアクセス (https://www.ppc.go.jp/personalinfo/faq/APPI_QA/#q10-23) 2) 特定利用者情報を海外事業者に委託する場合 ①個人情報保護法の委託に相当する特定利用者情報委託の場合のみであり、以下の理解でよいでしょうか？ ・第三者提供、共同利用、事業承継等は対象外 ・SaaS等クラウド事業者への委託は対象 ②個人情報保護法の以下の場合、委託にあたらないとされていますが、施行規則改正案においても、同様でしょうか？	基本的にはご理解のとおりですが、今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無

・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン に関する Q & A 7-53 クラウド事業者が個人情報を取り扱わない場合 (https://www.ppc.go.jp/personalinfo/faq/APPI_QA/#q7-53) ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン に関する Q & A 7-35 配送事業者、通信事業者で中身に関知しない場合 (https://www.ppc.go.jp/personalinfo/faq/APPI_QA/#q7-35) ③公表の対象国は、以下を含めて例外なしとの理解でよいでしょうか？ ・ EEA ・ 英国 ・ 自社または委託先が CBPR 認証を取得している場合 (理由) 特定利用者情報の安全管理の方法に関する事項のうち、当該外国の名称、当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無の方針公表は、個人情報保護法第 28 条の外国第三者への提供における移転国の明示や、個人情報保護法第 32 条第 1 項安全管理措置外的環境の把握は、同質の規範と承知しています。 利用者にとっては、どの法令の規範ではなく、その内容を容易に理解できることが重要です。法令間の細部の規範の差異は少ない方が、事業者が利用者に方針をわかりやすく説明を行うことができるためです。 【ソフトバンク株式会社】		
本省令案においては、電気通信事業者は、下記に関する特定の情報を開示しなければならないとされている。すなわち、(i) 日本国外に所在するサーバーでの特定利用者情報の保存、(ii) 日本国外の第三者に対する特定利用者情報の委託、および(iii) 外国事業者により提供される特定利用者情報の保管サービスの利用である。(本省令案 22 条の 2 の 23 第 3 号参照) ACCJ は、事業者が特定利用者情報を保管又は処理する国名を特定する情報は、商業上機微かつ機密情報を含んでおり、開示を強制されるべきではないと考える。また、当該要件は、電気通信事業者を結果としてセキュリティ上の懸念事項に晒し得る。上述の条文において義務付けられるような幅広い開示は、事業者を無権限のデータアクセスに対して脆弱なものにし、利用者の基本的な情報のプライバシーに対するリスクを与える。さらに、総務省が検討している、特定利用者情報の適切な取扱いに対する脅威をもたらし得る国々の法制度への明確なガイダンスがない状況においては、この規制は、日本および外国間のデータの自由なフローに対し重大な萎縮効果を有し得る、利用者および事業者を害する不確実性をもたらす。結論として、この規制は、事業者が遵守するのに不相当なリスクを与える。ACCJ はこの	外国に設置される電気通信設備に特定利用者情報を保存する場合等において、当該電気通信設備等の所在地の詳細(住所等)について公表するときには、御指摘のようなリスクも考えられますが、現在、複数の事業者において情報を保存する等の国の名称を公表していると承知しており、今回の規律は適当と考えます。	無

要件が本省令案から削除されるよう強く要望する。 【在日米国商工会議所】		
施行規則第 22 条の 2 の 23 第 5 号においては、情報取扱方針に「法第二十八条（特定利用者情報の取扱状況の評価） 第一項第二号イ及びロに掲げる事故の時期及び内容の公表に関する事項」の記載を求めるものであるが、あくまでも公表するかどうかの方針の記載が求められているという理解で良いか、教えていただきたい。情報取扱方針が法律上「次に掲げる事項に関する方針」と定義されていることからすると、仮に「方針」とはいえない過去の事故の記載を求めるものであるとすれば、省令への委任範囲を超えたものであり、不適當である。また、同号の規定が事業者に対する公表の義務を定めるものであるとすれば、同様に省令への委任範囲を超えたものであり、不適當である。 【一般社団法人新経済連盟】	事業法第 27 条の 8 第 1 項第 5 号及び施行規則案第 22 条の 2 の 23 第 5 号に基づき、情報取扱方針において、事業法第 28 条第 1 項第 2 号イ・ロに掲げる事故の時期及び内容の公表に関する方針を記載することが求められており、当該事故の時期及び内容自体については、その他の公表文書において記載する形、あるいは情報取扱方針において記載する形いずれでも差し支えありません。	無
10 年間という期間は、特に変化の激しい ICT セクターにとって非常に長期間であり、その間には、サービス内容が変化し、社会における ICT の利用方法や情報漏えいに対する対処方法も様変わりすることが予測される。そのような環境変化が見込まれる中で、利用者が過去 10 年間の事案を一律に過度に懸念して、日本における ICT の実装と利用が著しく後退することがあれば、事業効率や利用者の生活の質の向上を阻害し、日本の成長に悪影響を与えることもあり得る。過去 10 年間の特定利用者情報漏えいに係る事故の時期および内容の公表方法については、利用者に有益であって過度に不安を及ぼしたり過度な負担を強いない方法について、ガイドライン策定時に事業者とさらに意見交換を行うことを要望する。 【在日米国商工会議所】	取りまとめを踏まえ、利用者保護の観点から、過去 10 年間の特定利用者情報の漏えいの時期及び内容の公表に関する方針を情報取扱方針の記載事項としていますが、今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無
2.4 特定利用者情報の取扱状況の評価（施行規則案第 22 条の 2 の 24 関係）		
意見 2－4 取扱状況の評価の具体的内容を明確化すべき		
法律上、規制の適用対象となる事業者は、特定利用者情報の取扱状況の評価の結果に基づき、必要があると認めるときは、情報取扱規程又は情報取扱方針を変更しなければならないとされている。評価に当たっては、「直近の事業年度における社会情勢、技術の動向、外国の制度、サイバーセキュリティに対する脅威その他の状況の変化を踏まえ」ることとされているが、具体的にこれら変化によるどのような影響が生じた場合に、情報取扱規程や情報取扱方針をどのように変更することが考えられるのか等、事業者が評価を実施する際の参考となるようなマニュアルを、事業者の意見を聞きつつ策定いただきたい。 【一般社団法人新経済連盟】	取扱状況の評価については、電気通信事業者の自主的な取組を尊重するものですが、今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無

総務省が今後ガイドラインを策定する際には、グローバルに事業を行う事業者の負担を軽減し、イノベーションおよび国際競争力を削がないようにするため、他の法律や国際規格等に基づき実施される評価の共通要素を重視し、各制度の調和に配慮し、これらに基づく評価を十分に活用できるようにするよう、ACCJは総務省に要請する。 【在日米国商工会議所】		
「直近の事業年度における社会情勢、技術の動向、外国の制度、サイバーセキュリティに対する脅威その他の状況の変化を踏まえ、少なくとも次に掲げる事項について行うものとする。」とありますが、もう少し明確にさせていただくようお願いします。この記述のみでは、様々な問題を含み得るため、どのような自己評価を行うべきか対応が困難となりかねないと考えます。 【グーグル合同会社】		
「サイバーセキュリティ」とは、サイバーセキュリティ基本法2条に規定する「サイバーセキュリティ」を指すという理解でよいでしょうか。電気通信事業法及び本改正規則案において、ここで初めて出てくる文言と思われるため確認願います。 【グーグル合同会社】	御指摘を踏まえ修正します。 【修正案】施行規則案に下線部を追記 (特定利用者情報の取扱状況の評価) 第二十二条の二十四 ……サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。) …… 一・二 (略) 2 (略)	有
2.5 特定利用者情報統括管理者(施行規則案第22条の2の25及び第22条の2の26関係)		
意見2-5 特定利用者情報統括管理者の要件等について明確化が必要		
ここにいう「法令」は「利用者に関する情報の取扱いに関する」ものであれば、外国法令も含まれるとの理解でよいでしょうか。 【グーグル合同会社】	特定利用者情報統括管理者の要件である施行規則案第22条の2の25第1号イに規定する「法令」の範囲については、今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無
当該届出内容は、電気通信設備統括管理者に関する届出を参考にしたものと思われる。しか	施行規則案における特定利用者情報統括管	無

し、外国に本社を有するグローバル企業にも届出を求めることからすれば、電気通信設備統括管理者の届出を参照するのは適切ではなく、グローバルな事業慣行に準拠した届出内容とすべきである。例えば、採用や他の場面で年齢を考慮してはならない国も存在するため、「生年月日」を届出内容に含めることは不適切であり、記載事項から削除するように求める。 また、特定利用者情報統括管理者は、他業種も含めた利用者に関する情報の取扱いに関する安全管理等の業務経験を含む幅広い経験について要件を充足するものとして認めるものであり、また、特にグローバル企業では多様な事業運営手法があり得るため、「選任された特定利用者情報統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条に規定する要件を備えることを証する書類」（第22条の2の26第2項）は、当該要件を満たすことを確認した旨の企業が作成した書類等、多様な書類を許容する旨のガイダンスをガイドラインにおいて提供することをACCJは総務省に要望する。 【在日米国商工会議所】	理者の届出時の記載事項については、特定の者を選解任いただいたことを確認するための必要事項と考えています。なお、海上運送法等の安全統括管理者の選解任の届出においても、同様の届出事項が規定されています。また、特定利用者情報統括管理者は既に社内の管理的地位にある者であり、御指摘の採用時の例は妥当しないものと考えます。 特定利用者情報統括管理者の要件を備えることを証する書類としてどのような書類が認められ得るかについては、今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	
2.6 特定利用者情報の漏えい報告等事故報告（施行規則案第57条及び第58条関係）		
意見2-6 特定利用者情報の漏えい報告等事故報告の様式や報告を要する具体的な事故について明確化等が必要		
「漏えい報告」の届け出が、用紙での提出様式に限定されるように見られる。「漏えい報告」について、その届出の際に、個人情報保護委員会での漏えい報告と同時に済ませられるように、個人情報保護委員会のウェブフォーム （https://roueihoukoku.ppc.go.jp/incident/?top=r2.kojindata）での入力に一元化してデジタルでの提出を認めるなど、合理的になるよう工夫をしていただきたい。 【アジアインターネット日本連盟】 漏洩時の報告については、個情法における個人データの漏洩報告との事実上の二度手間になるような運用は避けるべきである。また、個情法においては、同法施行規則第8条第3項第1号において、電子情報処理組織を使用する方法が原則となっており、個人情報保護委員会は「漏えい等報告フォーム」を公表しているが、仮に総務省において個情法に基づく漏洩報告と電通法に基づく漏洩報告を共に受け取る運用を行うのであれば、総務省においても同様の漏洩報告フォームを設け、統合的に一度のフォームの入力で報告が完了できるなど、デジタル化に対応した運用とすべきである。 【一般社団法人新経済連盟】	施行規則第70条により、この省令の規定による書類の提出については電磁的方法により行うことができるとされており、通信の秘密の漏えい報告と同様に電磁的方法による提出は許容されます。 事業者負担を最小限とするため、施行規則案様式第50の2の2注1のとおり、通信の秘密の漏えい報告書が同時に提出される場合において、各報告事項に関し、当該報告書の内容と同一の内容であるときは、当該報告書に同じとして記入を省略することができるとしています。	無

報告を要する事故の報告様式は、事業者が迅速に正確に監督官庁に報告する重要性をふまえ、事故の全体像が把握しやすいよう、既存の通信の秘密・個人情報の事故時と合わせ、統一的な様式ものとすることを要望します。 （理由）特定利用者情報の事故報告においては、漏えいした情報が、通信の秘密に該当する情報、契約する者を識別する情報に加え、登録をする者を識別できる情報のいずれか、またはその組み合わせ、および外国政府への提供等のパターンが考えられます。 施行規則改正案では、各情報の内容により、報告書が異なり、組み合わせによっては最大 3 種類の書式の報告が必要となります。情報の質ごとに書式が異なることにより、事業者にとっての事務負担の増加となるだけでなく、総務省においても事故の全貌が把握しにくいものになることが懸念されます。電気通信事業法での電気通信事業者に対する、重大な事故が生じた場合の総務大臣への報告義務は、電気通信事業者が、社会経済活動に必要な電気通信役務を提供する公共性の高い事業を行っており、確実かつ安定的な電気通信役務の提供が求められるものであるためと理解しています。そのため、重大な事故が発生した場合に、総務省としてその実態の全容を的確に把握しやすい様式とすることは、重要と考えます。 【ソフトバンク株式会社】		
WG 取りまとめ 34 頁および脚注 35, 41 および 45 は、「特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」に基づき、外国政府に提供を行ったものに限って、報告の対象とすることを明らかにしている。従って、誤解を招かないために、第 58 条 1 項 2 号においても、「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき」ではなく、「特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に基づき」と修正すべきである。また、今後総務省が策定するガイドラインを策定するにあたり、WG 取りまとめ脚注 45 および 47 に記載された内容について、さらに精査のうえ、分かりやすく記載することを要望する。 【在日米国商工会議所】	「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度」との表現については、外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等について定める個情法施行規則第 18 条第 1 項第 1 号等における規定ぶりを参考としたものです。漏えい報告の対象については、今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無
特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき、外国政府に提供を行った特定利用者情報について、通信の秘密と同一の基準で漏えい報告が必要となることに関して、通信の秘密と同様の考え方となる根拠について、今後制定されるガイドライン等においても、明確にさせていただくことを要望します。 また、改正電気通信事業法第 28 条第 1 項第 2 号口の特定利用者情報に関する「漏えい」の	漏えい報告の考え方や個情法との差分について、今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無

定義や、個人情報保護法で規定される「漏えい」との違い、個人情報保護法で規定される「漏えい」には該当しないものの特定利用者情報に関する「漏えい」に該当する具体的事例等について、今後制定されるガイドライン等においても、明確にさせていただくことを要望します。 【KDDI 株式会社】		
そもそも個人情報保護法上の「漏えい」概念と特定利用者情報の「漏えい」の定義が異なることに法的な根拠があるといえるのか疑問です。通信の秘密に該当しない特定利用者情報（ログイン情報等）については、電気通信事業法 4 条のような規定がなく、他人が知りうる状態に置くことが原則として違法となるわけではないのではないか、根拠規定は何か、という意見に対し、特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループとりまとめ（案）に対するパブリックコメント結果においては、「改正電気通信事業法第 27 条の 5 により、総務大臣が指定する電気通信事業者は、特定利用者情報を適正に取り扱うべきと規定されています。」という旨の回答がなされています。 しかし、改正電気通信事業法 27 条の 5 は、「特定利用者情報（中略）を適正に取り扱うべき電気通信事業者として指定することができる」とあるのみであり、文言上、特定利用者情報を通信の秘密と同様に取り扱う義務を課すものとは到底思われません。そこにいう「適正に取り扱うべき」の内容は改正法第 27 条の 6 ないし 27 条の 10 に定める事項のみであって、特定利用者情報について事業法 4 条と同様の規定は存在しません。個人情報保護法においても、2020 年の改正によって新たに 19 条の不適正利用の禁止が新たに加えられたところであり、こうした明文の規定がない限り、適正な取扱いの義務はないと考えます。したがって、通信の秘密に該当しない特定利用者情報を他人が知りうる状態に置くことが禁止されていることの根拠を改正事業法 27 条の 5 に求めることはできないと考えます。 【グーグル合同会社】	事業法第 27 条の 5 により、総務大臣が指定する電気通信事業者は、特定利用者情報を適正に取り扱うべきとされ、特定利用者情報に含まれる通信の秘密に該当する情報（事業法第 27 条の 5 第 1 号）とそれ以外の情報（事業法第 27 条の 5 第 2 号）については区別なく同等に規範が設けられている（取りまとめ脚注 47）ところ、事業法に規定する特定利用者情報の「漏えい」の考え方については、通信の秘密と同様であると考えます。 なお、通信の秘密や特定利用者情報に係る規律については、個人情報法の法目的である個人の権利利益の保護ではなく、電気通信事業における利用者利益の保護の観点から定められています。加えて、特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律は、日本国内にある利用者利益の保護のための規律であるとともに、取りまとめ脚注 35 のとおり、国際的な情報の流通を規律するものではなく、電気通信事業における情報の取扱いの信頼性を確保するものであると考えます。	無
本省令案に基づき、特定利用者情報の適切な取扱いを脅かし得る外国の規制に基づく外国政府への特定利用者情報の開示は、総務省に対して重大な事故として報告されなければならない（本省令案 58 条 1 項 2 号参照）。 上記規定の法的根拠を規定する改正電気通信事業法 28 条は、単に、電気通信役務の一部の停止、通信の秘密の漏えいその他重大な事故は総務省に報告されるべき旨を定めている。個人情報保護法および改正電気通信事業法は、プライバシー関連の消費者に焦点を置いた日本の規制として一貫性のある形で解釈されるべきである。個人情報保護法上の漏えいは、利用者情報の意図しない開示として解釈されている。したがって、外国政府への（消費者にとって		

潜在的に利益となる)特定利用者情報の意図的な開示を、28 条に基づき報告義務の範囲の一部として含めることは矛盾している。 さらに、ACCJ は、外国政府への特定利用者情報の開示が報告すべきリスクであるとの立法事実に関連する証拠を承知していない。反対に、最近の議論においては、この報告規制が、外国政府における秘密保持義務との法の抵触の問題を生じさせ、また、国際的なデータの自由なフローへの障害だと判断される可能性が高い旨が協議された。この報告規制は電気通信事業ガバナンス検討会の突然の要請により導入されたようである。ACCJ は、本省令案にこの要件を定める前に、ステークホルダーとのさらなる協議とともに、この点に関する費用便益分析を実施する必要があると考える。 【在日米国商工会議所】		
規則 58 条 2 項 1 号で定められた基準は、「電気通信役務が利用できない、いわゆる「事故」は、単に当該電気通信事業者が提供する役務が停止したという事実だけでなく、その通信を利用して様々な社会・経済活動を行っている利用者への影響も大きいもの」を報告する趣旨であるとされている。 (https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/jiko/index.html) 検索情報電気通信役務・媒介相当電気通信役務について、どのような事故が上述の趣旨に相当するか、当該役務の事故報告（四半期報告を含む）の在り方についてはこれまで検討会で議論されたことはないと思われる。改めて議論の対象としていただいたうえでご検討いただきたい。 【アジアインターネット日本連盟】	検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を提供する電気通信事業の利用者利益を保護する社会的要請の高まりを踏まえ、改正電気通信事業法において、これらの電気通信事業を、新たに事業法の規律の対象となる電気通信事業とすることとされました。本改正趣旨に鑑み、これらの電気通信役務が停止した場合には、利用者への影響も大きいことから、施行規則案第 58 条第 2 項第 1 号表第 4 号に従来から規定するインターネット関連サービスとして事故報告の対象とすることが適当であると考えます。 なお、インターネット関連サービスは有料・無料に関わらず、これまで事故報告の対象とされています。SNS 等の媒介相当電気通信役務はネットワーク効果により、御指摘のようにいつでも他の同様のサービスに切り替えることができるとは限りません。検索情報電気通信役務は、仮に停止した場合には、多くの利用者が様々な電気通信役務にアクセスすること	無
省令案においては、SNS 事業者、検索サービスが「電気通信サービス」と定義され、「重大な事故」を含む事象につき報告が義務付けられている。しかしながら、通信事業のサービス停止につき報告を求める義務は、歴史的には電話、広帯域通信、通信サービスなど、真に重要なものに限定されており、無料がかつ利用者がいつでも他の同様のサービスに切り替えることのできる SNS のようなサービスにこのよう報告義務を課す必然性があるとは考えられない。 【在日米国商工会議所】 本省令案第 58 条 2 項に定められる人数や時間に関する一定の要件を充足する電気通信役務にかかる事故が生じた場合、電気通信事業者は総務大臣への報告が求められることとされています。当該要件については、58 条第 2 項の表のうち第 4 号においては 24 時間で 10 万人、		

12 時間で 100 万人であり、第 5 号においては 2 時間で 3 万人、1 時間で 100 万人とされています。この報告義務は、利用者間の通信に必要な役務を提供する伝統的な電気通信役務に関しては、このような事故が一般的に利用者の社会生活に及ぼす影響がきわめて重大と考えられること、また、事業者にとっても、当該事故によりどの程度の影響があったかについて、その契約者数等に基づいて特定することが容易であることも踏まえると、規制の費用便益評価の観点から一定の合理性があるものと考えます。しかしながら、一方で、「媒介相当電気通信役務」や「検索情報電気通信役務」については、従来の規制の対象外であったこともあり、従前の伝統的な電気通信役務に対する規定をそのまま適用するのではなく、以下のような観点から適切な規制を検討するべきであると考えます。すなわち、事故報告の目的が、事故の状況把握やその後の再発防止に向けた施策に活用するであるとすれば (https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/jiko/index.html)、当該目的を達成するための必要最小限度の要件が設定されるべきです。また、どのような事故が報告対象に含まれるのかについては、従来の規定をそのまま適用するのではなく、(i) 新たに規制の対象となる電気通信役務の性質や、(ii) 規制による費用便益評価の観点、さらには (iii) 障害時のサービスの切り替えの容易性等も踏まえ、再度検討会において議論されて決定されるべきであると考えます。 【グーグル合同会社】	が困難となり、社会的・経済的影響が非常に大きいため、インターネットを利用する上で基盤的な役割を担う電気通信役務であると考えます。	
ACCJ では、以前にも以下と同様のコメントを総務省に提出している。即ち、電気通信事故を取り巻く環境は大きく変化しており、また、国内外のステークホルダーが増大していることを考えれば、閾値の考え方については、全てのステークホルダーにとって、より明朗かつ分かりやすいものに変更し、採用していただくことを ACCJ は要望する。 より具体的には、閾値について、EU や米国（ただし、米国の場合の報告対象は PSTN 網を使う電話や VoIP 等の電気通信サービスのみに限定されている）を含む諸外国で採用されている「ユーザー時間」（「影響利用者数」と「継続時間数」を掛け合わせて計算されるもの）の考え方を採用し、以下のように変更することを提案する。 現行の考え方：「影響利用者数●人以上」かつ「継続時間数●時間以上」 変更案：「ユーザー時間」（「影響利用者数」×「継続時間数」）≥ ● さらに、「ユーザー時間」の考え方のベースに引き直すと、現行の基準では、一つのカテゴリにおいて「ユーザー時間」が大きく異なる基準が 2 つずつ存在しており（例えば、インターネット関連サービス（無料）について「1200 万ユーザー時間又は 240 万ユーザー時間」、イ	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

ンターネット関連サービス（有料）について「6 万ユーザー時間又は 100 万ユーザー時間」、かつ、一方の閾値が非常に低くなっている。この状況は、全てのステークホルダーが合理的に理解するのは困難なものとする。 従って、国際的なハーモナイゼーションの利点および閾値の明確性に鑑み、「ユーザー時間」を基準にし、同じカテゴリにおいて 1 つの閾値を定め、著しく低い閾値を撤廃していただく合理化を希望する。この点に関して、引き続き ACCJ を含め幅広いステークホルダーと意見交換をしていただけるよう要望する。 【在日米国商工会議所】		
改正電気通信事業法 28 条 2 項にいう総務省令に定める事項については、今回の改正案では盛り込まれないという理解でよいでしょうか。 【グーグル合同会社】	事業法第 28 条第 2 項に規定する総務省令のうち、事業法第 28 条第 1 項第 2 号の総務省令で定める「重大な事故」が生ずるおそれがあると認められる事態については、現在、情報通信審議会情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会において検討を行っています。	無

3. 外部送信関係		
意見	考え方	案の修正の有無
3.1 利用者の利益に及ぼす影響が少ない電気通信役務(施行規則案第 22 条の 2 の 27 関係)		
意見 3-1-1 義務を負う主体を拡大すべき		
本条で指定した電気通信役務について異論はないが、法 27 条の 12 が義務を負う主体の範囲を過度に限定していることの問題については、改めて意見を述べておきたい。そもそも電気通信事業法の主たる目的の一つは、電気通信サービス利用者の保護にあることから、利用者保護の必要がある限度で義務を負う主体の範囲を画すべきであり、義務を負う主体を電気通信事業者等に限定する必要はない。また、外部送信を実施する主体のすべてが義務を負うとしたとしても、この義務は性質上、ウェブサイトやアプリに積極的に手を加えて外部送信を実施する主体のみが負う義務であるから、義務の範囲が過度に広範となるおそれもない。早期の法改正により義務を負う主体を拡大すべきである。 なお、技術的なことながら、「電気通信役務であって、ブラウザその他のソフトウェア（中	事業法における規律であることから、義務を課す主体は事業法で規律される対象に限られるものです。	無

略)により提供されるものとする」は、若干分かりにくいのではないかと。むしろ「電気通信役務であって、ブラウザその他のソフトウェア(中略)によって利用されるものとする」の方が分かりやすいと思われる。 【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】		
意見 3-1-2 「利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務」の明確化等が必要		
■本条で規定されている電気通信役務について、どのような観点で「利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務」と判断されたのか、その根拠をガイドライン等で考え方を明確化していただくことを要望します。 また、同じ種別の電気通信役務であっても、利用者の属性や外部送信される情報の種類、外部送信目的等の要素によって「利用者の利益に及ぼす影響」は変動すると考えられることから、それらの観点も踏まえた議論の上で、結果を省令に反映いただくか若しくはガイドライン等で考え方の明確化や例示をしていただくことを要望します。 ■外部送信規律の対象となる電気通信役務に関して、省令案の意見募集時の別紙 1「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」の P35 においては、「他人の通信を媒介する電気通信役務」の例として「利用者間のメッセージ媒介等」と、非常に限定的な例示がなされているところ、実際には「メッセージ媒介」以外にも様々なサービスがこれに該当するとの理解で良いか、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。 また、その理解で良い場合、事業者間で認識齟齬が生じないように、外部送信規律の対象となる電気通信役務に関して、本号以外の対象役務(第 2 号乃至第 4 号に定める電気通信役務)も含め、極力多くの具体例をガイドライン(電気通信事業参入マニュアル[追補版]・ガイドブック等における類型を活用する等)等で示していただくことを要望します。 また、対象役務の例を示していただく場合においても、あくまでも例示列举になると理解しており、事業者間で認識齟齬が生じないように、対象外となる役務等の例についてもガイドライン等でより分かりやすく具体的に示していただくことを要望します。 併せて、対象役務を提供する事業者と同一の事業者が、対象外となる役務等も提供していた場合であっても、対象外となる役務等に関しては法第 27 条の 12(情報送信指令通信に係る通知等)の規律の対象外となる旨等についても、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。 また、以下の具体例について、利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務に該当しないとの理解で良いか、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。	御指摘のような役務を含め、今後、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無

例) ・サーバー間連携システム（サーバー間でのみデータを連携するシステム） ・外部インターネットサイトやイントラネットサイトでない、閉域 LAN で構築された利用 者も限定されている業務システム 【株式会社 NTT ドコモ】		
意見 3-1-3 「利用者の利益に及ぼす影響が少くない電気通信役務」の該当性について		
電気通信事業法施行規則第二十二條の二の二十七において、具体的に以下にあげる各サービスは同条各号のいずれかに該当する又は該当する可能性があるという理解で正しいでしょうか。 1) 宿泊施設・レストラン等の複数の事業者を横断的に網羅した予約サービス 2) 就職・転職・アルバイト等の情報提供サービス（利用者が登録した情報を応募先へ送信する機能を含む） 3) 住宅情報（賃貸・売買物件）や、中古車情報、保険商品等の販売先の事業者を横断的に検索できるサービス 4) 個人間でのチャット機能があるオンラインゲーム、オンライン教育等のコンテンツサービス 【株式会社 プライバシーテック】	御指摘の各サービスは、いずれも該当するものと考えますが、今後、ガイドライン等において明確化してまいります。	無
意見 3-1-4 「不特定の利用者」の該当性について		
2号、4号の「不特定の利用者の求めに応じて」、4号の「不特定の利用者による」にいう「不特定」とは、各々誰を基準にどのように判断されるのでしょうか。 例えば、ログイン型のサービスであって、ログインしている利用者の求めに応じて処理を行う場合、サービスを提供している事業者にとっては、ログインしている利用者は特定されているように思われますが、そのように理解してもよいでしょうか。 【グーグル合同会社】	あるサービスについて画一的・形式的なフォームへの入力等をもって登録・利用するにとどまる場合等の利用者は、「不特定の利用者」に該当すると考えます。 そのため、ログイン型のサービスについて、その登録が、画一的・形式的なフォームへの入力等をもってなされているものであれば、利用者がログインしている場合も、「不特定の利用者」に該当すると考えます。	無
3.2 利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法（施行規則案第 22 条の 2 の 28 関係）		
意見 3-2-1 本省令案に賛同する		
今回の省令案については基本的に賛同する。	賛同の御意見として承ります。	無

今後のガイドライン等の検討にあたっては、将来のよりよき方法の可能性を潰すことなく、特商法や資金決済法等関連する他の法令での規定や法解釈、慣例等とのバランスも考慮して、インターネットの法制度全体に悪影響を与えないように配慮することを求める。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】	今後、いただいた御意見に留意しつつ、様々なステークホルダーの意見も踏まえ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	
意見 3-2-2 通知等の方法について、高度の分かりやすさ・視認性が必要		
外部送信については、広く実施されているにも関わらず、一般の認識は極めて低く、総務省のプラットフォームサービスに関する研究会で報告された「プライバシーポリシー等のベストプラクティス及び通知同意取得方法に関するユーザー調査結果」によれば、外部送信の存在を知っている人も、外部送信によって自分の情報が外部事業者に渡されていると知っている人も、いずれも全体の3割しかおらず、日本人の約7割は、外部送信の事実を知らない。このような状況下においては、利用者に対する通知と利用者が容易に知り得る状態に置くことのいずれについても高度の分かりやすさ・視認性が求められる。 その観点から、第一に、本条1項の「通知」「容易に知り得る状態」の共通要求事項として、（1）日本語で記載、（2）専門用語を避け、平易な表現を用いる、（3）文字が適切な大きさで表示される、および（4）利用者が通知公表事項を容易に確認できるようにすること、の4つが求められているが、（4）の具体的な内容として、外部送信については、「サイトポリシー」「アプリプラポリ」等の独立した説明を実施すべきであり、電気通信事業者等のプライバシーポリシー一般の中に混入して表示することは不適切であることがガイドライン等で明らかにされるべきである。 第二に、通知公表事項の所在については、通知についてはポップアップ等又はそれと同等とされているものの（本条2項）、容易に知り得る状態については、「容易に到達できるウェブページ」「容易に到達できる画面」（本条3項）となっており、「容易に到達できる」範囲が判然としない。この点については、ガイドラインにより具体化・明確化が図られるべきであると共に、ウェブページやアプリの画面上のマークやインフォグラフィックスの標準化を推進し、利用者にとって「ここを見れば外部送信の通知公表事項がすぐに分かる」という状況を達成すべきである。 【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】	今後、いただいた御意見に留意しつつ、様々なステークホルダーの意見も踏まえ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無
意見 3-2-3 「容易に知り得る状態に置く」方法について、事業者が柔軟に対応できることを確保すべき		
・スクロールせずに確認できる分量で表示する ・トップページや情報送信指令通信を行うウェブページ又はこれらから1回の操作で到達で	今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等にお	無

きるウェブページにおいて表示する といった画一的な方法を義務付けることなく、利用者が保護されることを前提に、事業者が柔軟に対応できることを確保すべきである。 例えば、簡易な操作であれば、多くの利用者が訪れるウェブページからの2-3回程度の操作により到達できる場合についても許容すべきである。 なお、個人情報法のガイドラインにおいては、「容易に知り得る状態に置く」について、「1 回程度」という記述となっており、全体的な記載ぶりの構成などに鑑み、2 回の操作も許容され得るものとなっていることにも留意していただきたい。 【一般社団法人新経済連盟】	いて明確化してまいります。	
意見 3-2-4 「容易に知り得る状態に置く」方法について、個人情報法との整合性を確保すべき		
「容易に知り得る状態に置く」とは、個人情報法の法文においても同じ概念が存在するところ、当該個人情報法の法文の解釈との整合性を確保すべきである。例えば、ポップアップにより示すことまでも求めることは、この整合性を欠くこととなることから、ポップアップによる表示は「容易に知り得る状態に置く」ための必須の要件ではないことを明確にすべきである。 【一般社団法人新経済連盟】	今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無
3.3 利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項(施行規則案第 22 条の2の 29 関係)		
意見 3-3-1 通知等すべき事項やその記載粒度について、ガイドライン等での明確化が必要		
■「一 情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報の内容」において、例えば、「ウェブサイト閲覧履歴」や「サービス購入履歴」、「商品購入履歴」等のような記載粒度で良いとの理解で良いか、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。 ■「二 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称」において、「当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称」とは「情報の送信先（第三者）の会社名」との理解で良いか、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。 ■「三 第一号に規定する情報の利用目的」において、送信先が自ら取り扱っているプライバシーポリシー等にしがって取り扱うという場合には、当該送信先における利用目的に関しては当該プライバシーポリシー等が提示されているウェブページの所在に関する情報を記載するという対応で良いか、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。 【株式会社 NTT ドコモ】	今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無
今回の省令案については基本的に賛同する。		

今後のガイドライン等の検討にあたっては、対象となる情報、特に利用者に関する情報の内容については、個別具体的なかつ詳細に記載しようとすれば、あまりに膨大な情報が通知又は表示されることとなり、却って利用者の合理的な理解を阻害するものと考えられるため、貴省が推進するスマートフォンプライバシーイニシアティブ、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインと、「利用者情報の適正な取扱」とする趣旨・目的が大きく類似することに鑑み、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインとしてプライバシーポリシーに記載することが推奨されているものと同程度をもって法の趣旨が充足されることの明確化も求める。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】		
意見 3-3-2 「情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者」の該当性について		
「外部送信させる場合」の定義について、当該事業者のWebサイトからの一次送信先となる外部事業者が明記されていることを指し、一次送信先から二次以降で送信される外部事業者までを明記することが義務付けられているわけではない、という理解で正しいでしょうか。 たとえば、ターゲティング広告の仕組みであるRBT（Real Time Bidding）等を利用している場合、当該事業者のWebサイトからの一次送信先である広告会社を経て、さらに二次以降で広告主ヘデータが送信されるケースを想定しております。 【株式会社プライバシーテック】	送信先に送信された後、送信先から送信元に提供する場合や、送信先からさらに別の者に提供される場合は、本規律の対象外と考えます。 今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無
意見 3-3-3 「情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者」を通知等すべき事項とする意義について		
「前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者」における「電気通信設備」とは、利用者に関する情報が送信される「当該利用者以外の者の電気通信設備」（法 27 条の 12）を用いる者を意味するのでしょうか。言い換えれば、上記の「電気通信設備」を用いる者が、「情報送信指令通信を行う者」（すなわち、法 27 条の 12 の対象事業者）以外の第三者である場合には、当該第三者の氏名又は名称を通知又は公表することを意味するのでしょうか。 そもそも、このように、対象事業者以外の第三者の氏名・名称の通知や開示を求めることは諸外国の規制に照らして非常に珍しいものであり、その正当性に疑問があります。当該第三者の数が多い場合等もあり、記載の長文化、複雑化によってユーザーにとっての利便性が落ちたり、かえってユーザーを混乱させる可能性があります。	「前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者」における「電気通信設備」については、御理解のとおりと考えます。なお、「情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者」は、第三者に限られません。「情報送信指令通信を行う者」が第三者ではなく自らに送信する場合も、通知又は容易に知り得る状態に置くことの対象になり得ます。	無

【グーグル合同会社】		
意見 3-3-4 「情報の利用目的」について		
「利用目的」とは、「前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者」における利用者に関する情報の利用目的を意味するとの理解でよいでしょうか。言い換えれば、上記の「電気通信設備」を用いる者が、「情報送信指令通信を行う者」（すなわち、法 27 条の 12 の対象事業者）以外の第三者である場合、対象事業者は、当該利用者情報を取り扱わないため、「利用目的」は存在しないと理解しています。この理解が正しいか、確認願います。この理解とは異なり、もし、対象事業者にとっての「利用目的」があるというのであれば、貴省は具体的に当該対象事業者がどのような目的を通知又は公表することを想定しているのでしょうか。「利用」とは、自ら取り扱っている情報を何らかの形で利用することを指すと考えます。したがって、法 27 条の 12 の対象事業者が自らが取り扱わず、外部に送信するのみの場合、対象事業者にとっての情報の「利用目的」が何を指しているのか明確にさせていただくようお願いします。 【グーグル合同会社】	利用目的については、利用者に関する情報の送信元及び送信先となります。 今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無
意見 3-3-5 利用目的を通知等する際は、利用目的が記載されたウェブページのリンクの設置で許容されるべき		
利用者に関する情報の送信先の利用目的を「通知し、又は容易に知り得る状態に置く」際は、利用目的が記載された当該送信先のウェブページなどへのリンクの設置をすることで許容され得る旨を明確にすべきである。 利用目的は、外部送信先が最も正確に記載していると考えられ、同じ外部送信先のタグなどを設置している複数の事業者が、独自の表現で外部送信先の利用目的を記載するなどが起こると、利用者にとってもわかりにくく混乱を招く可能性がある。利用目的が記載された外部送信先のウェブページなどへのリンク先を設置することで、利用者により正確な情報が伝わるものとする。 【一般社団法人新経済連盟】 なお、「スマートフォンプライバシーイニシアティブ III」（平成 29 年 7 月）（以下「本イニシアティブ」）においては、アプリケーション提供者の取組として、プライバシーポリシーにおける情報収集モジュールに関する記載事項が示されています（17 ページ）。その中に、（取得される利用者情報の）「利用目的」という記載事項があるが、こちらは、同ページ脚注 10 において、「情報収集モジュールのプライバシーポリシーやウェブサイト等に明示されている場合、そのリンクを張る等により代えることも可能」とされており、アプリケーション提	今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無

供者における利用目的は想定されていないと思われるため、この記述との関係性についても説明願います。 また、対象事業者が、上記の「電気通信設備」を用いる者の利用目的の仔細を記載することは実務上困難である（当該第三者は、利用目的を記載したウェブページ等を適宜アップデート・変更することがあるため）。この場合、対象事業者は、当該第三者のウェブページ等へのリンクを利用すればよいとの理解でよいでしょうか。 【グーグル合同会社】		
意見 3-3-6 通知等すべき事項として、「オプトアウトの可否」を追加すべき		
通知公表対象事項は、本条により、送信される情報（1号）、送信先（2号）および送信される情報の利用目的（3号）となっている。これらに加えて、本条 4 号として「オプトアウトの可否」を追加すべきである。オプトアウトの可否は、自己に関する情報を外部送信される利用者にとっては重要な関心事であるところ、オプトアウトが可能な場合には、第 22 条の 2 の 31 に規定する「オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項」によって、オプトアウトに関する事項を知り得るが、オプトアウトが可能でない場合には、利用者がそのことを知る機会はないからである。 なお、本条 3 号の利用目的については、当初は送信先での利用目的に限られていたところ、これを送信先・送信元双方についての利用目的としていただいたことは適切であり、感謝の意を表する。 【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】	今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無
意見 3-3-7 法的不安定性を避けるために、規律の適用範囲の明確化等が必要		
本省令案に基づき、電気通信事業者は、例外が適用されない限り、電子機器からの情報を受領する電気通信施設を通じて利用者情報を取り扱うものの名称を、利用者にとって容易にアクセス可能とするか、又はこれを利用者に通知する必要がある（本省令案 22 条の 2 の 29 第 2 号、改正電気通信事業法 27 の 12 条参照）。 ACGJ はこの義務が過剰なものであり、実際に透明性の原則にとっては逆効果であり、さらに実施が技術的に困難であることについて懸念している。これらの電気通信サービスには典型的に様々な数多くのステークホルダーが関与している（国内外の関連会社を含む場合もある）。また、この要件は、個人データの移転のための有効な同意を取得するために、当該個人データが移転される第三者の種類又は属性を開示する旨の個人情報保護法上の義務を、利用者にはいかなる実質的又は追加の便益を与えることなく、拡大してもいる。実際、仮に電気通	今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。 いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。	無

信事業者が個人データの処理を第三者に委託しつつ、当該第三者による安全管理措置の実施を確保した場合であっても、当該電気通信事業者は、当該第三者の電気通信設備に対して利用者情報を送信する情報送信通信指令を送信する場合には、そのような第三者に対する送信がこの規制から明示的に除外されているわけではないため、この規制を遵守するための追加での措置を採る必要があると思われる。

法的な不安定性を少しでも避けるために、総務省は、個人情報保護委員会と連携して、この規制の適用範囲を明確化するとともに、個人情報保護法との整合性を確保すべきである。例えば、電気通信事業者が利用者情報を当該電気通信事業者自身に対して送信するよう情報送信通信指令を送信した上で、当該電気通信事業者が、当該電気通信事業者にとっては個人データに該当し得る当該利用者情報を第三者に移転する場合には、これらの送信・移転に対してこの規制は適用されず、個人情報保護法上の個人データの第三者提供に関する規制が適用されることを明確化すべきである。加えて、電気通信事業法に基づく利用者情報の外部送信に関する同意は、情報送信通信指令を送信した電気通信事業者にとっての個人データや個人情報関連情報に該当し得る当該利用者情報が当該電気通信事業者自身ではなく利用者から第三者に送信されるものであるとしても、個人情報保護法上の個人データや個人情報関連情報の第三者に対する移転に関する同意として取得し得ることも明確化すべきである。

さらに、利用者の端末機器からの情報を受領する電気通信設備を用いて利用者情報を取り扱うこととなる者の名称を特定することが著しく困難であることなどから、電気通信事業者が通知又は容易にアクセス可能にするというアプローチに依拠することができず、各利用者から個別の同意を取得するか又はオプトアウトメカニズムを提供することが必要な場合、日本における電気通信サービスの運営に重大な悪影響を与えうる。利用者情報の外部送信の規制に基づく通知および容易にアクセス可能にするための要件は、柔軟な方法で解釈されるべきである。より具体的には、「送信」の用語はより明確にされるべきであり（例：これは API を含むか）、また、容易にアクセス可能とする必要がある、事業者の「使用目的」（例：電気通信事業者又は利用者情報の受領者）も明確にされるべきである。

加えて、改正電気通信事業法の第 27 の 12 条および改正電気通信事業法の第 27 の 12 条に関する本省令案の各規定のいずれも、この外部送信の対象となる「利用者に関する情報」の範囲を定義せず又は明確にしていない。しかしながら、この規制の適用範囲は、利用者の電子機器に関連する電気通信サービスの提供に関連するデータフローに重大な影響を与えうる、そのため、総務省は本省令案において、「利用者に関する情報」を定義するか又は何を意味する

のか明確にし、また、電気通信事業法上の特定利用者情報や個人情報保護法上の個人情報以外に具体的に「利用者に関する情報」を構成する情報を例示すべきである。 【在日米国商工会議所】		
3.4 利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報(施行規則案第 22 条の2の 30 関係)		
意見 3-4-1 「利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報」の早期の具体化が必要		
規律対象となる情報送信指令通信の内容について、ガイドライン等では、対象とする情報を早期に具体的に明確化を要望します。 特に、一の真に必要な情報、五の電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報について、具体例の明示を要望します。 利用者にわかりやすい説明、適切な選択の機会を提示するためには、対象となる事業者（その規模を問わず）が十分に理解することが前提となるため、対象情報の明確化を要望します。 【ソフトバンク株式会社】 ■当該電気通信役務の品質改善等を目的とした情報については、「五 当該電気通信役務の提供に係る電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報その他の当該電気通信設備の適切な運用のために必要な情報」に該当し、措置を取ることを不要とする情報との理解で良いか、ガイドライン等で明確化いただくことを要望します。 また、以下の具体例について、措置を取ることを不要とする情報に該当するか、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。 例) ・ A 社の FAQ 等の検索エンジンサイトに、ユーザ自ら質問投入することで、A 社のサーバーに送信される情報 ・ ユーザ自ら登録等することで、指定登録されたメーリングリストやメールアドレス宛に自動でメール送信及び通知する情報 ・ アプリを運営するための外部クラウドサービスの利用（アプリのプログラムが AWS にある）に伴い、外部クラウドサービスに送信される情報 ・ クラウド設定アプリ（ユーザの設定情報をバックアップするサービス）の利用に伴い、自社のサーバーや外部のクラウドサービス（AWS 等）に送信される情報 ・ WEB サイトのアクセスログで取得可能な、スマートフォンに搭載のブラウザ (UserAgent)、IP アドレス等の情報 ・ 故障等不具合があった場合に備えて、ユーザ自ら A 社に送信する端末のログ情報	今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無

・別サーバーに引き渡しているユーザの ID 認証結果情報（リダイレクトやパラメータの有無で該当性が変わる場合はその補足） ・ログイン時にユーザ入力した ID／PW情報 ・個人を特定できず、個人情報保護法でいう「他の情報と容易に照合することができない」情報 【株式会社 NTT ドコモ】		
意見 3－4－2 「当該情報をその必要の範囲内において送信する場合」についての考え方の明確化が必要		
■本条柱書のただし書きについては、あくまでも該当する情報の「送信」の必要性に関する判断基準を示すものであって、本条各号に定める情報を、本条各号に定める目的のために必要であるとして送信させた後に、本条各号に定める目的以外の目的でも利用することがある場合には、その旨をあらかじめプライバシーポリシーで規定することにより公表していたり、あらかじめ規律対象役務の利用規約等で当該利用目的を規定したうえで当該利用規約等に基づく利用について利用者の同意を取得する等した上でそれらの利用をすることとしていれば良く、本条の規定の適用には影響しない（「利用者が電気通信役務を利用する際に送信することが必要な情報」に該当するとして法第 27 条の 12 の規律の適用対象外となる）という理解で良いか、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。 【株式会社 NTT ドコモ】	施行規則案第 22 条の 2 の 30 各号に定める情報について、各号の定める必要の範囲を超えて利用するために送信する場合には、法第 27 条の 12 第 1 号には該当せず、法第 27 条の 12 の規律を遵守する必要があります。 いただいた御意見については、今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無
意見 3－4－3 「電気通信役務の提供のために真に必要な情報」について、ガイドライン等で具体化する際には、事業者との引き続きの対話が必要		
本規制が適用されない「電気通信役務の提供のために真に必要な情報」についてガイドライン等で具体化する際には、実態について事業者の意見を聞きつつ検討いただきたい。 【一般社団法人新経済連盟】	今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無
意見 3－4－4 「電気通信役務の提供のために真に必要な情報」の明確化が必要		
今回の省令案については基本的に賛同する。 特に、「その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報」は、利用者が当該サービス提供を受けるにあたり合理的に予測でき一定の理解のうえで利用しているものと考えられるにもかかわらず、都度通知又は容易に知りうる状態にすることとなり、我が国の利用者及び事業者双方に過度な負担をかけて世界で一番ユーザビリティの低いサービスを提供することとならないようにするという観点から重要である。 例えば、ユーザビリティの低いサービスとしては、以下の様なことが想定される。	今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無

・ゲームでの対戦において、①パンチがあたった～②倒れた～③勝った等の①～③のそれぞれの場面で、利用者に外部送信の確認を求めることとなる。 ・商品・サービスを購入した場合、①商品・サービス～②決済手段～③ポイント等の利用を画面で確認したあと、それぞれの場面で外部送信の確認を求めることとなる。 このような利用者の端末とサーバーとの外部送信に関しては、膨大なコードと手順によってサービスを構築している。このような情報を通知または容易に知り得る状態として公表したとしても利用者に膨大な情報の確認を課すこととから利用者の利益に寄与せず透明性確保するという主旨にも相反する事となると考える。 これらのことに鑑み、今後のガイドライン等の検討にあたっては、「その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報」には、電気通信役務の提供のために社会通念上合理的に必要と考えられる情報は一般的に含まれるものであることの明確化を求める。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】		
電気通信役務の提供のために「真に必要な情報」について、EU の例を参考にしたとのことだが（第 18 回議事録 5 ページ）、いかなる情報が本号に該当するものとして想定されているのでしょうか。現在、想定されているものをご教示いただきたい。 【グーグル合同会社】		
意見 3-4-5 「電気通信役務の提供のために真に必要な情報」を削除すべき		
本条 1 号から、「その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報」を削除すべきである。本条は、利用者と送信元の双方にとって利便性のある外部送信を「必要な情報」として限定列挙することにより、通知公表が不要となる外部送信の範囲を限定し、外部送信に関する透明性の確保を図るものである。「真に必要な」は、人により解釈が分かれ得るものであり、このような不明確な概念を採用して通知公表が不要となる範囲を広げることは本条の趣旨に反する。仮に今後、「これも利用者にとって明らかに利便性がある外部送信ではないか」という疑問が生じるものがでてきたとしても、さしあたり通知公表を実施したうえで、総務省令の改正を待てばいいのであり、送信元に大きな不利益が生じることはない。 【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】	今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無
意見 3-4-6 「当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報」について		
「言わば買物カゴといったような情報」（第 18 回議事録 5 ページ）以外に、いかなる情報が本号に該当するものとして想定されているのでしょうか。Cookie ID のほか First Party	例えば、利用者がオンラインショッピングモールにアクセスして特定の品物を買いか	無

Cookie も本号に該当するという理解でよいでしょうか（第 18 回議事録 39 ページ）。現在、想定されているものをご教示いただきたい。 【グーグル合同会社】	ごに入れた後、時間をおいて再度アクセスした際に、当該品物が入った状態の買い物かごを再表示するために必要な情報などが考えられます。 今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	
3.5 オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項（施行規則案第 22 条の 2 の 31 関係）		
意見 3-5-1 本省令案に賛同する		
今回の省令案については基本的に賛同する。 ただ、このような複雑でわかりづらい規定は事業者のコンプライアンス意識を阻害することとなるため、今後の条文策定にあたってはわかりやすい規定とすべきであるとする。 また、ガイドライン等において、当該規定におけるオプトアウト規定は、利用者情報を外部送信したあとで事後的にイ、ロの措置を提供することは許容されるのか明確化を求める。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】 本条 7 号の利用目的については、当初は送信先での利用目的に限られていたところ、これを送信先・送信元双方についての利用目的としていただいたことは適切であり、感謝の意を表する。 【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】	賛同の御意見として承ります。 今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無
意見 3-5-2 「容易に知り得る状態に置く」方法について、事業者が柔軟に対応できることを確保すべき		
「利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法」についての意見と同じ趣旨から、簡易な操作であれば、多くの利用者が訪れるウェブページからの 2-3 回程度の操作により到達できる場合についても許容すべきである。 なお、個人情報法のガイドラインにおいては、「容易に知り得る状態に置く」について、「1 回程度」という記述となっており、全体的な記載ぶりの構成などに鑑み、2 回の操作も許容され得るものとなっていることにも留意していただきたい。 【一般社団法人新経済連盟】	今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。	無
意見 3-5-3 オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項について、ガイドライン等で明確化が必要		
■第五号に定める「利用に関する情報の内容」については、例えば、「ウェブサイト閲覧履歴」や「サービス購入履歴」、「商品購入履歴」等のような記載粒度で良いとの理解で良いか、	今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等にお	無

ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。 ■第七号に定める「第五号に規定する情報の利用目的」については、送信先が自ら取り扱っているプライバシーポリシー等にしがって取り扱うという場合には、当該送信先における利用目的に関しては当該プライバシーポリシー等が提示されているウェブページの所在に関する情報を記載するという対応で良いか、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。 【株式会社 NTT ドコモ】	いて明確化してまいります。	
意見 3-5-4 施行規則案第 22 条の 2 の 31 第 7 号の「利用目的」と施行規則案 22 条の 2 の 29 第 3 号の「利用目的」の意義は同じかどうか		
本号に定める「利用目的」は、改正電気通信事業法施行規則案 22 条の 2 の 29 第 3 号に定める「利用目的」と同じでしょうか。 【グーグル合同会社】	御理解のとおりです。	無
3.6 その他		
意見 3-6-1 既存の取組を尊重した施策の推進が必要		
スマートフォンのアプリケーションの外部送信等の情報の取得に関しては、SPI 等で規定されたアプリケーションプライバシーポリシーが一般に周知されている。そのため情報過多等によって利用者を混乱させないためにも、これまでの取り組みを尊重した施策をすすめる必要があると考える。 また、最新の情報通信に対する何となく不安という利用者の主観への対応は法規制だけでは困難である。規範としての啓発や相互理解のコミュニケーション等と複合的に組み合わせて実施する必要があると考える。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】	いただいた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
意見 3-6-2 外部送信規律の適用について		
「外部送信させる場合」の定義について、3rd Party Cookie 廃止への代替策として注目されている、自社のサーバーでデータを一旦蓄積した後に外部事業者にデータを送信して広告配信や行動分析を行う仕組み（いわゆる Facebook 社のコンバージョン API など）を導入する場合においても、実質的には「利用者の意思によらず第三者に自身の情報が送信されている場合」に該当するとみなし、確認機会の付与の対象となる、という理解で正しいでしょうか。 【株式会社 プライバシーテック】	施行規則案第 22 条の 2 の 27 の役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行おうとするときは、外部送信規律の適用対象となり得るものと考えます。	無

意見 3-6-3 オプトアウトの義務を規定すべき

総務省令に対する意見ではないが、そもそも法 27 条の 12 は、通知公表義務ではなく、オプトアウトの義務を規定すべきものであった。外部送信による情報の取得、蓄積、分析とそれに基づく働きかけが利用者の意思を離れて行われることは、現代社会における重大な問題であり、蓄積された情報の濫用がプライバシーに関する問題のみならず、リクナビやケンブリッジアナリティカ等の看過しがたい事件の原因となっていることに留意すべきである。そのような状況においては、利用者が自分の意思で外部送信に起因する取得・蓄積・分析の対象とならないようにする手段を確保することが重要であり、法改正によりオプトアウトの義務化が図られるべきである。

【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】

いただいた御意見は、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

無

4. その他

意見	考え方	案の修正の有無
今回の改正内容では記載が無いが個人情報保護のために重要であるので意見を述べておく。電子メールサービスの電気通信役務については、電気通信事業者には、その TLS での保護を行わせる等して、暗号化及び認証によつての利用者の特定利用者情報（及び個人情報（多くの場合、付随すると想定されるべきものと思われる。実際平文での通信であればそれが内容に含まれる事が多いのではないかとと思われる。))）を、盗聴・情報漏洩（その内ばく露（平文での通信は、DC（データセンター）や IX（インターネットエクスチェンジ）他通信経路についての閲覧を行う事が可能な人間にはばく露されている状態にある。))）や改竄から守らせるようにされたい。総務省は、そのように、（個人情報保護法及びサイバーセキュリティ基本法を踏まえた）電気通信事業法の解釈を行うようにされたい。 【個人】	いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。	無

2. 第一種指定電気通信設備制度の見直し関係

審議会への必要的諮問事項以外の事項に係る意見は提出されなかった。

○総務省令第 号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行に伴い、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 寺田 稔

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄

に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第一章 総則（第一条―第二条の二） 第二章 電気通信事業 第一節 「略」 第二節 電気通信事業者等の業務 「第三節」第五節 略」 第六節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第四十条の八の二―第四十条の八の十一） 「第三章」第五章 略」 附則 （電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者に準ずる者） 「第二条の二」 法第二条第七号イの総務省令で定める者は、電気通信事業者又は法第百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者から、その提供する電気通信役務を継続的に利用するための識別符号（法第二十七条の十二第二号に規定する識別符号であつて、当該識別符号に係る電気通信役務を利用しようとする者が提供する氏名（法人にあつては、当該法人の名称）、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報に基づき作成されるものをいう。）を付与された者（電気通信事業者又は第三号事業を営む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者を除く。）とする。 （登録を要しない電気通信事業） 第三条 「略」 2 都道府県、市町村（特別区を含む。）又は指定都市の区若しくは総合区の区域の変更により、法第百六条第一項の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定める基準に該当しないこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、法第九条の登録を受けないで、電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。 （氏名等の変更の届出） 第七条 法第十三条第五項の規定による法第十条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。 「一・二 略」 2 法第十三条第五項の規定による法第十条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 「同上」 第一節 「同上」 第二節 電気通信事業者の業務 「第三節」第五節 同上」 第六節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第四十条の八の二―第四十条の八の十） 「第三章」第五章 同上」 附則 「新設」 （登録を要しない電気通信事業） 第三条 「同上」 2 都道府県、市町村（特別区を含む。）又は指定都市の区若しくは総合区の区域の変更により、法第百六条の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定める基準に該当しないこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、法第九条の登録を受けないで、電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。 （氏名等の変更の届出） 第七条 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。 「一・二 同上」 2 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。

(軽微な変更の届出) 第八条 法第十三条第五項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第七の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第五項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 〔一〇四 略〕 〔三〇五 略〕 (電気通信事業の届出) 第九条 〔略〕	(軽微な変更の届出) 第八条 法第十三条第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第七の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 〔一〇四 同上〕 〔三〇五 同上〕 (電気通信事業の届出) 第九条 〔同上〕
3 法第十六条第三項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。 〔一〇二 略〕 4 法第十六条第三項の規定による同条第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。 5 法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 6 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十六条第四項の規定による変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。	3 法第十六条第二項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。 〔一〇二 同上〕 4 法第十六条第二項の規定による同条第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。 5 法第十六条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 6 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十六条第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。
〔七〇九 略〕 10 法第十六条第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の八の届出書に、法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 11 総務大臣は、法第十三条第五項の規定による届出(法第九条の登録を受けた電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準のいずれにも該当することとなった場合に限る。)又は法第十六条第一項の規定による届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。同条第三項及び第四項並びに法第十七条第二項の規定に	〔七〇九 同上〕 10 法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の八の届出書に、法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に該当する場合に限る。)を添えて提出しなければならない。 11 総務大臣は、法第十三条第四項の規定による届出(法第九条の登録を受けた電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準のいずれにも該当することとなった場合に限る。)又は法第十六条第一項の規定による届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。同条第二項及び第三項並びに法第十七条第二項の規定に

よる届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。	
第二節 電気通信事業者等の業務 (特定ドメイン名電気通信役務の範囲)	
第二十二條の二 法第二十四條第一号ロの総務省令で定めるドメイン名電気通信役務は、第五十九條の第三項第一号イに掲げる電気通信役務とする。 (書面の交付)	第二十二條の二 法第二十四條第一号ハの総務省令で定めるドメイン名電気通信役務は、第五十九條の第二項第一号イに掲げる電気通信役務とする。 (書面の交付)
第二十二條の二の四 対象契約が成立したときに法第二十六條の二第一項の規定により作成する書面(以下この条において「契約書面」という。)には、対象契約及びこれに付随する契約の内容を明らかにするための事項であつて次に掲げるものを記載しなければならない。 「一 略」	第二十二條の二の四 「同上」
2 前項各号に掲げる事項の記載は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。 「一 略」	2 「一六 同上」 「同上」
二 対象契約が書面解除を行うことができるものである場合 次に掲げる事項が明らかにされていること。 「イ ホ 略」	二 「同上」 「同上」
ヘ 書面解除に伴い当該書面解除をした者が支払うべき金額の算定の方法 「ト 略」	「イ ホ 同上」 ヘ 書面解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定の方法 「ト 同上」
三 対象契約に係る電気通信役務の提供について第二十二條の二の七第一項第五号に規定する確認措置を講じている場合 次に掲げる事項が明らかにされていること。 「イ ロ 略」	三 「同上」
ハ 第二十二條の二の七第一項第五号ロ又はハの解除に伴い当該解除をした者が支払うべき金額の算定の方法 「ニ 略」	「イ ロ 同上」 ハ 第二十二條の二の七第一項第五号ロ又はハの解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定の方法 「ニ 同上」
「四 略」	「四 同上」
「三 六 略」 (書面による解除の例外)	「三 六 同上」 (書面による解除の例外)
第二十二條の二の七 法第二十六條の三第一項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 「一 四 略」	第二十二條の二の七 「同上」
五 法第二十六條第一項第一号に掲げる電気通信役務のうち、その提供を受けることができる場所に関する状況(以下この号において「利用場所状況」という。)及びその利用者の利益の保護のための法令等の遵守に関する状況(以下この号において「遵守状況」という。)を確認できる措置(次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この条において「確認措置」という。)を電気通信事業者が講じているものであつて、その利用者の利益が保護されているものとして、当該電気通信事業者の申請により総務大臣が認定(以下この条において「認定」という。)したものの提供に関する契約(以下この号において「確認措置契約」とい	五 「同上」 「同上」

う。)を締結した場合 「イ」ハ 略 ニ ロ又はハの解除に伴い当該解除をした者が支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。 「(1)・(2) 略」 「ホ 略」 「2」6 略 (不実告知後の書面の交付) 第二十二条の二の八 不実告知後書面には、次に掲げる事項(変更契約又は更新契約の場合にあつては、第二十二条の二の四第三項に規定する変更の内容、第五号から第十号まで及び第十二号に掲げる事項並びに既契約に係る電気通信役務の提供に関する契約の成立の年月日その他の当該契約を特定するに足りる事項)を記載しなければならない。 「一」六 略 七 書面解除があつた場合に当該書面解除をした者が支払うべき金額の算定の方法 「八」十二 略 「2」4 略 (書面解除に伴い当該書面解除をした者が支払うべき金額) 第二十二条の二の九 法第二十六条の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。 「一」五 略 (利用者等の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為) 第二十二条の二の十三の二 法第二十七条の二第四号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 「一 略」 二 電気通信役務に関する契約の解除に伴い当該契約の解除をした者が支払うべき金額として次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額を請求すること。 「イ」ニ 略 ホ 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に関する契約の解除に際して利用者又は当該契約の解除をした者(以下このホにおいて「利用者等」という。)の求めに応じて行われる工事等(当該利用者等が他の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受けるために必要な工事等にあつては、専ら当該利用者等の便宜を図るために行われるものに限る。)のために通常要する費用の額及び当該工事等に伴う除却により生じる損失の額に相当する額 「ハ」ト 略 (特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定) 第二十二条の二の十九 法第二十七条の五の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれ	
「イ」ハ 同上 ニ ロ又はハの解除に伴い当該利用者^{【新設】}が支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。 「(1)・(2) 同上」 「ホ 同上」 「2」6 同上 (不実告知後の書面の交付) 第二十二条の二の八 「同上」 「一」六 同上 七 書面解除があつた場合に利用者^{【新設】}が支払うべき金額の算定の方法 「八」十二 同上 「2」4 同上 (書面解除に伴い利用者^{【新設】}が支払うべき金額) 第二十二条の二の九 「同上」 「一」五 同上 (利用者^{【新設】}の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為) 第二十二条の二の十三の二 「同上」 「一 同上」 二 電気通信役務に関する契約の解除に伴い当該電気通信役務の利用者が支払うべき金額として次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額を請求すること。 「イ」ニ 同上 ホ 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に関する契約の解除に際して利用者^{【新設】}の求めに応じて行われる工事等(利用者^{【新設】}が他の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受けるために必要な工事等にあつては、専ら当該利用者^{【新設】}の便宜を図るために行われるものに限る。)のために通常要する費用の額及び当該工事等に伴う除却により生じる損失の額に相当する額 「ハ」ト 同上 【新設】	

を行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

（利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務）

第二十二條の二十 法第二十七條の五の総務省令で定める電気通信役務は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第二条第三項の表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務ごとに次の各号に掲げる電気通信役務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しない電気通信役務 前年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者（法第二十七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者に卸電気通信役務を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の利用者（法第二十七号イに掲げる者に限る。）を含む。次号において同じ。）の数の平均が一千万以上であるもの
- 二 その提供の開始時において対価としての料金の支払を要する電気通信役務 前年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が五百万以上であるもの

（特定利用者情報）

第二十二條の二十一 法第二十七條の五第二号の総務省令で定める情報は、次に掲げる情報の集合物を構成する情報とする。

- 一 特定の利用者（法第二十七号イに掲げる者に限る。次号において同じ。）を識別することができる情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、利用者を識別することができる情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の利用者を識別することができる情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

（情報取扱規程）

第二十二條の二十二 法第二十七條の六第一項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、様式第十五の四の届出書に、次に掲げる事項を内容とする情報取扱規程を添えて行わなければならない。

一 特定利用者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該特定利用者情報の安全管理に関する次に掲げる事項

イ 組織的安全管理措置に関すること。

ロ 人的安全管理措置に関すること。

ハ 物理的安全管理措置に関すること。

ニ 技術的安全管理措置に関すること。

ホ 第二十二條の二十三第三号ロ(1)、ハ又はニに規定する場合にあつては、当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の把握の体制に関すること。

二 特定利用者情報の取扱いを第三者に委託する場合における当該委託を受けた者に対する監

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

	督に関する次に掲げる事項 イ 委託先の選定の方法に関すること。 ロ 委託契約において定める特定利用者情報の取扱いに関すること。 ハ 委託先における特定利用者情報の取扱状況の把握の体制及び方法に関すること。 三 情報取扱方針の策定及び公表に関する事項 四 法第二十七条の九の規定による評価に関する次に掲げる事項 イ 当該評価の実施並びに当該評価の結果の情報取扱規程及び情報取扱方針への反映の体制に関すること。 ロ 当該評価を行う項目、方法及び頻度に関すること。 五 特定利用者情報を取り扱う従事者に対する監督に関する事項 五 法第二十七条の六第二項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、様式第十五の五の届出書を提出しなければならない。 (情報取扱方針) 第二十二條の二の二十三 法第二十七条の八第一項の規定による公表をしようとする電気通信事業者は、次に掲げる事項を内容とする情報取扱方針をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表しなければならない。この場合において、当該事項については、利用者が容易に確認できるようにするものとする。 一 取得する特定利用者情報の内容（当該特定利用者情報を取得する方法を含む。）に関する事項 二 特定利用者情報の利用の目的及び方法に関する事項 三 特定利用者情報の安全管理の方法に関する次に掲げる事項 イ 安全管理措置の概要 ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、当該(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項 (1) 外国に設置される電気通信設備に特定利用者情報を保存する場合（(2)に掲げる場合を除く。） 当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無 (2) (1)に規定する電気通信設備が第三者により設置されたものである場合において、当該電気通信設備が設置された外国の名称を知ることが困難なとき 当該第三者の名称 ハ 外国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合にあつては、当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無 ニ 外国に所在する第三者が提供する電気通信役務であつて、情報の保存を目的とするものを利用して特定利用者情報を保存する場合にあつては、当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無 五 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所、事務所その他の事業場の連絡先に関する事項 五 過去十年間（法第二十七条の五の規定により指定されている期間が十年に満たない場合に
--	--

〔新設〕

は、当該期間）に生じた法第二十八条第一項第二号イ及びロに掲げる事故の時期及び内容の公表に関する事項

（特定利用者情報の取扱状況の評価）

第二十二條の二十四 法第二十七條の九第一項の規定による評価は、直近の事業年度における社会情勢、技術の動向、外国の制度、サイバーセキュリティに対する脅威その他の状況の変化を踏まえ、少なくとも次に掲げる事項について行うものとする。

一 直近の事業年度における情報取扱規程及び情報取扱方針の遵守状況

二 直近の事業年度における特定利用者情報の漏えい

2 前項の規定は、法第二十七條の五の規定による指定の日を含む事業年度の翌事業年度から適用する。この場合において、当該翌事業年度における同項の適用については、同項中「直近の事業年度」とあるのは、「法第二十七條の五の規定による指定の日から当該指定の日を含む事業年度の最終日までの間」とする。

（特定利用者情報統括管理者の要件）

第二十二條の二十五 法第二十七條の十第一項の総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

一 電気通信役務の提供を受ける者又は電気通信事業以外の事業における顧客に関する情報の取扱いに関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有すること。

イ 電気通信役務の提供を受ける者又は電気通信事業以外の事業における顧客に関する情報の取扱いに関する安全管理又は法令に関する業務

ロ イに掲げる業務を監督する業務

二 前号に掲げる要件と同等以上の能力を有すると認められること。

（特定利用者情報統括管理者の選任及び解任の届出）

第二十二條の二十六 法第二十七條の十第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 選任し、又は解任した特定利用者情報統括管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の場合にあつては、その理由

2 前項の届出書には、選任された特定利用者情報統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

（利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務）

第二十二條の二十七 法第二十七條の十二の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当する電気通信役務であつて、ブラウザその他のソフトウェア（利用者が使用するパーソナルコンピュータ、携帯電話端末又はこれらに類する端末機器においてオペレーティングシステムを通じて実行されるものに限る。次条において同じ。）により提供されるものと

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

する。

一 他人の通信を媒介する電気通信役務

二 その記録媒体に情報を記録し、又はその送信装置に情報を入力する電気通信を利用者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

三 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。次条において同じ。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

四 前号に掲げるもののほか、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの

（利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法）

第二十二條の二の二十八 法第二十七條の十二の規定により利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行おうとするときは、次の各号のいずれにも該当する方法により、次条各号に掲げる事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。

一 日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること。

二 操作を行うことなく文字が適切な大ききで利用者の電気通信設備の映像面に表示されるようにすること。

三 前二号に掲げるもののほか、利用者が次条各号に掲げる事項について容易に確認できるようにすること。

2] 前項の利用者に通知する場合には、前項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。

一 次条各号に掲げる事項又は当該事項を掲載した画面の所在に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に即時に表示すること（当該事項の一部のみを表示する場合には、利用者がその残部を掲載した画面に容易に到達できるようにすること。）。

二 前号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に認識できるようにすること。

3] 第一項の利用者が容易に知り得る状態に置く場合には、第一項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。

一 情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて、次条各号に掲げる事項を表示すること。

二 情報送信指令通信を行うソフトウェアを利用する際に、利用者の電気通信設備の映像面に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、次条各号に掲げる事項を表示すること。

三 前二号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に到達できるようにすること。
（利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項）

〔新設〕

第二十二條の二十九 法第二十七條の十二本文の総務省令で定める事項は、情報送信指令通信ごとに、次に掲げる事項とする。 一 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報の内容 二 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称 三 第一号に規定する情報の利用目的 （利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報） 第二十二條の三十 法第二十七條の十二第一号の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。ただし、当該情報をその必要の範囲内において送信する場合に限るものとする。 一 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は影像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報 二 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報 三 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した認証に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報 四 当該電気通信役務に対する不正な行為の検知等を行い、又は当該不正な行為による被害の軽減等を図るために必要な情報 五 当該電気通信役務の提供に係る電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報その他の当該電気通信設備の適切な運用のために必要な情報 （オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項） 第二十二條の三十一 法第二十七條の十二第四号ロの総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 法第二十七條の十二第四号イに規定する措置（以下この条において「オプトアウト措置」という。）を講じている場合にあつては、その旨 二 オプトアウト措置が同法第二十七條の十二第四号イ(1)又は(2)のいずれの行為を停止するものであるかの別 三 オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法 四 利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合において、当該電気通信役務の利用が制限されることとなるときは、その内容 五 情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報（法第二十七條の十二第一号及び第二号に規定するものを除く。）の内容 六 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称 七 第五号に規定する情報の利用目的 第二十三條の二 「略」	〔新設〕
2 法第二十三條第一項の総務省令で定める方法は、次のとおりとする。	〔新設〕
2 法第二十三條第一項の総務省令で定める方法は、次のとおりとする。	第二十三條の二 「同上」 2 法第三十三條第一項の総務省令で定める区域（以下「単位指定区域」という。）は、都道府

	一 一の電気通信事業者が設置する固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数の、その伝送路設備が設置される一の都道府県の区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が百分の一未満である場合、当該電気通信事業者は当該都道府県の区域内に固定端末系伝送路設備を設置していないものとみなす。 二 固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数は、利用者側において他の電気通信設備と接続される回線の数とする。 〔三 略〕 4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものとする。 一 符号、音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの 〔イ 略〕 ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。） 二 伝送路設備であつて次に掲げるもの 〔イ・ロ 略〕 ハ 第一種指定中継交換局間に設置されるものであつて、専ら異なる都道府県の区域間の通信を行うもの 〔三・四 略〕 （第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準） 第二十三条の四 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。 〔一〇八 略〕 九 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される都道府県の区域と異なる都道府県の区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置 〔十〇十二 略〕 2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。 〔一 略〕 一の二 相互接続点と第一種指定電気通信設備の間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通信設備（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運営を行うものに限る。）との接続（第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下「特定接続」という。）の請求等であつて、前号の接続に係るものを他事業者が行う場合における次の事項（イからハまでに掲げるものにあつては、前号に規定する事項と一体
	県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域）とする。 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 4 〔三 同上〕 〔同上〕 一 〔同上〕 〔イ 同上〕 ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて、当該単位指定区域内における通信を行うもの（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。） 二 〔同上〕 〔イ・ロ 同上〕 〔新設〕 〔三・四 同上〕 （第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準） 第二十三条の四 〔同上〕 〔一〇八 同上〕 九 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置 〔十〇十二 同上〕 〔同上〕 〔一 同上〕 一の二 〔同上〕

的に記載するものとする。)

「イ」ハ 略

「削る」

「削る」

「一の三」十二 略

(攻撃先設備探索の範囲)

第四十条の八の二 法第百十六條の二第一項第一号ロの総務省令で定める電気通信の送信は、調査研究その他の正当な理由によることなく、インターネットに接続された電気通信設備において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号により特定された送信先に対し、当該電気通信設備の稼働状況を確認するために行われる電気通信の送信であつて、当該送信に後続する通信の疎通を目的としないものをいう。

第四十条の八の三、第四十条の八の六

(廃止の届出)

第四十条の八の七 略

2 略

3 総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、第四十条の八の十一で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

第四十条の八の八 略

第四十条の八の九 略

第四十条の八の十 略

(公示)

第四十条の八の十一 法第百十六條の八及び第四十条の八の七第三項の公示は、官報で告示することによつて行ふ。

(電気通信事業の全部の認定の申請)

第四十条の九 法第百十七條第一項の規定による電気通信事業の全部の認定(以下この条及び第四十条の十一第一項において「全部認定」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

一 その電気通信事業に係る業務区域(利用者(電気通信事業者を除く。))との電気通信設備の接続に係る業務区域及び他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域を含む。次号並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。)について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六條第一項若しくは第四項の届出をしてい

「イ」ハ 同上

ニ 他事業者が特定接続(専ら異なる単位指定区域間の通信において、特定のバケットについて優先的に通信の交換及び伝送を行うものに限る。ホにおいて同じ。)を行う場合に当該特定接続に関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)第十二條第三項の規定を準用する。)

ホ その他他事業者が特定接続を行う場合の条件

「一の三」十二 同上

「新設」

第四十条の八の二、第四十条の八の五

(廃止の届出)

第四十条の八の六 同上

2 同上

3 総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、第四十条の八の十で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

第四十条の八の七 同上

第四十条の八の八 同上

第四十条の八の九 同上

(公示)

第四十条の八の十 法第百十六條の八及び第四十条の八の六第三項の公示は、官報で告示することによつて行ふ。

(電気通信事業の全部の認定の申請)

第四十条の九 同上

一 その電気通信事業に係る業務区域(利用者(電気通信事業者を除く。))との電気通信設備の接続に係る業務区域及び他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域を含む。次号並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。)について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六條第一項若しくは第三項の届出をしてい

る場合は、様式第三十八の四の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第四項の届出をしていない場合は、様式第三十八の五の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 略〕

（電気通信事業の一部の認定の申請）

第四十条の十 法第一百七十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定（以下この条及び次条第二項において「一部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

一 その電気通信事業に係る業務区域について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第四項の届出をしている場合は、様式第三十八の八の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第四項の届出をしていない場合は、様式第三十八の九の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 略〕

（利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備）

第五十四条の二 令第十条第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

一 データベース（利用者に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）その他の利用者に関する情報の取扱いに関して用いられる設備

〔二〇四 略〕

（業務の停止等の報告）

第五十七条 法第二十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後（通信の秘密又は特定利用者情報（次条第一項に規定する情報に限る。以下この条において同じ。）の漏えいに係るものにあつては、それを知つた後）速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式により同表の下欄に掲げる報告期限までに報告書を提出しなければならない。

報告の事由	様式	報告期限
〔略〕		
三 特定利用者情報の漏えい	様式第五十の二の二	特定利用者情報の漏えいを知つた日から三十日以内

る場合は、様式第三十八の四の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第三項の届出をしていない場合は、様式第三十八の五の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 同上〕

（電気通信事業の一部の認定の申請）

第四十条の十 〔同上〕

一 その電気通信事業に係る業務区域について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第三項の届出をしている場合は、様式第三十八の八の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第三項の届出をしていない場合は、様式第三十八の九の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 同上〕

（利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備）

第五十四条の二 令第十条第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

一 データベース（法第十二条の二第四項第二号ロに規定する利用者（以下この号において「利用者」という。）に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）その他の利用者に関する情報の取扱いに関して用いられる設備

〔二〇四 同上〕

（業務の停止等の報告）

第五十七条 法第二十八条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後（通信の秘密の漏えいに係るものにあつては、それを知つた後）速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式により同表の下欄に掲げる報告期限までに報告書を提出しなければならない。

報告の事由	様式	報告期限
〔同上〕		
三 第五十八条で定める重大な事故	様式第五十の三	その重大な事故が発生した日から三十日以内

四 次条第二項に規定する重大な事故		様式第五十の三		その重大な事故が発生した日から三十日以内	
(報告を要する事故)					
第五十八条 法第二十八条第一項第二号ロの総務省令で定める情報は、次の各号のいずれかに該当するものとする。					
一 当該情報に含まれる利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限る。第五十九条の三第五項第一号において同じ。）の数が千を超えるもの					
二 特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき、外国政府に提供を行ったもの					
21 法第二十八条第一項第二号ハの総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。					
一 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの					
電気通信役務の区分		時間		利用者の数	
一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務		一時間		三万	
二 緊急通報を取り扱う音声伝送役務		二時間		三万	
三 セルラーLPWA（無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項又は同条第一項及び第六項で定める条件に適合する無線設備をいう。）		十二時間		三万	
四 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット		二十四時間		十万	

(報告を要する重大な事故)					
第五十八条 法第二十八条の総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。					
一 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの					
電気通信役務の区分		時間		利用者の数	
一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務		一時間		三万	
二 緊急通報を取り扱う音声伝送役務		二時間		三万	
三 セルラーLPWA（無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項又は同条第一項及び第六項で定める条件に適合する無線設備をいう。）		十二時間		三万	
四 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット		二十四時間		十万	
五 一の項から四の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		十二時間		十万	
二 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の		二時間		三万	
		一時間		百万	

関連サービス（一の項から三の項までに掲げる電気通信役務を除く。）		十二時間		百万	
五 一の項から四の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		二時間		三万	
二 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通信の疎通が二時間以上不能となる事故（検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を提供する者の指定）		一時間		百万	

第五十九条の二 法第六十四条第一項第三号の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる者にその旨を通知するものとする。

（ドメイン名電気通信役務等の範囲）

第五十九条の三 法第六十四条第二項第一号の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。

「一・二 略」

「2・3 略」

4 法第六十四条第二項第四号の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

「一 第二十二条の二の二十七第三号に掲げる電気通信役務であること。」

「二 前年度における一月当たりの前号に定める電気通信役務の提供を受けた利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者に卸電気通信役務を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限る。）を含む。次項第二号において同じ。）の数の平均が一千万以上であること。」

法第六十四条第二項第五号の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

「一 その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報（商品、役務又は権利に関する情報を除く。以下この号において同じ。）を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、主として不特定の利用者間の交流を目的としたもの（当該電気通信役務以外の電気通信役務に付随的に提供されるものを除く。）であること。」

「二 前年度における一月当たりの前号に定める電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が一千万以上であること。」

故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通信の疎通が二時間以上不能となる事故

「新設」

（ドメイン名電気通信役務等の範囲）

第五十九条の二 「同上」

「一・二 同上」

「2・3 同上」

「新設」

故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通信の疎通が二時間以上不能となる事故

〔新設〕

（ドメイン名電気通信役務等の範囲）
第五十九条の二 「同上」

「一・二 同上」

「2・3 同上」

〔新設〕

〔新設〕

第六十条の二 〔略〕

2 総務大臣は、法第百六十五条第一項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。法第百六条第三項及び第四項並びに法第十七条第二項の規定による届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

（申請等の方法）

第六十九条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）をその者の住所（電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者を含む。）である外国法人等にあつては、国内代表者等の住所。次項において同じ。）を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して行うことができる。

〔一～二 略〕

三 法第十三条第五項の変更の届出

〔四～三十四 略〕

〔二 略〕

様式第4（第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電 気 通 信 役 務 の 種 類		提供する役務
[1～32 略]		
33 ドメイン名電気通信役務	<u>第59条の3第1項第1号イに掲げるもの</u>	
	<u>第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの</u>	
	<u>第59条の3第1項第2号に掲げるもの</u>	
[34・35 略]		

〔注1～6 略〕

7 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」又は「上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。また、法第164条第1項第3号の指定を受けた者にあつては、当該指定に係る電気通信役務について、参考として、具体的なサービス内容を併記すること。

8 ドメイン名電気通信役務のうち、「第59条の3第1項第1号イに掲げるもの」又は「第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部を記入すること。

〔9・10 略〕

様式第6（第7条、第9条第3項及び第4項、第40条の17関係）

〔略〕

第六十条の二 〔同上〕

2 総務大臣は、法第百六十五条第一項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。法第百六条第二項及び第三項並びに法第十七条第二項の規定による届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

（申請等の方法）

第六十九条 〔同上〕

〔一～二 同上〕

三 法第十三条第四項の変更の届出

〔四～三十四 同上〕

〔二 同上〕

様式第4（第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電 気 通 信 役 務 の 種 類		提供する役務
[1 ～ 32 略]		
33 ドメイン名電 気通信役務	第59条の2第1項第1号イに掲げるもの	
	第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの	
	第59条の2第1項第2号に掲げるもの	
[34 ・ 35 略]		

〔注1～6 同左〕

7 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」又は「上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

8 ドメイン名電気通信役務のうち、「第59条の2第1項第1号イに掲げるもの」又は「第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部を記入すること。

〔9・10 同左〕

様式第6（第7条、第9条第3項及び第4項、第40条の17関係）

〔同左〕

次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第13条第5項（第16条第3項）（及び第122条第5項）の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 略〕 様式第7（第8条第1項関係） 〔略〕 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 1・2 略〕 様式第7の2（第8条第2項第1号関係） 〔略〕 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 1・2 略〕 様式第7の3（第8条第2項第2号関係） 〔略〕 次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、電気通信事業法第13条第5項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 1・2 略〕 様式第7の4（第8条第2項第3号関係） 〔略〕 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 1・2 略〕 様式第7の5（第8条第2項第4号関係） 〔略〕 次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信事業法第13条第5項の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 1・2 略〕 様式第9（第9条第5項関係） 〔略〕 電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので届け出ます。 〔表略〕	次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第13条第4項（第16条第2項）（及び第122条第5項）の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 同左〕 様式第7（第8条第1項関係） 〔同左〕 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第4項の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 1・2 同左〕 様式第7の2（第8条第2項第1号関係） 〔同左〕 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第4項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 1・2 同左〕 様式第7の3（第8条第2項第2号関係） 〔同左〕 次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、電気通信事業法第13条第4項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 1・2 同左〕 様式第7の4（第8条第2項第3号関係） 〔同左〕 次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第4項の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 1・2 同左〕 様式第7の5（第8条第2項第4号関係） 〔同左〕 次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信事業法第13条第4項の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 1・2 同左〕 様式第9（第9条第5項関係） 〔同左〕 電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので届け出ます。 〔表同左〕
---	--

〔注 1・2 略〕 様式第 9 の 2 (第 9 条第 6 項第 1 号関係) 〔略〕	〔注 1・2 同左〕 様式第 9 の 2 (第 9 条第 6 項第 1 号関係) 〔同左〕
電気通信事業法第122条第 1 項の規定により、同法第117条第 2 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更の認定を受けたので、次のとおり申請します。 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第 4 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 〔表略〕 〔注 1・2 略〕 様式第 9 の 3 (第 9 条第 6 項第 1 号関係) 〔略〕	電気通信事業法第122条第 1 項の規定により、同法第117条第 2 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更の認定を受けたので、次のとおり申請します。 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第 3 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 1・2 同左〕 様式第 9 の 3 (第 9 条第 6 項第 1 号関係) 〔同左〕
電気通信事業法第16条第 4 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第 2 項の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 1～3 略〕 様式第 9 の 4 (第 9 条第 6 項第 2 号関係) 〔略〕	電気通信事業法第16条第 3 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第 2 項の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 1～3 同左〕 様式第 9 の 4 (第 9 条第 6 項第 2 号関係) 〔同左〕
電気通信事業法第122条第 1 項の規定により、同法第117条第 2 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更の認定を受けたので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第 4 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 〔表略〕 〔注 1・2 略〕 様式第 9 の 5 (第 9 条第 6 項第 2 号関係) 〔略〕	電気通信事業法第122条第 1 項の規定により、同法第117条第 2 項第 2 号又は第 3 号の事項の変更の認定を受けたので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。 上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第 3 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 1・2 同左〕 様式第 9 の 5 (第 9 条第 6 項第 2 号関係) 〔同左〕
電気通信事業法第16条第 4 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する関係書類を添えて、届け出ます。 次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第 2 項の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 1～3 略〕 様式第 9 の 6 (第 9 条第 6 項第 3 号関係) 〔略〕	電気通信事業法第16条第 3 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する関係書類を添えて、届け出ます。 次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第 2 項の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 1～3 同左〕 様式第 9 の 6 (第 9 条第 6 項第 3 号関係) 〔同左〕
電気通信事業法第16条第 4 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 〔表略〕	電気通信事業法第16条第 3 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。 〔表同左〕

[注 1・2 略] 様式第 9 の 7 (第 9 条第 6 項第 4 号関係) [略] 電気通信事業法第 16 条第 4 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。 [表略] [注 1・2 略] 様式第 9 の 8 (第 9 条第 10 項関係) [略] 電気通信事業法第 16 条第 5 項の規定により、電気通信設備の概要を次のとおり届け出ます。 [表略] [注 1～3 略] 様式第 15 の 4 (第 22 条の 2 の 22 第 1 項関係)	[注 1・2 同左] 様式第 9 の 7 (第 9 条第 6 項第 4 号関係) [同左] 電気通信事業法第 16 条第 3 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。 [表同左] [注 1・2 同左] 様式第 9 の 8 (第 9 条第 10 項関係) [同左] 電気通信事業法第 16 条第 4 項の規定により、電気通信設備の概要を次のとおり届け出ます。 [表同左] [注 1～3 同左] [新設]
情報取扱規程届出書 年 月 日 総務大臣 殿 郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。) 電気通信事業法第 27 条の 6 第 1 項の規定により、別紙のとおり情報取扱規程を定めたので届け出ます。 注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。 様式第 15 の 5 (第 22 条の 2 の 22 第 2 項関係) 情報取扱規程変更届出書	[新設]

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

次のとおり情報取扱規程を変更したので、電気通信事業法第27条の6第2項の規定により、届け出ます。

変更の内容	
変更年月日	
変更の理由	

注 1 「変更の内容」の欄には、変更前と変更後とを対照しやすいように記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の3の2 (第40条の8の3第1項関係)

【略】

【表略】

【注 1 ～ 3 略】

様式第38の3の3 (第40条の8の4第1項関係)

【略】

【表略】

【注 1 略】

2 第40条の8の3第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。

【3 略】

様式第38の3の4 (第40条の8の6関係)

【略】

様式第38の3の2 (第40条の8の2第1項関係)

【同左】

【表同左】

【注 1 ～ 3 同左】

様式第38の3の3 (第40条の8の3第1項関係)

【同左】

【表同左】

【注 1 同左】

2 第40条の8の2第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。

【3 同左】

様式第38の3の4 (第40条の8の5関係)

【同左】

〔表略〕 注 1 <u>第40条の8の3第2項第1号</u>の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。 〔2 略〕 様式第38の3の5 (<u>第40条の8の7第1項</u>関係) 〔略〕 電気通信事業法第116条の2第1項の認定に係る業務を廃止したいので、電気通信事業法施行規則第40条の8の7第1項の規定により、届け出ます。 〔表略〕 〔注 略〕 様式第38の4 (第40条の9第1項第1号関係) 〔略〕 電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の全部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。 1 業務区域 注 「法第9条の登録 (の申請) (及び法第13条第1項の変更登録 (の申請)) に係る業務区域に同じ。」、「法第16条第1項 (及び<u>同条第4項</u>) の届出に係る業務区域に同じ。」等と記載すること。 2 電気通信設備の概要 注 「法第9条の登録 (の申請) (及び法第13条第1項の変更登録 (の申請)) に係る電気通信設備の概要に同じ。」、「法第16条第1項 (及び<u>同条第4項</u>) の届出に係る電気通信設備の概要に同じ。」等と記載すること。 〔注 略〕 様式第38の5 (第40条の9第1項第2号関係) 〔略〕 電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける (電気通信事業法<u>第16条第4項</u>の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る) とともに、同法第117条第1項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。 1 業務区域 (1) 提供区域 注 「法第9条の登録 (及び法第13条第1項の変更登録 (の申請)) に係る提供区域に同じ。」、「法第16条第1項 (及び<u>同条第4項</u>) の届出に係る提供区域に同じ。」等と記載すること。 〔(2)・(3) 略〕 〔2 略〕 〔注 略〕 様式第38の9 (第40条の10第1項第2号関係)	〔表同左〕 注 1 <u>第40条の8の2第2項第1号</u>の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。 〔2 同左〕 様式第38の3の5 (<u>第40条の8の6第1項</u>関係) 〔同左〕 電気通信事業法第116条の2第1項の認定に係る業務を廃止したいので、電気通信事業法施行規則第40条の8の6第1項の規定により、届け出ます。 〔表同左〕 〔注 同左〕 様式第38の4 (第40条の9第1項第1号関係) 〔同左〕 電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の全部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。 1 業務区域 注 「法第9条の登録 (の申請) (及び法第13条第1項の変更登録 (の申請)) に係る業務区域に同じ。」、「法第16条第1項 (及び<u>同条第3項</u>) の届出に係る業務区域に同じ。」等と記載すること。 2 電気通信設備の概要 注 「法第9条の登録 (の申請) (及び法第13条第1項の変更登録 (の申請)) に係る電気通信設備の概要に同じ。」、「法第16条第1項 (及び<u>同条第3項</u>) の届出に係る電気通信設備の概要に同じ。」等と記載すること。 〔注 同左〕 様式第38の5 (第40条の9第1項第2号関係) 〔同左〕 電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける (電気通信事業法<u>第16条第3項</u>の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る) とともに、同法第117条第1項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。 1 業務区域 (1) 提供区域 注 「法第9条の登録 (及び法第13条第1項の変更登録 (の申請)) に係る提供区域に同じ。」、「法第16条第1項 (及び<u>同条第3項</u>) の届出に係る提供区域に同じ。」等と記載すること。 〔(2)・(3) 同左〕 〔2 同左〕 〔注 同左〕 様式第38の9 (第40条の10第1項第2号関係)
---	--

【略】 電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第4項の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。 【注 略】 【1・2 略】 【注 略】 様式第50の2の2（第57条関係）		【同左】 電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。 【注 同左】 【1・2 同左】 【注 同左】 【新設】	
特定利用者情報の漏えい報告書		年 月 日	
総務大臣 殿			
郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)			
電気通信事業法第28条第1項2号ロに規定する特定利用者情報の漏えいについて、同条の規定により、次のとおり報告します。			
☐ ① 特定利用者情報（電気通信事業法第27条の5第2号に掲げる情報に限る。以下同じ。）に係る利用者の数が千を超える漏えい ☐ ② 特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき、外国政府に提供を行ったことによる漏えい			
発生年月日	復旧年月日		
発生場所			
発生状況			
発生原因			

措置模様	
再発防止策	

注 1 電気通信事業法28条第1項第2号イに規定する通信の秘密の漏えいに関する同条の報告書が同時に提出される場合において、各報告事項に関し、当該報告書の内容と同一の内容であるときは、当該報告書に同じとして記入を省略することができる。

2 該当する□にシ印を付けること。

3 ②に該当する場合において、復旧年月日、措置模様及び再発防止策の欄については記載を省略することができる。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第二条 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

252

電気通信役務の利用者（電気通信事業法第二条第七号イに掲げる者に限る。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）の数の平均が、次の各号に掲げる区分（以下この項において単に「区分」という。）のいずれかに該当するかについて、書面等により総務大臣に提出しなければならぬ。ただし、報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である場合には、この限りではない。

- 一 九百万未満
- 二 九百万以上一千万未満
- 三 一千万以上

報告対象役務		報告対象事業者	
加入電話	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 IP電話を提供する電気通信事業者であつて、IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号の指定を受けたもの 二 前号に掲げる者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するIP電話の提供を受ける電気通信事業者 インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者	
携帯電話	電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者		
IP電話（当該IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号に掲げる特定IP電話番号を使用するものに限る。）	電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者		
インターネット接続サービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してFTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（第三号において「設備を設置して提供する事業者」という。） 二 他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してFTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（次号において「接続により提供する事業者」という。）（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるFTHアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を設置してFTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者） 三 設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTHアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者	有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する	
FTHアクセスサービス	有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する		
CATVアクセスサービス	有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する		

	BWAアクセスサービス	電気通信設備を設置してCATVアクセスサービスを提供する電気通信事業者
	公衆無線LANアクセスサービス	基地局を設置してBWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者
	仮想移動電気通信サービス	公衆無線LANアクセスサービスを提供する電気通信事業者
	電子メールサービス	仮想移動電気通信サービス（ローカル5Gに係るサービスを除く。）を提供する電気通信事業者
	メッセージングサービス	電子メールサービスを提供する電気通信事業者
	検索サービス	メッセージングサービスを提供する電気通信事業者又は第三号事業を営む者
	ソーシャル・ネットワークキング・サービスその他交流型電気通信サービス	ソーシャル・ネットワークキング・サービスその他交流型電気通信サービスを提供する電気通信事業者又は第三号事業を営む者
	その他電気通信サービス	その他電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業者又は電気通信回線設備を設置せずに他人の通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信事業者

4 前項の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務（その提供の開始時において対価としての料金の支払を要する電気通信役務に限り、検索サービス及びソーシャル・ネットワークキング・サービスその他交流型電気通信サービスを除く。）ごとに、様式第十五の六により、毎報告年度経過後一月以内に、当該報告年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が、次の各号に掲げる区分（以下この項において単に「区分」という。）のいずれかに該当するかについて、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である場合には、この限りではない。

一 四百五十万未満

二 四百五十万以上五百万未満

三 五百万以上

5 第三項の規定により、同項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をすべき電気通信役務を提供する電気通信事業者及び第三号事業を営む者（当該電気通信役務について同項の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分が同項第二号又は第三号に掲げる区分に該当していた者を除く。）については、同項の規定を適用しない。

6 第四項の規定により、同項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をすべき電気通信役務を提供する電気通信事業者（当該電気通信役務について同項の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分が同項第二号又は第三号に掲げる区分に該当していた者を除く。）については、同項の規定を適用しない。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

12
8

【監】
【監】

様式第15の4（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告	
契約数	年 月 日現在
サービスの種類	事業者名
契 約 数	
電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の3第1項第1号イに掲げるもの	（ ）
施行規則第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの	（ ）
施行規則第59条の3第1項第2号に掲げるもの	
参 考 事 項	

注 1 「電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の3第1項第1号イに掲げるもの」及び「施行規則第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの」の欄は、ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部ごとに記載すること。この場合において、括弧内には、当該ドメイン名の一部を記載すること。
〔2～5 略〕

様式第15の6（第2条第3項及び第4項関係）

電気通信役務契約等状況報告	
利用者の数の平均	年 4月 1日から 年 3月 31日まで
事業者名	
その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しないサービスの場合	
サービスの種類	（サービスの種類）
利用者の数の平均の区分	
900万未満	☐
900万以上1,000万未満	☐

13
4

【監+】
【監+】

様式第15の4（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告	
契約数	年 月 日現在
サービスの種類	事業者名
契 約 数	
電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の2第1項第1号イに掲げるもの	（ ）
施行規則第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの	（ ）
施行規則第59条の2第1項第2号に掲げるもの	
参 考 事 項	

注 1 「電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の2第1項第1号イに掲げるもの」及び「施行規則第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの」の欄は、ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部ごとに記載すること。この場合において、括弧内には、当該ドメイン名の一部を記載すること。
〔2～5 同左〕
【新設】

1,000万以上	☐
その提供の開始時において対価としての料金の支払を要するサービスの場合	
サービスの種類	
利用者の数の平均の区分	(サービスの種類)
450万未満	☐
450万以上500万未満	☐
500万以上	☐

注 1 該当する□にレ印を付けること。

2 サービスの種類として、第2条第3項の表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務及び当該電気通信役務の名称を記載すること。複数のサービスの種類について報告する場合には、サービスの種類の列を追加することにより報告することができる。

3 第2条第3項の表の報告対象役務の欄に掲げる加入電話から仮想移動電気通信サービスまでは、当該役務ごとの利用者の数の平均の区分を報告すること。また、携帯電話及び仮想移動電気通信サービスの双方を提供する場合には、仮想移動電気通信サービスの利用者の数については、携帯電話の利用者の数に含めて報告すること。同表の報告対象役務の欄に掲げる電子メールサービスからその他電気通信役務までは、一の報告対象役務に該当する複数のサービスを提供する場合、実態に応じた合理的な分類により、当該複数のサービスごとに報告することができる。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第16 (第2条第7項関係)
[第1表～第6表 略]

様式第17 (第2条第7項関係)
[第1表～第3表 略]

様式第18 (第2条第8項関係)
[略]

[注1～10 略]

様式第19 (第2条第8項関係)
[略]

[注1～8 略]

様式第20 (第2条第8項関係)
[略]

[注1～8 略]

様式第21 (第3条第1項関係)
伝送路設備設置状況報告
都道府県別種類別回線数

年 3 月 31 日現在

様式第16 (第2条第3項関係)
[第1表～第6表 同左]

様式第17 (第2条第3項関係)
[第1表～第3表 同左]

様式第18 (第2条第4項関係)
[同左]

[注1～10 同左]

様式第19 (第2条第4項関係)
[同左]

[注1～8 同左]

様式第20 (第2条第4項関係)
[同左]

[注1～6 同左]

様式第21 (第3条第1項関係)
伝送路設備設置状況報告
単位指定区域別種類別回線数

年 3 月 31 日現在

事業者名

種類 都道府県	有線				無線
	二線式	同軸	光信号 伝送用	その他	
合計					

【注1・2 略】

3 「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

4 【略】

様式第27（第7条の3関係）

【略】

【注1～11 略】

12 「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第五十八条第一号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。

【13・14 略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

事業者名

種類 単位指定区域	有線				無線
	二線式	同軸	光信号 伝送用	その他	
合計					

【注1・2 同左】

3 「単位指定区域」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

4 【同左】

様式第27（第7条の3関係）

【同左】

【注1～11 同左】

12 「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第五十八条第一号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。

【13・14 同左】

(第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第三条 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

(用語)

第二条 「略」

2 この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

「一〇四 略」

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般県間中継系ルータ交換伝送機能に限る。）、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。

「六・七 略」

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘定科目表
資産

科 目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ (端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。) 一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定県間中継ルータ S I Pサーバ セクションボードコントローラ ENUMサーバ I P電話用DNSサーバ ゲートウェイルータ メデイヤゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ (端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。) 網終端装置 (I P-V P Nサービスに係るもの) 網終端装置 (インターネット接続サービス

改正前

(用語)

第一条 「同上」

2 「同上」

「一〇四 同上」

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能に限る。）、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。

「六・七 同上」

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘定科目表
資産

科 目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ (端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。) 一般第一種指定中継ルータ S I Pサーバ セクションボードコントローラ ENUMサーバ I P電話用DNSサーバ ゲートウェイルータ メデイヤゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ (端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。) 網終端装置 (I P-V P Nサービスに係るもの) 網終端装置 (インターネット接続サービス

		に係るもの) 収容イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。) 中継イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。) ゲートウェイスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。) 伝送路 (何) 2 特別第一種指定設備 端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの) 主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの) 端末系伝送路 (光信号の伝送に係るもの) 主配線盤 (光信号の伝送に係るもの) 公衆電話設備 端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)
--	--	--

		に係るもの) 収容イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。) 中継イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。) ゲートウェイスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。) 伝送路 (何) 2 特別第一種指定設備 端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの) 主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの) 端末系伝送路 (光信号の伝送に係るもの) 主配線盤 (光信号の伝送に係るもの) 公衆電話設備 端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)
--	--	--

		の提供に用いられるもののうち、ルーティン ング伝送機能に係るもの) 信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 【略】 【略】 第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)
【略】		
費用 費 業 費 用 収 業 収 益		
【表略】 【表略】 【(注) 略】		

		の提供に用いられるもののうち、ルーティン ング伝送機能に係るもの) 信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 【同左】 【同左】 第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)
【同左】		
費用 費 業 費 用 収 業 収 益		
【表同左】 【表同左】 【(注) 同左】		

[様式第1～様式第3 略]
様式第3の2

固 定 資 産 帰 属 明 細 表 (一般第一種指定設備再掲)

		(単位 円)			
		一般第一種指定設備計		略	
機械設備	一般第一種指定設備計	略		略	
		略		略	
		略		略	
		略		略	
		略		略	
		略		略	
		略		略	
		略		略	
		略		略	
		略		略	
		略		略	
		略		略	
公衆電話機械設備		略			
		略			
市内機械設備		略			
		略			
市外機械設備		略			
		略			
電報機械設備	略				
	略				
伝送機械設備	略				
	略				
無線機械設備	略				
	略				

[様式第1～様式第3 同左]
様式第3の2

固 定 資 産 帰 属 明 細 表 (一般第一種指定設備再掲)

		(単位 円)				
		一般第一種指定設備計		同左		
機械設備	公衆電話機械設備	同左		一般第一種指定中継ルータ	S I Pサーバ	同左
		同左				
		同左				
		同左				
		同左				
		同左				
	市内機械設備	同左				
		同左				
		同左				
	市外機械設備	同左				
		同左				
		同左				
電報機械設備	同左					
	同左					
	同左					
伝送機械設備	同左					
	同左					
	同左					
無線機械設備	同左					
	同左					
	同左					

〔(注) 略〕
〔様式第4 略〕

〔(注) 同左〕
〔様式第4 同左〕

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備再掲）

(単位 円)

		一般第一種指定設備計		[略]			
		[略]		一般第一種指定中継ルータ			
				一般第一種指定泉間中継ルータ			
				SIPサーバ			
				[略]			
				[略]			
営業費							
うち貸倒損失							
運賃							
施設保全費							
共通費							

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備再掲）

(単位 円)

		一般第一種指定設備計		[同左]			
		[同左]		一般第一種指定中継ルータ			
				SIPサーバ			
				[同左]			
				[同左]			
				[同左]			
営業費							
うち貸倒損失							
運賃							
施設保全費							
共通費							

管 理 費							
試験研究費及び研究費償却							
減 価 償 却 費							
固 定 資 産 除 却 費							
うち							
通 信 設 備 使 用 料							
租 税 公 課							
合 計							

管 理 費							
試験研究費及び研究費償却							
減 価 償 却 費							
固 定 資 産 除 却 費							
うち							
通 信 設 備 使 用 料							
租 税 公 課							
合 計							

直 接 課							
活 動 基 準 帰 属 賦							
配							

直 接 課							
活 動 基 準 帰 属 賦							
配							

備考 表中の「」の記載は注記である。

【(注) 略】

【(注) 同左】

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第四条 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後			改正前		
(用語) 第二条 「略」 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 〔一〇四 略〕 五 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータ（一の都道府県の区域内の通信の交換等を行うものに限る。）であつて、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。 五の二 一般第一種指定県間中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータ（専ら異なる都道府県の区域間の通信の交換等を行うものに限る。）であつて、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。 六 一般第一種指定ルータ 一般第一種指定収容ルータ、一般第一種指定中継ルータ及び一般第一種指定県間中継ルータをいう。 六の二 関門系ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータ又は一般第一種指定県間中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される一般第一種指定中継ルータ又は一般第一種指定県間中継ルータ（他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限る。）をいう。 〔六の三〇十五 略〕 （法定機能の区分、内容及び対象設備等） 第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれらの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。			(用語) 第二条 「同上」 2 「同上」 〔一〇四 同上〕 五 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。 〔新設〕 六 一般第一種指定ルータ 一般第一種指定収容ルータ及び一般第一種指定中継ルータをいう。 六の二 関門系ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される一般第一種指定中継ルータ（他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限る。）をいう。 〔六の三〇十五 同上〕 （法定機能の区分、内容及び対象設備等） 第四条 「同上」		
機能の区分	内 容	対象設備	機能の区分	内 容	対象設備
六の二 ルーティング伝送機能 〔略〕	〔略〕 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般第一種指定中継系ルータ設備等（関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ、関門系ルータ又は関門交換機接続用メディアゲートウェイと関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及び関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定収容ルータとの間に設置される第一	同上 同上	同上 同上	一般第一種指定中継系ルータ設備等

〔略〕	〔略〕	
	一般県間中継系ルータ交換 伝送機能	第一種指定県間中継系ルータ設備等（関門系ルータ以外の一般第一種指定県間中継ルータ、一般第一種指定県間中継ルータと一般第一種指定県間中継ルータとの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備、一般第一種指定県間中継ルータに設置される第一種指定県間中継系伝送路設備及び関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ又は第一種指定県間中継ルータと関門系ルータとの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備をいう。以下同じ。）により通信の交換及び伝送を行う機能（特定のパケットについて優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。）
（第一種指定設備管理運営費の算定） 第九条 一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費は、第四条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。ただし、他の電気通信事業者が設置する設備を利用して当該機能を提供する場合においては、当該設備の利用に必要な費用の総額を加えるものとする。 〔2 略〕 （一般中継系ルータ交換伝送機能等に係る接続料） 第十八条の二 〔略〕 2 第四條の表の六の二の項の一般県間中継ルータ交換伝送機能に係る接続料は、データ伝送業務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送役務に関するものについては通信		
〔同上〕	〔同上〕	
		種指定中継系伝送路設備をいう。以下同じ。）により通信の交換及び伝送を行う機能（特定のパケットについて優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。）
（第一種指定設備管理運営費の算定） 第九条 一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費は、第四条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。 〔2 同上〕 （一般中継系ルータ交換伝送機能に係る接続料） 第十八条の二 〔同上〕 〔新設〕		

量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（接続料規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
附則 〔1～14 略〕 15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道府県の区域（当該事業者が固定端末系伝送路設備を設置する都道府県の区域に限る。）以外の都道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポートビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。 〔16・17 略〕	改正前
備考 表中の「」の記載は注記である。	附則 〔1～14 同上〕 15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この項において同じ。）以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポートビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。 〔16・17 同上〕

（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第六条 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
附則 (経過措置) 第四条 削除 第五条 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、新接続料規則第四条の表二の項の機能（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項の機能（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項の機能、六の二の項の機能（一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般県間中継ルータ伝送交換機能に限る。）及び九の項から九の四の項までの機能を用いて、他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機又は関門系ルータで接続し、IP電話（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を用いて提供されるものを除く。以下同じ。）を提供するために通信の交換及び伝送を行う機能（次項及び第三項において「光IP電話接続機能」という。）の接続料を設定するものとする。 [2・3 略]	附則 (経過措置) 第四条 令和六年十二月三十一日までの間、新施行規則第二十三条の四第二項第一号の二の特 定接続を行う場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤 を加えた金額に照らし公正妥当なもの（他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで 接続し、IP電話（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第 四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定す るインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を用いて提供されるものを除く 。以下同じ。）を提供するために通信の交換及び伝送を行うものに限る。）については、関門 系ルータを経由してIP電話を提供する場合及び関門交換機を経由してIP電話を提供する場 合の通信時間を合算したものをを用いて計算される金額とする。この場合において、当該金額は 、通信時間を単位として計算されるものとする。 第五条 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、新接続料規則第四条の表二の項の機能（ 端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項の機能（ 関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項の機能、六の二の項の機能（一般中継系ルータ 交換伝送機能に限る。）及び九の項から九の四の項までの機能を用いて、他の電気通信事業者 の電気通信設備を関門交換機又は関門系ルータで接続し、IP電話を提供するために通信の交 換及び伝送を行う機能（次項及び第三項において「光IP電話接続機能」という。）の接続料 を設定するものとする。 [2・3 同上]
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第七条 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

附 則		附 則	
第五条 【略】		第五条 【同上】	
2 加入電話・メタルIP電話接続機能に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		2 【同上】	
【略】		【同上】	
新接続料規則別表第一の一第二表	【略】	IP電話用DNSサーバ 都道府県区域間伝送路設備	DNSサーバ 都道府県区域間伝送路設備
新接続料規則別表第四の一第二表		【同上】	
新接続料規則別表第五第二表		【同上】	
【3 略】		【3 同上】	

第六条 加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料は、附則別表第一一表の部分機能の区分の欄に定める各部分機能の単位費用総額（単位費用（附則別表第二の要素機能の区分の欄に定

第六条 加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料は、附則別表第一一表の部分機能の区分の欄に定める各部分機能の単位費用総額（単位費用（附則別表第二の要素機能の区分の欄に定

める要素機能（附則別表第一の部分機能の区分の欄に定める部分機能の構成要素となる機能をいう。以下同じ。）について、附則別表第二の対象設備の欄に定める対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設に係る費用の額を用いて算定された当該要素機能の原価及び利潤の総額を当該要素機能に係る需要で除したものをいう。以下同じ。）の総額であつて、附則別表第一の単位費用総額の算定方法の欄に定める方法により算定したものをいう。以下同じ。）を当該各部分機能に係る需要（要素機能の単位費用算定に用いる通信時間であつて、当該各部分機能に係るものをいう。）により加重平均したものに一から特定比率を減じた比率を乗じることにより算定した額に、附則別表第一第二表の部分機能の区分の欄に定める部分機能の単位費用総額に特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するものとする。

〔2 略〕

第八条 削除

附則別表第 1（附則第 6 条関係）

〔第 1 表 略〕

第 2 表

部分機能の区分	内容	単位費用総額の算定方法
一 関門系ルータ接続機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行う部分機能	メタル回線収容部に係る単位費用＋一般中継系ルータ交換伝送部に係る単位費用＋一般中継系ルータ接続伝送部に係る単位費用＋一般県間中継ルータ接続伝送部に係る単位費用＋SIPサーバ部に係る単位費用＋関門系ルータ交換部に係る単位費用＋SIP信号変換部に係る単位費用＋番号管理部に係る単位費用＋ドメイン名管理部に係る単位費用

附則別表第 2（附則第 6 条関係）

める要素機能（附則別表第一の部分機能の区分の欄に定める部分機能の構成要素となる機能をいう。以下同じ。）について、附則別表第二の対象設備の欄に定める対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設に係る費用の額を用いて算定された当該要素機能の原価及び利潤の総額を当該要素機能に係る需要で除したものをいう。以下同じ。）の総額であつて、附則別表第一の単位費用総額の算定方法の欄に定める方法により算定したものをいう。以下同じ。）を当該各部分機能に係る需要（要素機能の単位費用算定に用いる通信時間であつて、当該各部分機能に係るものをいう。）により加重平均したものに一から特定比率を減じた比率を乗じることにより算定した額に、附則別表第一第二表の部分機能の区分の欄に定める部分機能の単位費用総額に特定接続負担額（他の電気通信事業者が当該部分機能の利用に当たり電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の四第二項第一号の二の特定接続を行う場合に当該他の電気通信事業者が負担すべき金額に相当する額であつて、前条第二項の規定により読み替えて適用される新接続料規則第六条の規定により整理された電気通信設備の資産及び費用に基づいて原価及び利潤を算定したものをいう。）を加えた額に特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するものとする。

〔2 同上〕

第八条 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、他の電気通信事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の四第二項第一号の二の特定接続（他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで接続する場合において、アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送を行うものに限る。）を行う場合に、当該特定接続に関して金銭の取得をしないものとする。

附則別表第 1（附則第 6 条関係）

〔第 1 表 同左〕

第 2 表

部分機能の区分	内容	単位費用総額の算定方法
一 〔同左〕	〔同左〕	メタル回線収容部に係る単位費用＋一般中継系ルータ交換伝送部に係る単位費用＋一般中継系ルータ接続伝送部に係る単位費用＋SIPサーバ部に係る単位費用＋関門系ルータ交換部に係る単位費用＋SIP信号変換部に係る単位費用＋番号管理部に係る単位費用＋ドメイン名管理部に係る単位費用

附則別表第 2（附則第 6 条関係）

【第1表 略】
第2表

要素機能の区分	内容	対象設備
【一・二・三】略		
三 一般中継系ルータ接続伝送部	第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定中継系伝送路設備であって、第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置されるもの
三の二 一般県間中継系ルータ接続伝送部	関門系ルータ以外の一一般第一種指定中継ルータと関門系ルータの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定県間中継系伝送路設備であって、関門系ルータ以外の一一般第一種指定中継ルータと関門系ルータの間に設置されるもの

要素機能の区分	内容	対象設備
【一・二・三】同左		
三 一般中継系ルータ接続伝送部	第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定中継系伝送路設備であって、第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置されるもの

【第1表 同左】
第2表

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の規定（電気通信事業法（以下「法」という。）第十二条の二及び第三十三条の改正規定を除く。）の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定（電気通信事業法施行規則第二十三条の二及び第二十三条の四の改正規定に限る。）、第二条の規定（電気通信事業報告規則様式第二十一の改正規定に限る。）及び第三条から第七条までの規定は改正法中法第十二条の二及び第三十三条の改正規定の施行の日から、次条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）及び第四条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下これらを「新規則」と総称する。）の施行の際現に法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新施行規則の施行前においても当該申請に係る接続約款の変更を認可することができる。この場合において、その認可を受けた接

続約款の変更は、改正法中法第十二条の二及び第三十三条の改正規定の施行日において、法第三十条第二項の規定による認可を受けたものとみなす。

3 第一項の規定による申請に係る接続約款の変更の認可の処分の日が新規則の施行後となる場合において、新規則の施行の際現に法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

4 この省令の施行の際現に電気通信事業者又は法第六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（次項において「第三号事業」という。）を営む者である者に対する第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「毎報告年度経過後」とあるのは「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号）の施行の日から起算して」と、「当該報告年度」とあるのは「当該日を含む報告年度の前報告年度」と、「報告年度」とあるのは「当該前報告年度」と、「該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である」とあるのは「第一号に掲げる区分に該当する」とする。

5 前項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による改正後の電気通信事業法報告規則第二条第三項ただし書又は第四項ただし書の規定により、その提供する電気通信役務について同条第三項又は第四項の規定による報告を要しないこととされた電気通信事業者又は第三号事業を営む者に

については、この省令の施行の日を含む報告年度の前報告年度に係る同条第三項又は第四項の規定による報告として、当該電気通信役務について同条第三項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告又は同条第四項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をしたものとみなす。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号）の施行に伴い、平成十三年四月六日総務省告示第二百四十二号（電気通信事業法施行規則第二十三条の二第二項の規定に基づく指定に関する件）は、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 寺田 稔

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第二百四十三号（電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前									
次に掲げる電気通信設備であつて、別表第一の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの並びに第三号のハの設備であつて、東京都において西日本電信電話株式会社が設置するもの又は大阪府において東日本電信電話株式会社が設置するもの 【一・二 略】 三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備であつて、次に掲げるもの イ 一の都道府県の区域内における通信を行うもの（ルータにあつては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。） ロ 専ら異なる都道府県の区域間における通信を行うもの（データ伝送役務（当該電気通信事業者がインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型の電気通信役務に限り、トンネリングプロトコルにより通信路を設定するものを除く。以下同じ。）又はIP電話（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいう。以下同じ。）の提供の用に供されるものに限る。） ハ 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続し、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うルータであつて、IP電話の提供の用に供されるもの 四 施行規則第二十三条の二第四項第二号イ及びロの伝送路設備 五 施行規則第二十三条の二第四項第二号ハの伝送路設備（データ伝送役務又はIP電話の提供の用に供されるものに限る。） 六 【略】 七 【略】		次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの 【一・二 同上】 三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備（ルータにあつては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。） 【新設】 【新設】 【新設】 四 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備（単位指定区域内における通信を行うものに限る。） 【新設】 五 【同上】 六 【同上】									
別表		別表									
<table><tr><td>区域</td><td>電気通信事業者</td></tr><tr><td>【略】</td><td>【略】</td></tr></table>		区域	電気通信事業者	【略】	【略】	<table><tr><td>単位指定区域</td><td>電気通信事業者</td></tr><tr><td>【同上】</td><td>【同上】</td></tr></table>		単位指定区域	電気通信事業者	【同上】	【同上】
区域	電気通信事業者										
【略】	【略】										
単位指定区域	電気通信事業者										
【同上】	【同上】										
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。											

附 則

この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）中第十二条の二及び第三十三条の改正規定の施行の日から施行する。